

第百十八回国会 参議院大蔵委員会會議録第五号

平成二年六月一日(金曜日)
午前九時三十一分開会

委員の異動

四月二十四日

藤田 雄山君

補欠選任
高木 正明君

四月二十五日

高木 正明君

補欠選任
藤田 雄山君

五月二十三日

村田 誠醇君

補欠選任
菅野 久光君

五月二十四日

菅野 久光君

補欠選任
八百板 正君

五月二十五日

八百板 正君

補欠選任
村田 誠醇君

五月二十八日

三治 重信君

補欠選任
橋本孝一郎君

五月二十九日

藤田 雄山君

補欠選任
熊谷太三郎君

五月三十日

熊谷太三郎君

補欠選任
近藤 忠孝君

吉岡 吉典君

近藤 忠孝君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

藤井 孝男君

梶原 清君

田辺 哲夫君

久保 亘君

本岡 昭次君

峯山 昭範君

委員

石川 弘君

大河原太郎君

斎藤榮三郎君

斎藤 文夫君

中村 太郎君

藤田 雄山君

宮崎 秀樹君

吉川 芳男君

赤桐 操君

稲村 稔夫君

鈴木 和美君

前畑 幸子君

村田 誠醇君

和田 教美君

近藤 忠孝君

古川太三郎君

三治 重信君

下村 泰君

野末 陳平君

國務大臣

大蔵大臣

大蔵政務次官

大蔵大臣官房会
計課長

大蔵大臣官房審
議官

橋本龍太郎君

山岡 賢次君

淺見 敏彦君

濱本 英輔君

大蔵大臣官房審
議官

大蔵省主計局次
長

大蔵省理財局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省銀行局保
險部長

大蔵省國際金融
局長

国税庁直税部長

常任委員会専門
員

警察庁刑事局捜
査第二課長

大蔵省造幣局総
務部長

農林水産省經濟
局総務課長

自治省税務局市
町村税課長

国民金融公庫総
裁

日本開發銀行総
裁

日本輸出銀行
總裁

日本銀行券務局
長

石坂 匡身君

藤井 威君

大須 敏生君

角谷 正彦君

土田 正顯君

大津 隆文君

千野 忠男君

福井 博夫君

保家 茂彰君

増田 生成君

岩崎 優君

山田 栄司君

林 桂一君

吉野 良彦君

高橋 元君

山口 光秀君

吉沢 利夫君

説明員

事務局側

参考人

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○平成二年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送付)、平成二年度特別会計予算(内閣提出、衆議院送付)、平成二年度政府関係機関予算(内閣提

出、衆議院送付)について

(大蔵省所管、国民金融公庫、日本開發銀行及び日本輸出銀行)

○國際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び國際開發協會への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○天皇陛下御即位記念のための十萬円の貨幣の發行に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤井孝男君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。
去る五月二十五日、予算委員会から、本日一日間、平成二年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、大蔵省所管、国民金融公庫、日本開發銀行及び日本輸出銀行について審査の委嘱がありましたので、本件を議題といたします。

○委員長(藤井孝男君) この際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
委嘱審査のため、本日、参考人として国民金融公庫總裁吉野良彦君、日本開發銀行總裁高橋元君、日本輸出銀行總裁山口光秀君及び日本銀行券務局長吉沢利夫君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と答へる者あり

○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤井孝男君) それでは、委嘱されました予算について大蔵大臣から説明を聴取いたします。橋本大蔵大臣。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 平成二年度一般会計歳入予算並びに大蔵省所管の一般会計歳出予算、各特別会計歳入歳出予算及び各政府関係機関収入支出予算について御説明申し上げます。

まず、一般会計歳入予算額は、六十六兆二千三百六十七億九千九百万円となっております。

このうち主な事項について申し上げますと、租税及び印紙収入は五十八兆四千億、雑収入は二兆四千三百二十二億八千八百万円、公債金は五兆五千九百三十一億八千九百万円となっております。

次に、当省所管一般会計歳出予算額は、十七兆百一億一千万円となっております。

このうち主な事項について申し上げますと、産業投資特別会計へ繰り入れは一兆三千億、国債費は十四兆二千八百八十五億八千六百万円、政府出資は二千八百億、予備費は三千五百億となっております。

次に、当省所管の各特別会計の歳入歳出予算について申し上げます。

造幣局特別会計におきましては、歳入、歳出とも二千七百七十億五千万円となっております。

このほか、印刷局等の各特別会計の歳入歳出予算につきましては、予算書をごらんいただきたいと存じます。

最後に、当省関係の各政府関係機関の収入支出予算について申し上げます。

国民金融公庫におきましては、収入四千七億六千五百万円、支出四千三百六十九億三千三百万円、差し引き二十九億二千八百万円の支出超過となっております。

このほか、日本開発銀行等の各政府関係機関の収入支出予算につきましては、予算書をごらんいただきたいと存じます。

以上、大蔵省関係の予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第でございます。

なお、時間の関係もございまして、既に配付しております印刷物をもちまして詳細な説明にかえさせていただきますので、記録にとどめてくださるようお願いいたします。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長(藤井孝男君) 以上で説明の聴取は終わりました。

なお、ただいま大蔵大臣から要望がありましたので、お手元に配付いたしました詳細な説明書を本日の会議録の末尾に掲載することとしたと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○村田誠醇君 私は、大蔵省の広報体制、広報予算についてお聞きをしたいと思っております。

質問に入ります前に、大蔵省の広報担当の方にお手数をおかけしまして、大変各種の広報資料をいただきましてありがとうございます。冒頭お礼を言わせていただきます。

まず、大蔵大臣にお聞きをしたいと思うんですが、大臣は消費税のPRを含めまして広報には大変熱心でございまして、自分の顔を新聞に報道させるとか、広報の重要性についてあるいはその意義について大変御理解が深いと思っております。大臣の方から、広報の重要性というんですか、その必要性、意義について御見解をちょっと伺いできればと思っております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) かつて厚生大臣時代に、本院の非常な御協力をいただき、薬害救済基金制度を発足させたことがございます。

当時はスモンの患者の方々の和解がようやく大詰めに近いときであり、そのほかに多くの薬害が世の中には存在をいたしておりました。しかし、その薬害救済基金制度を発足させながら、その制度の内容というものがなかなか一般に知られる機会が少なかった結果として、その救済基金制度がせっかくスタートをしているという事実を御存じないままに、その問題の解決を訴訟に求めた方が当時相当数おられたわけでありました。一たん訴訟を提起いたしました後にその制度の存

在を知り訴訟を取り下げ救済基金制度に乗り入れた方々、あるいは訴訟を提起してしまつたために救済制度に乗り込めない意思がありながら行きがかり上乗れないために解決のずれたもの、そうしたケースをその当時私は随分体験をいたしました。その当時から政府関係広報というものについて、よきにつけあしきにつけもつと拡充することはできないものかという気持ちは非常に強く私は持っております。

大蔵大臣に就任をいたしました時点、御承知のように消費税に対して国民の中にはさまざまな声があつたわけでありまして。しかし、私自身が改めて大蔵大臣として事務方の説明を聞いてみますと、事務方の意図がそのまま理解をされてないケース、もちろん理解をされた上での御批判もたくさんありましたが、理解をされてないというところについての意見というものは相当多くの場面では体験をいたしました。制度の創設前の段階から十分な広報活動が行われていたならば、賛否いずれにせよもっと冷静な環境で国民に御議論がいただけたのではなからうか、これも率直な感想であります。

また、もう一つの考え方として非常に強く私の頭にありますのはイギリスのいわゆるグリーンペーパーでありまして、政府が新たな施策を考える時点で、それを制度化する以前にまず現状、そしてその現状がそのまま対策を講じずに将来に続いた場合に出てくる事態、それに対して政府が講じようと考えている手段、こうしたものを明らかにした上で世論調査をするという形で国民に対して政府の考え方を徹底し、同時にそれに対する国民の反応を調べる。厚生大臣当時、私は、ちょうど労働党内閣から保守党内閣に移りかわりますときに、労働党内閣が実施していたそのグリーンペーパーを保守党政府がどう使われるのか非常に興味を持って調べた時期がございますが、いずれも非常に有効な活用のされ方をしていたという記憶があります。

いずれにしても、政府が何を考えているかということを知っていただく機会というもののはできるだけ拡大しておく必要がある、そしてその考え方の出てくる基礎から国民に御説明をする必要がある、そうした気持ちを私は大変強く今も持っております。今現在行われております大蔵省の広報というものがそうした方向で国民に受けとめていただけていれば非常に幸せでありますし、この消費税につきましても、例えば国税庁の諸君が視覚障害の方々のために点字を使った資料等を作成しておりますことについても、よく気をつけて努力をしてくれている、私はそう感謝しながら眺めておるところであります。

○村田誠醇君 大変貴重な御意見をありがとうございます。

そこで大蔵省の方にお聞きしたいんですが、私の方に国税庁の事務年報(第三十七回)というのを配付していただきました。これは各議員に配付されていると思うんですが、その中に「広報活動」という項目がございまして、「広報は、指導、相談及び調査と並んで重要な意味を持つものである。」「庁報のねらいは「納税意識の高揚を図ること」、「税法、簿記会計など税に関する知識の普及と向上を図ること」、「申告期限、納期限等について、納税者の注意を喚起すること」、あるいは「納税者と税務当局との相互の理解を深め、両者の信頼関係を高めること」と、こう目的が書かれているわけでございます。大蔵省の方で現在広報を実施していますが、これは六十二年度版でございますので、昨年度もしくは今年度の広報のねらいというんでしうか、目的、これにつけ加えるようなものあるいは特筆すべきようなことがあればちょっと御説明をいただきたいと思っております。

○政府委員(石坂匡身君) ただいま年報を引かれまして、調査、指導、相談、それと並んで広報の重要性というふうなお話がございますが、この基本方針と申しますものは、これは年度によって変わるところはないと存じます。

ただ、私も税制改革という非常に大きな法案

を成立させていただきまして、それを実施していくという段階におきまして、特に新しい税制の内容あるいは税制改革の内容、そういったものを広く国民の皆様方に知っていただく必要があらうかと存じまして、平成元年度におきまして、何といたしましてか、指導といえましょうか、あるいは相談といえましょうか、広報といえましょうか、そうしたところにとりわけ力を注いできたということでございます。

○村田誠雄君 一般的なことで結構なんですけれども、通常、広報活動をなさる場合、これは活字媒体に限って御答弁いただきたいんですけれども、いろいろな部内で相談なさるあるいは協議をして、こういうことをしよう、ああいうことをしよう、いろいろ部内でディスカッションが多分あると思うんですね。それから、それを実現するためにはどういふふうなことがいかに、粗いデッサンといふんでしょうか、企画立案をし、それがいろいろな討議を経ることによってきちんとした企画書もしくは稟議書というふうな形をとってまとめる。そうすると今度は、それをどういふ方法、手段でPRしたいのか中身についてもいろいろの論議をし、成案を得たら内部的な上司の決裁、機関の決裁を受けて外部発注をする、もしくは内部的に処理をしていく。そしてでき上がったものをそれぞれの担当のところでもう一度チェックをして、問題がない、目的どおりだということになれば完成、納品、そしてそれをそれぞれのところに配付する、あるいは役所の窓口等において置いておく、こういうことに多分なると思うんですね。大体こんな経過をとって一つの広報活動が行われるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○政府委員(石坂眞男君) 広報活動がどういふシステムで私どもの方で検討し実施をしているかというお尋ねでございますが、私ども、税務広報といふものににつきましていろいろのことをやっております。非常に粗く申し上げますと、テレビ、ラジオと

いったものを通ずる番組、これが一つございまして。代表的なものを申し上げますと「メイコとあなたの税金ミナール」でございますとか、あるいは田中三三さんの「あなたのための税金相談」とか、そういった定時番組を提供いたしますとともに、非常に知っていただきたい問題に對しましてはテレビやラジオにスポットを流すというふうなことをやっております。それから、今、活字媒体というお話がございましたけれども、新聞とか雑誌というふうなものを通じていろいろなこと、こちらがお伝えしたいことを掲載していただくというふうな試みもやっております。

それから、量的に非常に多うございますのは、活字媒体の中でも、いろいろなパンフレットをつくりましてこれを広く納税者の方々に読んでいただく、知っていただく、あるいはこちらからいろいろな説明会を催させていただく、そういった形でやっておるわけでございます。例えば新税制につきましましては、「豊かな明日へ」というふうなパンフレットをかなりの部数をつくっておりますし、あるいは「知っておきたい税情報」でございますとか、「ご存じですか、あなたの減税」ですとか、そういったパンフレット類をたくさんつくっております。そして、そうしたパンフレット類は、ただのだけではなかなか読んでいただくということもあれでございますので、各税務署に全部それを備えつけて御自由に納税者の方に持たせていただくというふうな手段を講じますと同時に、消費者向けあるいは事業者向けに、特に消費税の問題につきましましてはこの実施につきましまして中身をよく知っていただくという必要がございますので、こうしたパンフレットを用いまして各種の説明会を開かせていただいております。

この開催件数をちなみに申し上げますと、平成元年におきましては消費者向けに約二万三千回催しております。それから事業者向けでは三万七千回、かなりの回数を実施しております。

こうしたいわば結果としてあらわれてくる前提としてどういふ部内的な検討を行っておるかというところでございまして、大蔵省の中には、国税庁あるいは税関を含ましてこの税制の問題といふものには関係があるわけでございまして、私も、一つは大蔵官房に広報室というシステムがございます。それを担当しております審議官もおります。主税局におきましてはこれを担当いたします。企画官がおります。その下にセクションがございます。国税庁には広報課というものがございまして、そこにスタッフを抱えておるわけでございます。それから、私どもの出先には財務局がございまして、財務局を通じても税制、財政のいろいろな知識の伝播を果たしていただいております。地方課というものがございまして、一括しております。そういう各セクションが寄り合います。課長レベル、課長補佐レベルあるいは係長レベル、係員レベルというところで十分に討議をいたしました。いろいろな企画立案をいたしますし、それからパンフレット類を作成いたします。ただ、私どもだけではなかなか知恵が回らぬという面もございまして、その場合には広告代理店というふうなもの、ノーハウ、これを何うというふうなこともございます。

そうした過程を通じていろいろな資料をつくりまして、それを出先でございまして、財務局、あるいは財務事務所、税関、国税局、税務署、そういったところにも広く頒布いたしまして、そうした場所を通じてパンフレット類につきましましては広報を進めているというのが実態でございます。

○村田誠雄君 いろいろなポジションでそれぞれ、税関にもございまして国税庁にもあるということでございますので、中身がそれぞれ違うわけでございますから一概になかなか言えないと思うんですが、そういう広報をする場合の中身、内容、こういうのは、担当でいろいろ御検討はなさるんでしょうけれども、稟議書あるいは企画書と

なつて上がったときに、直接の担当から外れて所管をするそれぞれの上司は一体どの程度その中身についてチェックなさるんですか。全部一応見るんですか。それとも、一応こういうことをしたいという稟議書と意義、目的、概要だけを見てああこれだいいという決裁なんですか。中身まで踏み込んでどんな形でどんなふうな文章になるのか、中身がどうなっているのか、こういうことまでも見られておるんですか。

○政府委員(石坂眞男君) まず、どういふふうなパンフレット類あるいはどういふふうな方針でPRを行うかということにつきましては、いろいろなセクションの者が集まりまして討議、ディスカッションをいたします。そうした過程で出てまいりましたものを、これをそれぞれまた自分のセクションに持ち帰りましてそれぞれの担当の上司に諮るというふうなことで方針を決めていくわけでございます。その後は、つくりまします資料、税法の解説みたいなことでありますればこれはやはりそのセクションの専門家ということになりまして、あるいはどういふ形では非常にわかりやすいものになるかということであるならば、ある程度広く、知識のないようなセクションの人にもそれを見せ、どうだろうかというふうなフィードバックもいたします。そうした形で、かなりの多くの人間が関与をした形でもってでき上がっていくというのが実態でございます。

○村田誠雄君 それでは資料——資料といえましょうか、ちょっとお聞きしたいんですが、本年度の広報予算、たしか事前にいただきました資料では二十五億でございますか、約二十五億円と出ておりますが、私ちょっと不勉強でございますが、大蔵省の予算をいろいろひっくり返して見てみましたら、大蔵省はいろいろなところに広報という文字がありまして必ずしも税制のパンフレットだけではないわけですね。税関もございまして、例えばこれは目の区分でいくと九五〇一六二二二三—〇九、庁費のうちの広報費として二億六千

四百六十五万五千円というのが計上されておるわけですね。そのほかにも税制関係資料作成費として四千二百七十七万八千円とか、あるいは税関広報費として三百八十一万とか、こういう数字が出てくるわけですね。あるいは事項の九五で国税の広報活動等に必要経費として一億六千一百一十四万四千円。

よく見てみるんですが、広報と書いてあるのを全部足してみてもどうも二十五億にはいたらない資料では足りないんで、どこかにあるいはその他の経費の中に入っているのかと思うんですけども、ちょっとどういうふうな予算書を見たいのか、御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(石坂匡身君) 大蔵省全体の平成二年度の税制についての広報の予算、これは国税庁も含めまして約二十六億円でございす。細かく申しますと二十五億九千九百万円でございす。

今先生お話しただきましたのは恐らく大蔵本省の予算についてお調べいただいた数字をおっしゃったんだと存じますけれども、このほかに実は国税庁に約二十四億円ほどの広報予算がついておるわけでございます。それを全部集計いたしますと、先ほど私が申し上げましたような約二十六億円程度の数字になるというところでございす。

○村田誠醇君 昨年度は大変な税制改革が行われてそれが実施されたということで、かなり消費税を広報する事務、これは各省それぞれ行われたと思うんですけども、その際の方針というんでしうか方向というんでしうか、例えば新税制ができたからその中身を説明するんだ、手続を説明するんだ、いろんなことがあると思うんでしうか、どこに重点を置いたのか。

それから、一年間実施したわけですが、平成二年度においてはその方針、今度は重点をこちの方に移す、従来は一般的な説明だったけれども今度はこちの方向にしようとか、多分方針が少し違うんだらうと思うんですけども、元年度と二年度で方針がどのようなスタンスを持っているのか、ちょっと御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(石坂匡身君) 平成元年度につきましては、ただいま御質問ございしたようにまさに消費税の実施初年度ということでもございした。それで、内閣に新税制実施円滑化推進本部というものが平成元年の一月十日に設置をされてございす。そこで一月十日に「各関係行政機関において新しい税制について国民に真の理解を求めるきめ細かな施策を実施する」、「そのための広報指導、相談等の施策(例えば相談窓口の設置等)を積極的に実施する」、そういうふうな決定がございまして、これに沿ひまして各省挙げてこの税制のPR、円滑な実施というところにつきまして、各省それぞれ分野がございす。そうした点についての取り組みが始まったわけでございます。

大蔵省について申し上げますと、ただいま御答弁申し上げましたようないろいろな組織、あるいは媒体、手段を使いまして説明会等をやらしていただいたわけでございますけれども、通産省、あるいは経済企画庁、農林省、公正取引委員会、文部省、厚生省等々におきましても、それぞれの分野につきまして消費税につきましての実施についていろいろな事業者の方にも知っていただかなければならないというふうなことがございすので、そうしたことにつきまして幅広くPRをしていただきました。そうした結果は、この実施円滑化推進本部といひますものをその後数回開いておりまして、その都度報告をしていただくというふうなシステムで進んでまいっております。

で、平成二年度に入りましても、この消費税につきましての一層の定着を図るというのが現在定まっております法律を執行する者としての務めでございますので、引き続きこうした税制改革の一層の定着のための広報というふうなことで、それからもう一つは、この税制に対する関心が非常に国民の間に高まっていると存じますので、この税の使い道を含めまして税制一般についての広報といったものもあわせて実施をしていきたい、かように考えておる次第でございます。

○村田誠醇君 お忙しい中、農水省の方にいらしていただいておりますが、農水省の「農業と消費税」というこのパンフレットをいただきました。消費税、大変PRなさったと思うんですが、簡単に結構ですが、今と同じように、その際どういう姿勢でございしようか、スタンスでやっただのか、ちょっとそのことだけ簡単にお願いいたします。

○説明員(山田栄司君) 消費税の導入に際しまして、農林水産省におきましては、今お話しのございました政府の対策本部を受けまして省内に消費税導入円滑化対策本部を設置いたしました。

この本部の方針に基づきまして、本省とか地方農政局等に相談窓口を設置しますとともに、広報活動としましては、事業者及び消費者を対象にしまして、まず事業者につきましては、農林水産省あるいは関係団体を中心にしまして各種説明会を開催していただいております。それから、今お手元にお示しただきましたパンフレットにつきましては、農林省も農業、林業、漁業、あるいは食品産業等ございす。それぞれの生産者等に対しては消費税の仕組み、納税計算、転嫁対策等を説明するようパンフレットを作成しております。

それから消費者に対しては、消費者が買ひ物の際に混乱が起きないようにというふうなことも踏まえまして、内税、外税の価格表示方法を店頭に表示するためのポスターを作成して配布する等、それぞれ周知徹底を図ってまいるところでございます。

○村田誠醇君 農水省の方にお聞きしたいと思ひます。

本年度の予算の中にも広報予算というものは当然入っていると思ひますけれども、仮定で申しわけないんですが、二年度の予算が通過したときに消費税広報というのはどういうふうな予算予定なのか、ちょっと簡単に御説明いただきたい。

○説明員(山田栄司君) 消費税の広報でございますが、先ほど申しました消費税導入の際におきまして、今申しましたパンフレットとか各種説明会

を開催するというようなことで昭和六十三年度補正予算におきまして約二億三千万円の予算をいただいて、普及の徹底を図ったわけでございます。その後、元年度及び平成二年度に至りましては特に消費税に関する予算は計上しておりません。私ども、業界団体を通じてヒアリングを行うとか、あるいは先ほど御説明申し上げました相談窓口を設けております。そういうところでいろいろ相談に應ずるといふふうなことをさしていただいております。

○村田誠醇君 昨年の十二月十三日に自民党で消費税の見直し案を決めました。そして同じく十二月二十三日に、今度は政府が税制改正大綱で消費税の見直しを決めた。この中身のポイントは飲食料品等の非課税ということで、農水省が一番、かなめと言っちゃいけません。目玉になっております。当然かなり広報をしなければいけない。その予算もくっついていられるだろうと思ひますし、計画があるだろうと思ひます。この見直しに關しての広報はどのような計画になつておるのか、予定があるのか、ちょっとお聞かせ願ひたい。

○説明員(山田栄司君) 消費税見直し案に対するPRというふうなお尋ねでございますが、昨年秋季に見直し案が決定しまして当面私どもも対応しておりますことは、所管業界あるいは関係団体等から食料品の見直しの内容その他についていろいろ問い合わせがございす。現在はそういう問い合わせに対して説明をさしていただいております。というふうなことでございす。それから、消費税見直し法案そのものが通りましたら、消費税導入の際に準じましたような対策につきまして今後いろいろまた考えていかねばならないというふうな考えておるところでございます。

○村田誠醇君 予算案が通過したら執行できるんじゃないですか。見直しの広報をして構わないんじゃないですか。農水省はそういう計画はありませんか。

○説明員(山田栄司君) 現在内部でいろいろ検討

さしていただいておりますという段階でございます。
○村田誠雄君 予算案が通った実施しないんですか。法律案は別としても、予算案が通ったら広報活動にすぐ着手するということはありませんか。

○説明員(山田栄司君) 先ほど申しましたとおり、現行の消費税につきましては、相談窓口を置いて各種相談に応ずるといふふうな体制、あるいは関係業界から定期的にヒアリングさせていただいたり、あるいは問題点があればそれぞれ指導ないしは解決の方法を講じておるといふふうなことでございますが、消費税の見直し法案につきましては法律が現在審議されている段階でございます。そのような審議状況を踏まえて今後検討させていただきたいというふうにお考えのところでございます。

○村田誠雄君 それじゃ、予算案が通っても法律案が通らない限り農水省としては見直し案の中身についてのパンフレット、新聞その他における広報はやらない、あるいはできない、こういうふうな理解してよろしいですか。

○説明員(山田栄司君) 先ほど申し上げましたとおり、見直し案につきましては、御案内のように食料品につきましては見直しがございまして、こういうふうなことでございまして、私ども所管の業界あるいは関係団体とも重大な関心を持っておりまして、団体からの問い合わせ等に対応していきたいというふうにお考えのところでございます。

○村田誠雄君 それでは大蔵省にお聞きしたいんですが、いろいろ消費税のパンフレットを出されていると思うんですね。広報活動、それはテレビ、ラジオを通じた電波媒体、それから全国紙を通じての広報宣伝のほかに、いろいろなパンフレットが出されていると思うんですが、衆議院の予算委員会に提出した資料によりますと、「新税制に関するパンフレット等」という資料がございまして、そこにはいろいろパンフレットの種類と発行部数が書かれておりますが、これはこれを全部出し

たということでございますね。その点、確認をしたいと思います。

○政府委員(石坂匡身君) 御質問のとおりでございます。出しましたものは、これは平成元年度予算の執行といたしまして出しておるところでございます。

それから、ただいま見直しの広報につきましても、お尋ねが農水省の方にございました。若干補足して御説明をさせていただきます。若干補足が、政府といたしましては昨年の年末、十二月二十六日でございますけれども、新税制実施円滑化推進本部というものを開催いたしました。先ほど申し上げたところでございまして、見直しの趣旨が国民の間に広く理解されるよう広報を積極的に推進するというふうな申し合わせをしております。

大蔵省並びに総理府といたしましては、政府の税制改革大綱が決まりました、あるいは予算案が概算決定いたしました後にございまして、この見直し案につきましては政府はこういうことを決めましたというふうなことをパンフレット等をつけましてPRをさせていただいております。恐らく委員がお尋ねになりましたパンフレットの中にそうしたパンフレットも若干含まれていると思っております。

○村田誠雄君 そうすると、政府は見直し案を決めた段階でその内容を積極的に広報して推進をするという関連決定ですか、政府の決定がある。それに基いて大蔵省は行った。

という、農水省は積極的に広報活動を推進しない、こういうふうな受け取れるんですが、その点についてはどうですか。

○政府委員(石坂匡身君) ただいま申し上げましたように、新税制実施円滑化推進本部、これは関係閣僚が入っておられるわけでございまして、関係閣僚が入っておられるわけでございまして、ここでも、ここでそういう申し合わせをしたわけでございまして、それに基きまして広報に取りかかっておるわけでございまして、これはまだ政府がいわば政府案として決定をして国会にお出し

たという段階でございます。それが国会で御審議をいただいた法案として成立するということにはまだ至っておりません。そうした制約の中でございしますものから、したがって主として大蔵省あるいは総理府が、政府としてこういう決定をいたしました、その内容はこういうことでございしますというところで国民の皆様方にお知らせをする、そういうふうな段階にあるわけでございします。

○村田誠雄君 それじゃ具体的に聞きたいんですが、この中にあります「ご存じですか、あなたの減税」というパンフレット、それから先ほど答弁の中で出てまいりました「新税制：豊かな明日へ」、これはどのくらい発行したんですか、そして金額は大体幾らくらいなのか、それから何回か版を重ねていると思うんですがどのくらい重版したのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(石坂匡身君) ただいまお尋ねございました「新税制：豊かな明日へ」は五十万部発行をしております。それから「ご存じですか、あなたの減税」は十五万部出ささせていただきました。そのほかに、これは二回ございまして、すけれども、そのもう少し前に出したものは三千七百四十万部出しております。この一つ一つの予算がどれくらいかということ、今ちょっと手元に資料がございせんので、すけれども、消費税導入後におきますこうしたパンフレット類につきましては約一億二千万円の経費がかかっているわけでございます。

○村田誠雄君 確認をしたいんですが、「ご存じですか、あなたの減税」、このパンフレットは二回発行して、片方は十五万部、片方は三千七百四十万部発行した、そして「新税制：豊かな明日へ」というのは発行部数五十万部、一回、こういうことでよろしいんですか。

○政府委員(石坂匡身君) 若干私の説明が口足らずでございます申しわけございません。この「新税制：豊かな明日へ」といいますのは、五十万部と申し上げましたが、大蔵省の予算からつくりましたものが五十万部でございます。そのほかに総理府の予算で作成をしております、両方合わせますと約三百五十万というものが正確な数字でございます。若干口足らずで申しわけございませんでした。

それから、「ご存じですか、あなたの減税」は、内容的には同じものでございしますけれども、発行が二回にわたっておりますのでございしますから分けて書いてあるということでございします。

○村田誠雄君 いただきました「新税制：豊かな明日へ」は二回出された。片方は大蔵省で五十万部、片方は総理府で二百五十万部出しております。中身は変わっておりますか、同じものですか。

○政府委員(石坂匡身君) 中身は同じでございます。ただ、この「新税制：豊かな明日へ」といいますものは三回改訂版が出されておりますので、そういう意味で三種類ございしますけれども、中身は総理府予算を使いましたものと大蔵省予算を使いましたもの、同じでございます。

○村田誠雄君 つかぬことをお伺いします。大蔵省の方に事前にお願いをいたしました、御答弁なさっている石坂審議官は昭和三十八年入省、後ろの方にいらつしやいます銀行局長は三十四年入省とお聞きいたしましたけれども、間違いないですか。

つかぬことをもう一つ、農水省の方に伺いたいんですが、農水省の方は何年度入省でございしようか。

○説明員(山田栄司君) 昭和四十年に入省しました。
○村田誠雄君 「新税制：豊かな明日へ」というのは三回改訂をなさったというわけですね。中身の記述については若干個人的なものは見解が相違するところもあるんですが、この中に先ほどから言っております消費税の見直しについての広報がなされているんですね。これは、先ほどの説明ですと、政府が決めたか

ら実施したんだということのようですけれども、農水省さんのお話ですと、国会で見直し法案が論議される、法律案としても決まっていなかったから広報はできない、のような趣旨を言われているわけですね。ところが、大蔵省さんあるいは総理府さんが出したのには堂々と「暮らしの視点に立つて見直しを行います」、こう書いてあるわけですね。これは広報の範囲を逸脱しているんじゃないですか。立法論のところまで入ってきている。国会が決める前にもう既にこの中身を今言いましたように二百五十万部も刷って国民に向かってばらまく。これは広報の範囲を逸脱していると思いませんか。その点はどうですか。

○政府委員(石坂眞身君) 今お尋ねの見直しにつきましては、部分に限って申し上げますと、部数は三百五十万部の中で百万万部でございます。そのパンフレットにつきましては、今御指摘のように政府が決定をいたしまして国会にお出しをしております見直し案の説明が入っております。

ただ、政府といたしましたは、政府がこういう政策を決定をし、そしてこれを国会にお願いしているという情報を広く国民の皆様方にお知らせを要するということも一つの重要な任務ではなからうかというふうに考えておりまして、そういう角度からパンフレット類の中にもそうしたことを書き込ませていただいてPRをさせていただいているということでございます。

○村田誠醇君　そのほかのパンフレットを見ますと、消費税の見直しのやつのパンフレットもありますけれども、大体が制度の説明。先ほど言いましたように、納期限あるいは納税者の便宜を図るためのいろいろな手順、方法の説明が加えてある。消費税の見直しというのは全然違う性質のものですね。

それは後で論議するといたしまして、先ほど入省年月日をお聞きしたんですけれども、審議官が入省なさったときに公務員としての宣誓をなさっていると思うんですね。その文面を審議官は御存じですか。覚えていらっしゃいますか。

○政府委員(石坂眞身君) 正確にはその文面は記憶にございませけれども、毎年そうしたことをやっておるということは承知をしておりますし、そうしたことがあったということも承知をしております。

○村田誠醇君 もう一つ済みません、これで最後ですが、農水省の方、あなたも四十十年入省組で宣誓をなさっていると思うんですが、文面は覚えていらっしゃいますか。

○説明員(山田栄司君) 私、四十年に入省させていただいたんですけれども、今お話のありました宣誓はした記憶ございますが、具体的に中身につきまして十分は承知していません。

○村田謙醇君 こう書いてあるんですよね。「私は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を深く自覚し、」——ここまではいいですね。ここはまくらです。「日本国憲法を遵守し、」——これも当たり前です。並びに法令を守ることを誓います、多少後ろの方カットしてありますけれどもね。

大蔵省として守るべき法律というのは、現行の消費税でしょう。それをPRなさるのは、立場が違っても当然なんです。しかし、見直しというのは法律になっていないんですよ。あなたがここは法律になっていないんですよね。あなたがここで宣誓したときに、「法令に従い」——これは決まったものに従うということだと思ふ。しかし、決まっていらないものをこうやって広報するということは公務員としての責任を逸脱しているんじゃないんですか。その点はどうですか。

○政府委員(石坂眞壽) 私どもは、確かにおっしゃるとおり決まった法律を執行するという立場にあるわけでございます。と同時に、政府といたしましていろいろな事態に応じて政策を立案し、法律をつくり、それを国会に御提案申し上げて御審議をお願いするという立場にもございます。そうした後者の立場の一環といたしまして、この消費税の問題につきまして政府としての案といたうものを取りまとめまして国会に御提案申し上げ

げておるわけでございますが、そうしたこの政府の案の内容につきまして、これをやはり国民の方方に広くお知らせをする点についても一つの大切な仕事ではないかと考えております。

○村田鯉蔵君 いいですか、大蔵大臣が政策立案
というか立法で、こういうことをしたいああいう
ことをしたいというならいいですよ。政党がこう
すべきだああすべきだということを主張するのも
結構です。しかし、大蔵省がなぜこうすべきだ
ああすべきだというPRを国の金を使って百十萬部
も刷ってできるんですか。あなたの意見を聞いて
いれば、国会の審議なんか要らないんだ、自分た
ちが決めたやつを堂々とPRすればいい、このよ
うに聞かえます。どうですか。

○政府委員(石坂國身君) 非常に生意氣に聞こえたすればおわびを申し上げますけれども、私どももは法律を執行するという立場、当然それはそういうことでございます。法に定められたこと以外いうことをできるわけはございません。それと同時に、法律というものを、まだどういうふうな法律にするかというのを御提案申し上げていくという仕事もしておるわけでございまして、その後者の仕事の中でこういうふうな政府案がございましてということはお国民にお知らせさせていただきたいと思ひます。

しかし、お知らせにしてもそれが国会で通らなければもちろん執行をできるわけではございません。そのところは十分心得ておるつもりでございます。

○村田鮎靜君 それはおかしいですよ。つまり、政策活動というのは確かに大蔵省はできますよ。こういうことを直したい、こういう不平不満があるからこういう点をヒアリングをして直す、ここまでは認めるんですよ。あるいは議員に対して、国会に対して、こういうふうに直してほしい、そういう働きかけをする、そのための資料をつくる、PRをする、これは当たり前です。私が問題にしているのは、そうじゃなくて、まだ国民的コンセンサスも、議会の中に一致した見

解もできていないものを百万部という大量のパンフレットをつくって国民に向かってPRしたという事です。それが越権行為じゃないかと言っているんです。

私たち議員に向かって、消費税をこう直してほしい、大蔵省としてはこういう立場でこういうふうにする、そのことは幾らPRされたって結構です。しかし、国民に向かってこういう消費税のすよ。パシフレットの中にいかにも見直し案が決まりましたというような格好でPRなざる、これは越権行為じゃないんですかと言っているんですよ。しかも、宣誓で言うところの法令に基づかない——あなたが政策立法でできるんだ、大蔵省の権限でできるんだと言うのであれば、法律案なんか通ら

なくたって、大蔵省が政策立法として必要だと言えど、どんだん広報予算あるいはほかの予算も含めて使える、こういうことになりませんか。あるいはほかの省庁がどんだん使っていて構わないんだ、自分たちはこういうふうな方向でこういうふうな法律を直したいんだからそのための広報をいたします、パンフレットをつくります、テレビ、新聞等の媒体を使ってPRします、これ許されるんですか。大蔵省として認めるんですか。それにどうですか。

○政府委員(石坂正身君) 今お尋ねのパンフレットにつきましては、もちろんそれはあくまでも政府の案でございまして、国会でこれからお決めいただくという話であるということとは断り書きをした上で配らせていただいておりますとございします。それはこのパンフレットの中にも印刷として刷り込んでございます。したがいまして、私どもはあくまでもこれは政府の案であるということとで、ただ、そういうインフォメーションということを国民の皆様方にお知らせするということも大切なことではないかというふうに考えてやつておるわけでございまして、決して法律を軽視するとか国会を、というふうなつもりは毛頭ございません。

○村田誠靜君 それでは、政府が決定したんだか

ら、命令があったからやったんだ、こういうことですか。そのように理解してよろしいですか。

○政府委員(石坂眞男君) 政府の案といたしまして、これは税制改革大綱、あるいは要綱、あるいは法案として閣議決定を経ております。そういう意味で、政府としての意思決定は得ているものでございます。そういう背景があるということはおっしゃるとおりでございます。

○村田誠雄君 いろいろですか。先ほどの農水省でも、予算の中には多分見直しの広報予算も入っております。計画もしているでしょう。しかし、法律案が通らない限りそれを表に出してない。それは各省みんな同じですよ。各省のパンフレットを大蔵省の広報室に御尽力いただいて大変たくさん集めていただきましたが、全部現行の消費税の説明とか手続とかそういうことばかりですよ。何で大蔵省の説明に見直しの中身が入ってくるんですか。しかも百万部。

あなたの判断でやったんじゃないという説明です。そうすると、これは政府の問題になるわけですよ。大臣にちょっとお聞きしなけりや済まなくなってくるんですよ。あなたは、自分としては法令に基づいた広報しかしないだけけれども、政府の新税制の推進機関ですか、で決めたことなんだからやったんです、こういう御説明ですよ。そうすると、命令をなさった大臣もしくは政府にこの点についての答弁を求めなければいけない。大臣、ちょっとお伺いしたい。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 先ほどの御議論を拝聴しながら、仮に審議官の言葉に足らざる点があればおわびをまず申し上げます。

ただ、最初に委員から広報について私自身の考え方を問われましたときに、私は二つの例で私の考え方を御説明申し上げました。一つは、まさに発足した制度についてその内容を国民に熟知していただくという趣旨に基づくものであります。そしてもう一つが政府広報の必要な方向として申しましたのは、政府はこう考えるということ国民に知っていただき、それに対する国民の声が

返ってくる、要するに政府はこう考えるということについて国民に知っていただく広報というものも必要なものである、私はそう申し上げております。

私は、実は国家公務員の宣誓というのが、公務員の経験を持たないものだから、どういう文章になっておりましたのか、そういう点については知識を十分持っておりませんけれども、私は政府がかく考えておられますということについて国民にお知らせをするのも政府広報の一つの大きな役割だと考えておまして、そういう考えからまいりますならば、今委員が御指摘になっておりますポイントというのはまさに政府はかく考えるという範囲に属するものと、そのように心得ております。

○村田誠雄君 大蔵大臣が新しい税制はどうあるべきかとか現行の税制に不満があるとか欠陥があるとか言うことについては、私もそれがけしからぬとか言うことではないです。将来に向かっての立法論的なものあるいは政策的な判断を主張をなさる分については構わない。もちろん政府も。しかし、大蔵省なり政府の行政機関が決まってもいいことをPRする。先ほど言いましたですね、法令に基づかない行為だよと。しかし、政府が命令したんなら、あるいは政府が決めたんなら、何でもやってもいいんだ、できるんだ、こういうことであれば、まさに我々はこんなところで審議する必要性がなくなってくる。

しかも、このパンフレットは三回にわたって改訂をなさったということですね。中身が当然違っているわけですよ。つまり、一番最初にはこんな見直しなんという中身は入ってなかったはずですよ。じゃ、改訂するときに、百万部刷るときにこの見直しを入れる、あるいは入れなければいけない、これを広報の中に入れておこうという指示をだれたのか、その点についてお聞きしたい。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、役所の中の事務手続のいかんを問わず、最終責任は私にあると考えております。

ただ、委員は、三回に分けて、しかもそのときに内容が変わったと。まさに私は、政府はかく考えておられますということを国民に知っていただくというのはやはり政府広報の大きな役割だと考えております。そしてそれは、やはりそのときどきにおいて国民が大きく関心を持たれておるテーマについて情報を提供する責任というものは政府にあると思います。

その中において、率直に申しましてそのパンフレットが出された時期を私は正確に存じておるわけではございませんが、しかしその時期というものを考えてみますと、消費税というものについて国民に非常に大きな関心を寄せていただいている時期であり、しかも関心を持たれておる中では消費税の廃止を求められる方、改めてほしいと言われる方、このままでいいと言われる方、改めてほしいと思われている方がいろいろとあるのを改めてほしいと思う、あるいはどうも改めたいという思い、それそれぞれがいろいろと改めたいという思い、それから見ましても非常に幅の広いものでありまして、そうした国民の声に対して政府はこう考えておりますということをお知らせをする努力というのは、私は政府広報としての当然の役割であると思っております。

そして、そうして提供されました情報に基づいてまた国民としてそれに対して批判の声が出てくる、当然そういうこともあっていいわけでありまして、私はかく考えますということをお知らせする努力が政府広報の範疇を超えるものだと考えておられます。

○村田誠雄君 先ほど大臣はこれが発行された時期がいつだかよくわからないということでありましたが、三回なんですよ。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 三回はわかってます。何月何日ということまで私は存じておるわけではございません。

○村田誠雄君 まさに時期の問題なんですよ。政府の税制改正大綱でこの見直しを決めたのが十二月二十三日です。それから急遽パンフレット

をつくるといったってそんなに簡単にできやしませんよ、年末年始の忙しいときに、しかも予算編成をされているときに。そしてこれができ上がったのがいつですか。恐らく一月末でしょう。つまり、発行された時期が、まさに消費税をどういふふうに持っていくのか国民の審判を仰がなければいけない衆議院の総選挙の前にこのパンフレットが出たということですよ。しかも、最大の争点である消費税を廃止するか見直しをするのかの国民的投票だと言われた選挙のときに、大蔵省が政府が決めたからといって見直し案の中身を国の費用を使って百万部も出す。

しかも、もう一つ宣誓書の例を出しますと、一番最後の文章が、不偏不党かつ公正に職務の遂行をするというんですよ。あなたが公務員に入ったときに。あなたのやった行為、不偏不党で公正な職務を執行したのか。これ、公正というのとみんな違いますが。自民党の手助けをしたんですよ。政府としての、あるいは官僚としての、公務員としての職務を明らかに逸脱した。違ふんですよ。これ。この時期が一月末でしょう。総選挙の直前にこれが出たということなんですよ。しかも、それ以降出たパンフレットの中にはこんな見直し案という中身は何にもないんですよ。このときだけなんですよ、出たのが。違ふんですよ。

○政府委員(石坂眞男君) このパンフレットの経緯でございますが、三回と申し上げましたけれども、元年の五月に初版ができました、元年の十月、それから平成二年の一月中旬でございます。今委員がお手元を持っていらっしゃるのは平成二年の一月中旬のバージョンでございます。十月までのものにはもちろん見直しというものは、政府として何ら決定しておる話ではございませんから入っておりません。その見直しの話が入りましたのは平成二年一月の版からでございます。これは、今委員がおっしゃいましたように、十二月に政府といたしまして税制改革大綱を決定いたしました。それから予算の概算決定をしております。そういう形で予算の歳入の一部としてそ

の見直しの中身を決めておるわけでございます。同時に、先ほど申し上げました推進本部を開きまして、それを情報として御提供申し上げなければいかぬというふうな話も決めたわけでございます。それに基きましてこの一月の中旬にできましておるわけでございます。

○村田誠醇君 私の聞いていることは、あなたが公務員として不偏不党かつ公正に職務をするという宣誓をしているのにもかかわらずこういうパンフレットをつくることは、権限なり義務というんですか責務、それから逸脱しているんじゃないですかと言っているんです。仮に命令されたとしても、法令に基づかないものについて自分はPRすることはできないと。そうでしょう。農水省の方は言っているわけです。予算は通ったとしても法律が通らない限りヒアリングを何とか業者を呼んで情勢を聞く、あるいは問い合わせに対して答える、そういう一般的なものは認めるけれども、こういうパンフレットの活動とか新聞広報活動については見直しの論議が決着つてからやるんだ、こういうことです。大蔵省だけが何で突出したことができるんですか。

私が聞いているのは、広報したことがいいとか悪いとかじゃない。広報を命令されたとき、あるいは広報するときに、あなたは、なぜ現行の消費税と違うんだ、現行消費税の解説をする中に見直し案のことを入れてはまずいと——しかも総選挙の直前の二月の中旬にでき上がったパンフレット、片一方の方の見しき書いてないわけでしょう、政府と言っているけれども、それを職務として遂行したということについてどう思っているんですかと聞いているんです。正しかったんですか。その点はどうですか。

○政府委員(石坂匡身君) パンフレットができ上がりましたのは一月の中旬でございます。私も、先ほど大臣からも御答弁申し上げましたように、政府としてこういうふうにしなさいという法案を用意させていただくというわけでございます。

いますので、それをやはり国民の皆様方に広く知っていただくということが必要であるという政府広報一般の考え方に従ひまして、そういうふうな見直し案を書き込みましたパンフレットを作成させていただきます。それについてでございます。

○村田誠醇君 だから、あなたの論理でいけば、政府が決めたんだから、あるいは大蔵省が決めたんだから、国会の審議なんか関係なくパンフレットを広報活動していいというふうに聞こえますよ。違うんですか。何にも決まってる中身をPRする。しかも金を使ってる。しかも新聞報道によれば、やったけれどもいろいろの野党との関係もあるし、自民党の肩ばかり持っていてちやまずいというので、一月だけで説明会に配布するのをやめた、こう書いてあるんですよ。だれが考えたって片一方の見解しか——それは大蔵大臣の方は当然入れてほしいしということになるでしょうけれども、私も、私どもから言わせれば何でこのところの廃止法案が入らないのかと、こういうことになる。じゃ、大蔵省の見解が廃止でもし固まったら、あるいは今度の消費税見直し案、再見直しでもしいくんだという方向を大蔵省が決めたなら、パンフレットでも一回消費税見直ししますってあなたは広報活動できるんですか。やるつもりですか。その点についてお聞きしたい。

○政府委員(石坂匡身君) これから先のお話はどうか私どもちょっと答弁の限りではございませぬけれども、繰り返して法律を直したいというふうな意思決定があったわけではございまして、その情報を国民の皆様方にお知らせをするということ、これは私どもの仕事の一つではないかというふうに私も考えている次第でございます。

○村田誠醇君 それじゃ違うじゃないですか。いいですか。先ほど言った国税庁の広報の活動という中にも、納税意識の高揚を図ること、あるいは税法の中身についての知識の普及や向上を図ること、それから消費者あるいは納税者の申告期限とか納付期限についてミスがないように喚起す

ること、こういうことが広報の目的ですよと書いてあるでしょう。このとおりだと言っているわけでしょう。この中には将来改正しますよなんて中身をPRしますよというものは書いてないわけですよ。

そんなことを言うんだら、政府が決めたれば、あるいは税制改正で決めれば、大綱で決めれば、すべての広報は、政府がこう考えているんだからといってどんどん金を使ってPRする、片一方の意見なんか無視してやるんだ、こういうふうには聞こえますよ。また、それがもし仮に認められるんだとすれば、我々が審議する必要性なんか何にもないですよ。つまり、政府がやりたいほうだいのことを広報していいなら、実施していいなら、こういうふうになりますよ。これはもう行政府じゃないですよ。立法府の権限まで侵害してしまいますよ、明らかに。もしあなたがそうじゃないと突っ張るんだら、これはまさにあなたが宣誓したのと全然違う。中身を実施しようとしているとしか思えないんですけれどもね。

もう一度聞きますよ。政府が決めたんだら、そして大蔵省が関係する税制の広報であれば、国会の審議で決着がついていなくても何でも広報できるんですか。そのことを確認したい。

○政府委員(石坂匡身君) 法案というものを作りまして、国会にお出しをいたしまして、十分御審議をいただきまして、そしてどうなるかが決着がつく、そういうシステムになっておるわけでございます。政府が決めたからといってそれが直ちに法案としてこの世の中に執行されるというものではない、それはそのとおりでございます。そのことは十分承知しておりますし、そうしたことを踏まえた上で、そうしたことわりの上で、私どもは、政府としてはこういうふうな考えを決めたことという情報を情報としてお知らせをするということとをさせていただいているということでございます。

政府が決めたんだからできるんだ、やるんだ。——それで宣誓書に書いてあること、もう一度最後にこれ聞きますよ。それで私の希望するようあなたの答弁がないんだら、ちょっとこれは考えてもらわなきゃしょうがないんですよ。こう書いてあるんです、あなたが署名して提出した宣誓書には、先ほど「日本国憲法」まで読みましたでしよう。続いて「日本国憲法」を遵守し、並びに法令及び上司の職務上の命令に従い」というのが入っているんですよ。そして「不偏不党かつ公正に職務の遂行に当たること」をかく誓います。と。年月日を書いて署名捺印して出しているんですよ、あなたは。あなた、法令にも違反していませんよ、これは。しかし、上司の職務の命令があったんだというなら、これは免責される部分もあります。あなたは命令されたんですか。違うと思います。あなたは命令されたんですか。違うと思います。あなたが上司でこういう広報活動をしなさいという命令したんだ。しかし、命令を受けたとしても、職務上こういう行為が自分の公務員としての立場上できるのかできないのかの判断は子供じゃないんですからできるはずですよ。命令されたら何でもやるというもんじゃありません。できるわけでもないでしょう。

もう一度聞きますよ。この「新税制：豊かな明日へ」と書かれた公報は上司の命令に従ってつくったんですか、それともあなたが企画立案をして、政府が決めたからこういう公報を実施すべきだということを提案してやったんですか。そして中身については政府が決めたことだから立法府の意思なんか関係なくやるんだと、あるいは部下から上がった企画立案書の中身が現行法令に違反した部分をPRしているんだということについての内容のチェックもしないで出した。とすれば、職務の怠慢じゃないですか。その点についてはどうですか。

○政府委員(石坂匡身君) その見直し案につきましては、何度も繰り返しになるわけでございますけれども、政府として意思決定をして、そしてこ

の国会にお出しをしているわけでございます。その政府として意思決定をした中身につきまして国民に情報としてお知らせをする、それがそのパンフレットでございます。それを作成するのは私どもの仕事の一部であるというふうに考えております。

○村田誠雄君 納得できないですね。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 先ほども申し上げましたように最終責任は私にあるわけでありまして、今だれがどうこうというお話がございました。そして私も、最初に委員から見解を求められましたとき、政府はこう思うということを国民に知っていただく、それも政府公報の大切な一つだと考えていると、それを海外の例を引いて御説明を申し上げたとおりであります。

○委員長(藤井孝男君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤井孝男君) 速記を起こして。ただいまの件につきましては理事会で協議をいたします。

村田君、質疑を続けてください。

○村田誠雄君 それでは、時間も大分迫ってまいりましたので、広報については保留をいたしまして、消費税制について伺いをしたいと思っております。

四月末の租税及び印紙収入について大蔵省の発表をいただきました。これを見ましたら、補正予算に対してかなり上回っている部分が多うございまして、大体見通しとしては補正予算額の収入、歳入はあるんだらうとみなされますが、二つだけ税目において疑問があるんです。一つは法人税、もう一つは消費税。これは、四月末累計の収入、歳入税額でいくと補正予算額に達することができないんじゃないかと思われんですが、その見通しはどうでしょうか。

○政府委員(石坂眞身君) 法人税と消費税につきましてはお尋ねでございます。

法人税につきましては、今委員からもお話がございましたように、三ヶ月決算法人のウェイトが

非常に高うございます。したがって、この内容がどうなるかということに左右される点が非常に多いわけでございます。ただいまのところそこがどうなるかということとは確たることは申し上げられる段階にはないところでございます。

それから消費税につきましては、やはりこれも三ヶ月決算法人のウェイトが非常に大きいわけでございます。進捗割合はただいまのところ三四・九%でございます。確かにそれは低いわけでございます。ただ、消費税につきましては、これは三ヶ月決算法人のウェイトが高いという問題が一つございまして、もう一つは元年度が導入初年度でございまして、したがって例えれば四ヶ月決算法人といいますが通常でありますれば九一年分四ヶ月に入ってくるわけでございますけれども、元年度に限りましては四月一カ月分しか入ってまいりません。そうしたことから進捗率が非常に低くなっているわけでございます。また、前年度の実績も全くないというふうなところから、今の段階で補正を上回るか下回るかにつきまして正確な見通しがつかないということを御理解賜りたいと存じます。

○村田誠雄君 ただいま御説明がありましたように、法人税は五月末、きのうまでの税収がかなり大きいウェイトを占めるということですから、四月末の累計と当初予算の額との差額が約七兆円ぐらいいります。過去の法人税の五月に入つた入り方を見ますと、去年度は約七兆一千億円ちょっと入っている。六十二年度は六兆円、六十一年度は四兆八千億円入っているわけですね。すると、単純な足し算からいけば、法人税が補正後の予算額の大体一〇〇%入るといふことになるには七兆円入らないと予算額に達しない。この七兆円という金額は昨年五月末に入った金額七兆一千億とほぼ一緒なわけですね。しかし、景気がこのところへ来て直前の二月、三月ぐらいいから少しスローダウンしているだろう、こう言われておりますが、大蔵省は五月末に七兆円ぐらいい法人税収が入る、予算額が達成できる、このように考えて

おるんですか。

○政府委員(石坂眞身君) これは、補正予算を提出いたしました時点であらゆる情報、経済見通し、あるいは各事業会社の状況等を聞きまして、そうした情報を織り込みながらつくったわけでございます。その後の経済変動といふものもございまして、それと今度の法人税にどう反映されてくるか、そこは私どもの見込んだとおりになります。あるいは若干のずれがあるのか。若干のずれが生ずることはやむを得ないとは思いますが、ございまして、そこがどれくらいのものであるか、補正どおり入ってくるのか、そこは本当に正直なところを申し上げまして、正確にまだ申し上げられる段階にないところでございまして。

○村田誠雄君 私は大変疑問ではないかと思うんです。あるいは仮に七兆円程度入ったとしても、来年度はどう見てもこの金額より下がるんじゃないかと思うんです。それはあと一カ月もすれば答えの出る問題ですから、いいです。

問題は、消費税が三兆六千億組であるこの予算、大変進捗割合が低い。初めての税制だから確かに前に比較するものがないからわからないのは事実ですが、こんな入り方をしていったんでは税収額が予定額に達しないんじゃないかと私は心配しているわけですね。これもやがて数字が出てまいります。ですから、それが出た上で見積もりが正しかったのかどうかという論議が出てまいります。多分これは一割ぐらいいあるは一割以上ダウンするんじゃないか、これは勝手な私の感じですね。こんな状態だったら平成二年度の税収は政府が見積もっているよりも下回るんじゃないかという可能性が、前の委員会でも私もちょっと言いましたけれども、この数字を見ている限り考えられるんです。その点についての見解はどうですか。

○政府委員(石坂眞身君) 今のお尋ねは恐らく平成二年度の消費税の税収につきましてのお話だと思っておりますけれども、これは確かに実績が出ていないということがございます。そういう

意味で大変この見積もりが難しいという問題があるわけでございます。ある程度経験が積み重なってまいりますとそこにより正確な見通しが立つということになるわけでございます。そういう難しさはございますけれども、私どもは平成元年の税収を見込みましたと同じ手法を使いまして、そしてできる限り経済見通しあるいはさまざまな企業統計、そういう情報を集積いたしましてつくりましたものでございます。私どもは現時点におきまして、予算の見通しというふうなものが唯一のものであるというふうに考えておる次第でございます。

○村田誠雄君 やがてそれは結論が出てまいりますから、結構だと思っております。

そこで、もう一つお尋ねをしたい。消費税の納税が大幅に進んでまいりまして個人の分がもう終わったと思うんですが、最初に、制度を導入するときに、法律で言うところの中小企業の特例部分、限界控除の簡易課税等々の制度をうまく使った自分が受け取った消費税よりも納付する部分が少ない場合が出てくる、この場合どうするかという質問を末端の税務署にしますと、その部分については個人であれば所得税、法人であれば法人の雑所得に入れて申告をしてください、したがって捕捉されますので決して益税という税金でもうけるということがない、こういうふう聞いておりますけれども、三月末の終わつた段階で一体その部分に対する個人の人の人たちの申告がどの程度出ているのか、その数字がどの程度に上がっているのか、これは片っ方だけ源泉徴収税で取っているからいいじゃないかということのほかに、消費税をプラスマイナスで計算したときに個人の雑所得として計上されてきた金額が一体どのくらいの数字になっているのか、これはいつごろ大蔵省の方で集計ができるんですか。

○政府委員(石坂眞身君) 消費税につきましての申告内容の分析ということは、これは私どもも早急にやらなければならない問題であるというふうに考えております。

個人の申告は確かに三月末でございます。それから、先ほどの税収の中でも申し上げましたように、法人の申告、これは五月末に出てまいります。が、大蔵でございます。三月決算でございます。したがって、そうしたものを含めまして数百万件に及ぶ申告書を分析してまいりませんとかなかなかその分析結果が出てまいりません。でございますが、そうした分析には早急に取りかかっていると思っております。恐らくこれは七月末ぐらいまでは一応の分析ができるのではないかと存じます。ただ、今先生がおっしゃいましたこの雑所得の中をさらに分けてどうだろうかということでは、なかなか物理的に分析が難しいのではないかなというふうな気もしております。

○村田誠雄君 それは個人の分なんです。法人の分も分析ができないということなんです。どうですか。

○政府委員(石坂匡身君) 法人の場合には法人所得一本でございます。法人所得の動向がどうかというふうなこと、あるいは雑所得全体としての動向がどうかというふうなことはできようかと存じますけれども、その中身の要因別に分析をするということはなかなか難しいかもしれません。ただ、先生がおっしゃったような問題をどうやって実地に分析をして調べていったらいいだろうか、それは今鋭意研究をしておるところでございます。

○村田誠雄君 法人の場合の内訳は計算が難しいと言われましたけれども、法人の申告書の中には雑益、雑損失等の内訳書というのを大半の企業が添付しているはずですね。この中には、税金の還付金については金額が十万円未満であってもすべて記入してください。もちろん義務じゃないから記入しない人もいます。しかし、大半は書いてあります。この内訳書だけを集計すれば、もちろん雑益や雑損失のやつもありますが、しかし、抜いて消費税だけの集計をとることができると思いませんか。その点はどうなんですか。

か。

○政府委員(石坂匡身君) ただいま還付金のお話でございますけれども、還付金といましては、法人全体の所得が赤字になって欠損還付になります。と、あるいは消費税の中で輸出をするに伴います。還付であります。恐らく全部の企業があるわけではございません。恐らく全部の企業が同じベースで出しているということでもなからうかと思っております。したがってそこを要因別に分析するのは非常に難しいかと存じますけれども、ただ、先生がおっしゃっていらっしゃいます御疑問点につきましても問題意識を私も持つておるつもりでございます。どうすればそうした申告書の分析というものができるだろうかというふうなことは、鋭意検討しております。

○村田誠雄君 最後に、大蔵省から出されております資料によりますと、平成元年十二月末現在の消費税の還付額、これが約四百六十六億円と出ています。これは納付時に控除する人もいますし、差額だけ納付する、いろんなやり方があると思えますが、申告で還付をしてくださいと出てきたものを集計した数字なのか、それとも差し引きをした実額なのか。この点はどうなんですか。

○政府委員(石坂匡身君) 実際に税務署の窓口で返しました還付の実額でございます。それは恐らく輸出に伴うものが多いと思えます。

○村田誠雄君 まだ質問を続けたいんですけれども、時間が来たことと、それから先ほどの広報の問題について理事会での協議がされているみたいでございます。その結果を知る必要がありますので、ちょっと時間を残して、保留をさせていただきます。質問を終わらせていただきます。

○前畑幸子君 私は、国際金融問題についてお聞きしたいと思います。

一九九〇年の五月、先月、ワシントンのG7においてIMF出資順位が今まで第五位であったものから一度に第二位に日本は浮上したわけですね。これはIMF第九次増額五〇％引き上げの合意を見たために実現されたということですが、

出資順位が上がるといことは通貨問題などにおいて我が国の発言力が高くなるということと結構なことだと考えます。それと同時に、国際経済における日本の責任が一層重くなると思われま。そこで、次の幾つかの点について基本的な大蔵大臣の考え方を聞きたいと思っております。

G7の場では批判的になつていまして日本の黒字について、急激な削減は再考すべきであり、東欧情勢の変化を考えると日本の貯蓄が世界的に重要性を帯びてきたということで、日本の黒字有用論が議論されたということですね。きょうの新聞にもほとんど、東京新聞、日本経済新聞、全部載っているようにございますけれども、この黒字有用論について一般的にどのような見解をお持ちでありますか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ちょうどことしの四月にパリで行われましたG7の際に、IMFの専務理事の報告の中で、昨年の秋以来の急激な東欧情勢の変化を踏まえ、新たな資金が非常に必要になるという見通しが述べられ、それに関連をしまして改めて貯蓄の重要性ということが提起されました。ただし、四月のG7の段階におきましては、なお各国の雰囲気というものはその報告を素直に受けとめるという感じではまだなかったものであります。むしろ、そういう雰囲気でありました。なれば替の論議等につきましても私はもう少し楽ができたと思うんですけれども、まだ相当厳しい風当たりがその時点では出ておりました。

しかし、それ以来さまざまな局面で局面的な変化が続きます中において、東欧情勢などの世界的な経済情勢の変化というものを背景として貯蓄は非常に重要だという認識がだんだんに高まり、その中におきまして、先般公表されましたIMFの世界経済見通しにおいて日本の経常黒字が今後二、三年のうちに解消されることは望ましくないといい記述がはつきりなされるという状況になってまいりました。

確かにこれまでの開発途上国の資金需要に加え

まして、東欧諸国の経済改革、東西両ドイツの経済統合、また一九九二年に向けてのEC統合などを背景として投資需要が活発化するということとは見込まれておりまして、世界的な貯蓄不足が心配をされるという状況になります。私はやはり黒字有用論と言われるようなものは十分傾聴に値するものだと考えております。

しかし同時に、日本としては従来から保護主義の高まりというのに対してそれを防止するという観点から経常収支の黒字削減というための努力を行ってきておりまして、それなりの効果は出てきつておりますけれども、依然として高水準にあるということを考えてみますと、やはりその是正のための努力というものは続けていかなければならないだろうと考えております。

一体その経常収支の黒字の望ましい水準はどうかという話になります。いろいろな議論がありまして一概にどうこうと言えるものではないかもしれませんけれども、やはり基本的には我が国の経済運営に支障がなく、かつ国際的に調和のとれた水準を一つの目安として考えていくことになるのではないかと。そういう認識のもとに、昨日外為審から出されました御意見等についてもこれを評価しているところでございます。

○前畑幸子君 その御意見はいいと思えますけれども、今回の最大の特徵は、今おっしゃったような「アメリカの保護主義的批判を避けるために縮小を求める声が多かった日本の経常黒字について、肯定的な意見を盛り込んだこと」という意見が日本経済新聞に載っておりますけれども、この辺に關してアメリカの意見というのはどんな意見が多かったのでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) これは、私は国会に出しております会議に参加しておりませんので、私もその報告を聞くのみでありますけれども、各国の意見の中において赤字国の責任を非常に強く主張された国もあった、また、不均衡は正という言葉の中に赤字国の赤字解消に向けての努力とともに引き続き黒字国における経常収支黒字の縮小

について意見を述べられた国もあったというふう
に聞いております。

その中で、アメリカからは依然として経常黒字
が異常に大きいという状態については問題である
という考え方が述べられたというふうに報告を受
けております。

○前畑幸子君 黒字有用論を背景にして我が国に
対して、今度新しく東欧などにも新たな資金需要
が要るわけですので、資金の供与を求める要請が
多くなってくると思います。我が国の資金供与
が、それではどのような開発に使われているわけ
ですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 委員、ちょっと恐縮
ですが、東欧に限定してですか。

○前畑幸子君 違います。今回、東欧の問題が新
たに出たんですけれども、今までの使われ方で結
構です。

○政府委員(千野忠男君) 一般的に日本からの各
国に対する資金援助には、開発途上国に対するも
の、それから先進国であります赤字を出している
国に対するいろいろな形でファイナンス、いろ
いろございます。

開発途上国への資金協力につきましては、例え
ばODAのような形で当該国の民生の安定、経済
の開発といったようなことを目的としまして援助
しておるわけでございます。したがって、世界
銀行あたりからでは、例えば各国の開発途上
の民生安定あるいは経済の開発に役立つような
いろいろなプロジェクトに対する援助が中心でござ
います。

それから、国際開発協会のような場合でござい
ますと、これは特に貧しい開発途上国に対する援
助でございますが、この辺になりますと、プロジ
ェクト援助もございまして、より広くいろ
いろな当該国の制度でありますとか政策でありま
すとかをやりやすくするようにより緩やかな形の
協力をしているということで、いろいろございま
す。

○前畑幸子君 その資金供与が地球環境保全に弊

害をもたらすということも耳に入ってくるわけ
ですけれども、そういう点に対して検証をしていく
必要はありませんか。

○政府委員(千野忠男君) 御指摘のように、私ど
もは、開発援助を行っているに当たりましては、環
境への影響というものは十分配慮していか
なければならぬと考えております。

現に今まで、我が国の援助においては、まず援
助を実施する前に当該国によって当該プロジェクト
の及ぼす環境への影響についてのアセスメント
といったようなものをまず前提として実施をして
きているところでございます。特に最近では、昨
年つくられた地球環境保全関係閣僚会議の申
し合わせを踏まえまして、援助の実施に際しまし
ての環境配慮の強化に努めております。

具体的には環境配慮のためのガイドラインの整
備なり審査の充実に努めておるところでございま
す。また、大蔵省所管の予算の上におきましても
いろいろその点の配慮をしているわけでございま
して、例えば平成元年度におきましては国際開発
協会に環境関連技術援助のための特別基金を七億
円拠出して設立をしたとか、あるいは平成二年度
におきましても国際開発金融機関を通じたこのよ
うな援助の拡充として二十六億円の予算を計上し
ているといったようなぐあいでございます。

○前畑幸子君 このように世界的に国際環境保全
の必要性についての認識が高まっている中で、我
が国の黒字資金還流計画、それから途上国の援助
においても十分地球環境保全に配慮する必要がある
と思っております。そうした中で黒字資金を海外への
資金還流に回すということですが、一九八
七年から一九九〇年では三百億ドルの資金還流措
置をし、一九八七年から九二年には六百五十億ド
ルにふやして拡充することを明らかにしております
けれども、この資金還流に当たっての基本的な
方針はどんなものがあるか教えていただきたいと
思います。

○政府委員(千野忠男君) ただいま先生御指摘の
とおり、一九八七年以来実施してまいりました三

年間で三百億ドル以上という資金還流措置を、昨
年七月のサミットの際に五年間で六百五十億ドル
以上という措置に拡充することを発表したわけで
ございます。

これについての考え方でございますが、まず我
が国の経常収支黒字、これは結局民間部門に帰属
しているわけでございます。しかし国として何ら
かの措置をとりませんと、こういった民間にあり
ます経常収支の黒字というものは、現在の状況で
は、安全な投資先を求めまして例えばアメリカの
財務省証券とか先進国にどうしても向かうので
ございます。開発途上国にはなかなか還流をしない
というものがはたっておけば自然の流れでござい
ます。そこで政府といたしましては、限られた公的
な資金を利用いたしまして、あるいは国際機関を
介在させることによりまして、こういうものをい
わば触媒として民間資金の流れをかなりの程度開
発途上国の方へ向けさせる必要がある、これがた
だいまの六百五十億ドルに拡充することとしたし
ました資金還流措置の基本的な考え方でございます。

○前畑幸子君 そうしますと、IMFの出資シ
ェアが拡大したことによって日本の国際社会に対
する責任が従来以上に大きくなるわけでござい
れども、そうした意味から、特に東西関係の急速な緊
張緩和が進む中で、地球環境保全のために国際的
な地位にふさわしい日本の役割を果たさなければ
ならないときがきたわけですね。黒字有用論のま
での途上国援助についての倫理的な面について改
めて大臣の御所見を伺いたいと思っております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今の御質問にお答え
いたします前に、先ほど千野局長からお答えしま
した部分に一つつけ加えていただきたいと思います。
この資金還流措置における資金協力と申します
ものは、通常の資金協力に上積みをするという考
え方と、もう一つ非常に大事なものは完全にアン
タイドで行うという考え方を基礎に置いておるとい
うこと、このことを補足させていただきたいと思
います。

そこで、今委員から御指摘がありました今後の
日本のこうした分野における考え方でありま
すけれども、資金還流のみならず、日本の海外に対
する経済協力等を考えます場合に、過去、一つの
反省をいたしております。

それはどういふ点かと申しますと、相手国から
の当然これは要請によって行われるものでありま
すけれども、例えばその相手国からの要請というもの
がハードの面のみに限定されて要請を受けました
場合、それに伴うソフト、周辺部分、こうしたも
のまで日本の方から広げて対応していこうとい
う姿勢を欠いておった場面があったとは言えま
せん。これが我が国の経済協力というところがある場
合においては、その地域における環境破壊の元凶の
ような、現実には違っておりましてもそういう批
判を受ける原因になっていたり、そうした点の問
題があったかと私どもとしては反省をいたしてお
ります。あるいは、例えば医療協力を求められま
した場合に、病院の建設をもって終わりとし、そ
れに伴う人材の養成についての協力を怠ってき
た、こうしたこともあったかと思っております。

これから先私どもが援助を考えていきます上
で常に忘れてはならないことは、もちろん相手の政
府の要望を受けて行う行為でありますけれども、
も、いわばさまざまな面において我々が環境問題
等を克服してまいりました日本の状況というもの
を思い起こしながら、それぞれの要請された援助
の周辺を我々の方から目配りをし、ある場合には
積極的な協力をしていくという心構え、こうした
ものが今後一層必要にならうかと、そのように考
えております。

○前畑幸子君 地球環境問題についての国際的な
関心がますます高まってきたおるわけでして、先
月ジュネーブ国連本部で開かれましたモントリ
ール議定書改定作業部会の事務レベル協議で、発
展途上国のオゾン層保護対策を支援するための新
しい国際基金創設問題について基本的な合意をし
たということですが、一方では途上国の地球温暖

化対策を援助する基金構想の検討が世銀を中心に進められていることですので、今後一層そういう問題に関しては気を配りながらの対処が必要ではないかと思われまふ。

ところで、昨年の六月十六日ですが、先輩の本岡先生がインドネシアのクドン・オンボ・ダム建設による原住民の生活環境破壊問題について大変ショッキングな状況を述べられております。政府の対処方針を質問されたわけですが、その後この問題についてどのように解決がされたかお知らせいただきたいと思います。

○政府委員(千野忠男君) 御指摘のインドネシアのクドン・オンボ・ダム建設のその後の状況でございますが、まず、このプロジェクトはインドネシアのジャワのクドン・オンボ地区のかんがい、発電等のためのダムの建設のプロジェクトでございますが、御承知のとおり一九八五年に世界銀行が融資の承認をした案件でございます。その後、このプロジェクトに対しては輸銀も世界銀行との協調融資の形で五千万ドルの融資を承認しておるわけでございます。そして世界銀行は、この融資の承認に当たりましては、インドネシア政府によりましてこのダムの建設に伴う移住計画が用意をされること、そしてまた適切な補償がなされることにつきましてインドネシア政府との間に合意がなされておまして、輸銀の協調融資もこの合意を前提にしておるわけでございます。

このダムは昨年の一月に完成をし貯水が行われたわけでございますが、水没地域の住民の一部がインドネシア政府の提示する補償条件、つまり代替地でありまふとか補償金の額でありますとか、このような補償条件を受け入れておりませんで、そういう方々がかなりおられます。それからまた、補償を受けながらもまだ移転をしていない方々もおられます。貯水池の周辺にとどまって生活をしたいという方々がまだおられます。そういう事態が生じたわけでございます。このために、世界銀行としては、住民の移転、それから補償問題の解

決に向けましてインドネシア政府と協議を行いまふとともに、円滑な移転の促進を図るための行動計画を数点示しまして、その実施の助言を行ってきたわけでございます。

そこで、インドネシアの政府がその後どのような措置をとったかということでございますが、世界銀行等の助言のもとにこれまで着実に住民の移転計画を実行してきております。

昨年の一月末の時点におきましては、移転の総世帯数が五千二百六十八世帯あります中で、移転対象地域に居住をする残留世帯数というものは千三百三十五世帯おったわけでございますが、本年の一月末時点ではその数は七百八十九世帯に減っております。さらに、この七百八十九世帯の中で百二十五世帯はダムの近隣地区に移転することを承諾済みでございます。また、四百四十四世帯につきましてはスマトラ島への移転となるわけでございますが、既に移転補償金を受け取っておるわけでございます。残るのは二百六十世帯ということになるわけでございますが、この方々につきましては代替地として近隣の地区への移転が補償されておるわけでございますが、まだ移転補償金を受け入れておられないということで、現在この二百六十世帯につきましてインドネシア政府が交渉中であるというふうな承知をしております。

それから、新居住地の環境整備でございますが、既に学校でありますとかあるいは医療センターでありますとか、そういった設備がインドネシア政府により建設の完了を見ております。また、生活状況につきましても、食糧の自給は可能になりまして、既に農作物も栽培をされ耕地の土壌も前の居住地に比べて遜色のない状況になっているといったようなことでございまして、その後、以上申し上げましたようなかなりの進展が見られておるところでございます。

○前畑幸子君 もう一つ、インド政府の要請で海外経済協力基金が水力発電計画に融資を検討していられるということですが、これについてもスマトラ象の生息地が水没の危険があるという

指摘がされているということです。この問題についてどのように対応されるおつもりですか。

○政府委員(千野忠男君) ただいま先生御指摘のインド政府の水力発電計画でございますが、このインドのサルダル・サロバル・プロジェクトの状況は次のとおりでございます。

このサルダル・サロバル・プロジェクトは、インド政府がインドの西の方を貫流しておりますナルマダ川の水源の活用のためにダムでありますとか電力総合施設、貯水池の建設整備、こういったことを総合的に行うプロジェクトでございます。

世界銀行から聞いておるところによりますと、このダムの建設のために三万七千ヘクタールに上る土地が水没をして、その結果、野生動物の居住地が一部喪失した、あるいは森林地帯が水没したといったような一定の環境面の影響が確かに認められておるようでございます。そこで、世界銀行としては、既に事前にいろいろな環境評価を実は行っておるわけでございます。

一般に環境アセスメントはプロジェクトの準備の一部を構成するというふうな考えられておりまして、借入国が責任を持って行うべきものでございますが、このサルダル・サロバル・プロジェクトにつきましても、借入国であるインド当局は一九八三年以降環境面についていろいろな調査を行ってきたわけでございます。これを受けまして、世界銀行も一九八三年に三回ミッションを派遣し環境面での影響について検討を行っております。

さらに、八四年の八月に移転問題を調査するという目的で世銀がミッションを派遣しているのでございます。そして世界銀行は、融資の前提といたしまして、インド政府が八五年の十二月末までに漁業、森林、公衆衛生といった分野における環境対策の指針となるような行動計画を作成すること

を求めたのでございます。インド当局は、今申し上げました期限の中で行動計画を提出もし、また、具体的な措置の一つと

しまして水没する森林の一ヘクタールに對しまして最低限一ヘクタールの補償植林を行うといったような計画を着実に実施をしてきているというふうな聞いておるわけでございます。

なお、今申し上げたのは植林という形の環境対策でございますが、植林以外にもいろいろ環境対策をやっておるわけでございます。例えば公衆衛生につきましましては、インド政府とWHOによる専門家のチームによりましていろいろな寄生虫とか伝染病とかの調査が完了をしております。これに基づいて衛生対策も策定中であると。漁業につきましても、研究機関による調査を数回にわたって実施をしたようでございます。それから動植物相とか野生動物、これは先ほどお話がございましたが、野生動物などについてでございますが、調査の結果、このプロジェクトによりまして絶滅の危機にさらされるおそれがあるような希少生物はほとんどないということでございますけれども、ただし、人口圧力といえますか、人口圧力を受けて当該地域の野生動物の数が減少するおそれがあるということ、現在対応策を検討中でございます。

○前畑幸子君 我が国は大変に国内においてもいろいろ不公平や矛盾がある中でというお金を援助しているわけでございますけれども、ただお金を与えるだけでは私は本当の意味の援助にはならないんではないかという気がしてならないんです。

昨年のODAの実績によりますと、アメリカが九十八億ドルで第一位でした。我が国は九十一億ドルだったわけでございますけれども、ことしの我が国の出資額は百億ドルを突破して世界第一位の援助国になるといふことなんです。これだけのお金を使いながら余り感謝をされないいろいろな面が出てきているので、この辺でもう一度考え直すべき時期が来ているんじゃないかと思ひます。そして、このODA問題について我が国の国民がどのよう

に受けとめているか。援助といひましても私たちの血税でなされているわけですので、もう少し感謝をされるような形態で使っていただきたいとい

一番懸念することは、援助をすることによって潤っているのは還元してくる日本の企業ではないかという憶測もされるわけですが、企業の営利主義中心の援助であってはならないわけで、その辺ちゃんと対処していただきたいと思っています。本当に我が国の援助が相手の国に対して役立っているのか、その点で私は疑問に思う点がたくさんあります。その辺どういうふうにとらえていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今たまたま問題のプロジェクトの幾つかが例示で委員から御指摘を受けますが、これらにつきましては確かにそれぞれ問題があり現にその対応にそれぞれの機関が努力をしていただられるところではありますが、私は、我が国の援助というものが決してそうした御批判を受けるようなものばかりではないことも幾つかの実例を挙げて申し上げることもできるわけであります。

ただ問題は、相手国の主権との関係において日本側からできるチェックというものに限界がある。それだけに、事前に相手側から出てくる計画に対して、先ほど申し上げましたような我が国の過去の経験から周辺についてのアドバイスをするとか、そうした努力はこれからもどうしても行わなければならない。そしてそれぞれの国の生活改善、あるいは教育でありますとか医療制度の水準の向上充実というものに心を砕きながら、同時に今非常に大きく唱えられております地球環境という視点からの視野も含めて、これから先も資金協力と同時に専門家派遣等必要な協力を組み合わせて、御批判を仰がないような実績を積み重ねていくべきである、そのように考えております。

○前畑幸子君 何としても、そういう意味から〇D.A.についての国民の率直な疑問に報われるような援助方法をしていただきたいと思います。

〔委員長退席、理事梶原清君着席〕
そしてまた、今そういう懸念は一切ないといふ
ことですけれども、かつてマルコスの疑惑などの

例で援助したものが相手国の政權の腐敗や不正を助長していたという結果もあるわけですし、あるいは核兵器とか化学兵器を製造したり人権を抑圧したりしているような国への援助、平和を求めております日本の国がそのような政策に支援することになっては大変なわけですので、そういう点をきちんととらえて対処していただきたいと思ひます。

こうした素朴な疑問に答えたものが昨年十月に発表されましたODA白書であります。そこでは援助の根拠として、経済大国、世界最大の債権国、対外経済依存度が高い平和国家、非西洋国の中で唯一の先進国としての立場という五点を挙げて、援助の配分基準として相互依存関係と人道的配慮に重点を置くべきだとしているわけですので、こうした指摘に対してきちっと対処をしていただきたい。つまり、お金を出すだけが後進国に対する援助ではなくて、世界一の援助額を出している以上、援助体制がきちっとされていなければならないと思うわけです。お金を出すだけではななくて、例えば医療に対する専門家を送るとか、教育に対する専門家を送るとか、そういういろいろな人間の愛情の面でも取り組んでいただきたいと思うわけです。そういう点について今後どのような計画がありますか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今委員から御指摘が

ございましたような技術協力という視点におきまして、開発途上国の人づくりに資するために、その充実を図るといふ観点から、平成二年度予算におきましても対前年度比一一・三％増の二千二百六十八億円を計上いたしておるところでございます。

また、今外務省の畠中さんが見えておられますが、御本人の前で別にお世辞を言うわけではありませんけれども、中国課長当時から畠中さんが大変苦勞された北京における中日友好病院、これは物の援助と人の協力が結びつき、相手国に根づき、相手国の医療水準を現に引き上げつつある一つの日本の援助の例として委員に御披露申し上げ

ますが、従来私どもは往々にして外務省に對してそういう点で不満をぶつけ議論をしてきたこともございますけれども、今現にそうした実績をお示しすることができ、状況が生まれておりますこと、どうぞ御認識をいただき、今後の御協力を賜りたい、心からそうお願いを申し上げます。

○前畑幸子君 何度もくだいようで申しわけない
んですけれども、私たちの血税で世界第一位の債
権国としての責任を果たしていかなきやならない
んです。その見返りが、余り感謝をされない、地
元において大変聞くにたえないような状況の中で
私たちの血税を使うということを懸念するわけで
すので、ただお金を向こうに与えて大きなプロジ
ェクトを援助するだけではなく、もう少し精神的
な面、人間的愛情の面でお金を使っていたく方
がいいんではないかということを痛切にお願いを
したいと思います。

としてもう一つ、それに関連しまして、八九年の三月にいわゆるブレイディ提案が行われておりまして、その中で、債務国の債務の削減とか金利負担の軽減によつて債務国の負担軽減を行うために、国際機関の役割が大変強調されるに至っております。

〔理事梶原清君退席、委員長着席〕
そしてそのブレイディ提案は、債権国政府とIMF、世銀等の国際機関と債務国、三者がともに責任を分担して解決することを提案しておりますけれども、この点についてどうとらえていられますか。

○政府委員(千野忠男君) いわゆるブレイディ提案でございますが、今先生がおっしゃいましたように、当該国はもちろんでございますが、国際金融機関、民間銀行、みんなで協力をしてこの重債務国の経済の進展を図り、もう一度これらの国々が自力で国際資本市場のいわば信認を回復して自力で金が集められるような経済に持っていくというようなことでございます。民間銀行としましては、新債務戦略というものが債務問題に正面から取り組んだものであつて実際の幾つかの国の適用

においても今お話し of 国際金融機関、民間銀行、債務国、それぞれが協力をしていく体制ができたということは評価しておるように思っております。

これまでもメキシコ、フィリピン、コストリカ、ベネズエラ等の国につきまして新債務戦略に基づく債務削減などの金融支援がまとまつておるわけでございます。この債務国と民間の銀行団との間で合意されましたいわゆる金融支援パッケージのうちでどの選択肢を選ぶか、これは個々の銀行の経営判断の問題になるわけでございますが、いづれにしても、こういったいわば体制ができたということはどの国の民間銀行も一様に評価をしておるものと考えております。

○前畑幸子君 債権問題に關しましては、アメリカ財務省の姿勢というか見解に問題はありませんか。

○政府委員(千野忠男君) 新しい仕組み、新しい政策でございますので、いろいろな関係者から前向きの評価あるいは批判的な評価、いろんな意見が聞かれるわけでございます。特にメキシコの場合、最初のこの適用のケースでございましたのでいろいろな議論があったことは事実でございます。しかしながら、結果的には、関係の各国の銀行を含むほぼすべての債権銀行がこういったパッケージに参加をして問題の解決が具体的に進んでいるということで、一部の方々のいろんな意見はございますけれども、私は全体としては評価をすべき戦略であろうかというふうに考えておるわけでございます。

○前畑幸子君　これは私の勝手なとり方かもしれない
 ませんが、この問題解決の負担をアメリカ
 は民間銀行に、そして次には国際機関に、そして
 最後には外国の政府に負わせようとしているので
 はないかというふうに私には思われてなりません。
 特に日本にこの問題解決のために資金提供を
 強く依頼しているような気がしてなりません、
 その辺はどうお考えでしょうか。

○政府委員（千野忠男君）　これまでに実際にこの

戦略が完全に適用をされた国というのはメキシコとフィリピンでございます。これらの国は、御承知のとおり日本との経済関係というものは非常に深いわけでございます。

例えばメキシコにつきましては、一九七〇年代から八〇年代の初めまで相当多額の投資も行われ、日本の経済活動というものがかなりの貢献をしてきておるわけでございます。フィリピンは当然のことながらアジアの非常に近い国でございますし、これも経済的に先行きの見通しも長い目で見るといいということで、日本の経済関係というものは非常に深いわけでございます。そういった二つの国でございますので、やはり関係の深い日本がある程度の協力をこの中でしたということはある意味では当然ではないかと思つておるわけでございます。決して日本が負担を押しつけられたといったようなことではないと思つております。

○前畑幸子君 しかし、アメリカ政府は外国の銀行に対して提供するように圧力をかけているような気配があり、自分の国では余りしないような雰囲気を感じられるわけです。ブレイディ構想に追加資金を供給しなくて、そして支援資金も出そうとはしていないような気がいたしますが、どうでしょうか。

○政府委員(千野忠男君) 国際的な新しい戦略を行う場合に、それぞれの関係者がそれぞれになし得るところの協力を、みんなで力を寄せ合うということが大事でございます。

今回の新債務戦略におきましては、まず当該重債務国というのは国の経済の改革のプログラムをつくり、IMFや世界銀行と協力をしましてこの計画を実施していきながら経済力をつけていくという努力をいたします。国際機関であるIMFや世界銀行はこれに対して必要な協力をしていく。例えば金融的な支援のはいくつかの経済政策の遂行に当たつてのアドバイスを与えていくということでございます。それから、例えば日本のような場合には、当時からかなりの問題になってお

ります。大幅の経常収支の黒字というものもあり、これに対して各国から、特にアメリカなどの非常に大きな赤字を抱えておりかつまた財政的に非常に苦しい状況にある国からは、日本の経済力をできるだけひとつそういう支援にも向けてほしいという希望は当然あるわけでございますが、そういう国際的な期待にもこたえながら日本はこれに対して輸出銀行等を通じて適切な協力をしてきたというわけでございまして、それぞれの国それぞれの国際機関がその状況に応じ力に応じていろいろな協力をしていくということではないかと思つております。

○前畑幸子君 「金融財政事情」の去年の十月の雑誌にも、ブレイディ構想の適用国拡大は適当ではない、債務問題を解消したい銀行の立場も考慮すべきだ、というような批判めいた言葉も出されているわけですが、実際に債務減額を選択する銀行はかなりの数出ているのではないかなというふうな気がいたしますが、実際にこの累積債務の残高というものは今現在どのぐらいになっているのでしょうか。

○政府委員(千野忠男君) 累積債務の残高でございますが、IMFの統計によりますと、一九八八年末の数字でございますが、開発途上国百二十六カ国の債務の残高が合計で一兆一千三百四十億ドルでございます。これは前年に比べますと横ばいといえますが、ちょっと減つたといったような状況でございます。

○前畑幸子君 八五年、八七年にペーカード財務長官が発表した累積債務問題の解決策というのは国際金融界に大変大きな反響を引き起こしましたけれども、改善の成果はどのようになっているのでしょうか。現在の状況などを少し御説明いただきたいと思います。

○政府委員(千野忠男君) 御指摘のペーカード提案が、出ましてこれに沿つた各国あるいは国際機関の検討が続いたわけでございますが、ペーカードさんの場合にはニューマナーの供与というものを中心にした考え方であつたわけでございます。具体的

には成長志向の政策をとるべきである、債務国の構造改革を行うべきである、それからケース・パ・イ・ケースのアプローチで国外からの資金の流入を図るべきであるということで、どちらかというところではニューマナーに重点を置いた戦略だったわけでございます。ところが実際問題として、各国の民間金融機関としましては、多額の累積債務を持つていて国々に対してはなかなかニューマナーというものは出しにくいのが状況でございます。具体的になかなかペーカード提案のままには進まなかつたというのが実態でございます。

そこで八八年の九月になりますと日本提案というのが出されたわけでございます。これはニューマナーも大事でございしますが、どちらかといへば利息の減免ということもある程度考えた戦略をすべきではないかということが入つた提案でございます。その後、ミッテランの提案とかいろいろありまして、昨年、八九年の三月のブレイディ提案の中には、今申し上げましたペーカード提案の考え方も入つておりますし、日本提案も入つております。いろんな今までの提案がすべて取り込まれた形でブレイディ提案が昨年の三月に出されたわけでございます。これのものと、先ほど申し上げましたように既にメキシコ、フィリピンを初めいくつかの国においてこの戦略が適用されておるということでございます。

なお、例えば一番最初に適用しましたメキシコでございますが、かなりの額の債務の削減がございまして、しかもIMF、世界銀行などからの援助が、国のまじめな政策の運営を前提としてございまして、行われるということになりました結果、メキシコの経済の世界の市場における信認というものが非常に高まりまして、例えば今までもどんどん海外へ逃避をしておりました資本の一部帰つてくるような、あるいはほかの国からの新しい投資が入つてくるようなそういう雰囲気は徐々に醸し出されておる。これは一例でございますが、そういった効果が上がりつつございます。

○前畑幸子君 そうしますと、累積債務の増加というものは徐々に減つていくということですが、でも、新規の融資が停滞しているのではないのでしょうか。その辺はどうなんでしょうか。

○政府委員(千野忠男君) 巨額の債務の累積がありそうしてかなりの額の例えば元本の削減を余儀なくされるといったような場合において、ここに新たなニューマナーがどんどん民間ベースで出ていくということは実際上なかなか難しい話でございます。これは国内における非常に経営が不振になりました企業に対する例えば金融機関の態度とかを考えたとしても同じことでございます。なかなか債務国に対してニューマナーをどんどん出していくということは、例えば経営のあり方としてどうか、あるいは株主の理解が得られるかといったことがございまして、どの国の金融機関でもおっしゃる通りにニューマナーがなかなか出しにくいということは事実でございます。

そこで、さきさきながら、ニューマナーというものがある程度ありまふとこれらの債務国の経済の回復、発展ということとはなかなかこれまた難しいということ、何とかこういう新債務戦略について工夫をしてニューマナーがもう少し出やすいようにする方法はないかというのがまさに大問題でございます。

例えば五月初めにワシントンでIMF暫定委員会がございました。これは先進国、開発途上国を含めて二十二カ国から成る委員会でございますが、日本もそれに参加しているわけでございまして、その中で新債務戦略の議論がございました。私ども日本の側からは例えばこんな提案をいたしました。ニューマナーがなかなか出にくいのは現実の問題としてこれはもうある意味でやむを得ないところである、しかしニューマナーは必要だ、例えばブレイディ提案というものは元本の削減、利息の削減というものに割と重点を置いた戦略でありますけれども元本の削減の方に重点を置き過ぎますとどうしてもニューマナーは出にくい、むしろ当面の間は利払いの方の削減に重点を置くようなことにすればニューマナーが出やすいんじゃないかと考えております。

ないだらうかといったようなことを提案したわけ
でございます。これは世界銀行の総裁コナブルな
ども同じような考え方でございまして、実は今い
ろいろと手探りでこの対策を考えているところで
ございます。

○前畑幸子君 メキシコとかフィリピンなどは順
調に自助努力も含めて頑張っているというこ
とですので、日本においても力があれば助けて差
し上げることはやぶさかではないと思います。ま
だまだIDAとかIFCの問題もありますので、
日本のニューマナーの供給量は消極的になるつも
りはないし、もともと日本の果たす役割に頑
張っていかねばならないと思っております。け
ども、使われ方をきちっと対処していただきたい
という気がします。アメリカの肩がわりであつては
ならないわけで、その辺をきちっと外務省の方も
大蔵省の方も出していただきたい。日本において
もこれから高齢化社会に向かつて財源が必要だ
というところで、消費税も入れなければ国が成り立
たないというので、やはりその辺も踏まえ
て取り組んでいただきたいと思っております。

○委員長(藤井孝男君) 午前の質疑はこの程度と
し、午後一時まで休憩いたします。

午後一時二分開会
○委員長(藤井孝男君) ただいまから大蔵委員会
を再開いたします。

平成二年度一般会計予算、同特別会計予算、同
政府関係機関予算中、大蔵省所管、国民金融公
庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行を議題と
し、休憩前に引き続き、質疑を行います。

○委員長(藤井孝男君) 大臣から発言を求められ
ておりますので、この際、これを許します。橋本
大蔵大臣。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 午前中の村田委員の
御質問に関連し、一言申し上げます。

税制は特に国民生活に深いかわりを持つもの
であり、国民もまた深い関心を有しておられるこ
とから、税制改革の政府広報に当たりましては立
法府と行政府との関係につき誤解を招くことのな
いよう、今後とも適切な広報に心がけてまいりた
いと思っております。

○委員長(藤井孝男君) それでは、質疑のある方
は順次御発言願います。

○村田誠雄君 午前中に引き続きまして、二、三
大臣の見解に対して私の意見を述べさせていただきます。

一つは、私どもは決して政策立法等について行
政府が広報活動をするとかあるいは調査活動をする
と、それを全面的に禁止するということではあり
ません。ですから、大臣が言われたように政府の
政策を将来に向かつてPRする、そのことについ
ては別に異論はございません。

ただ、今回は、政府の広報すべき内容を大蔵省
が肩がわりして大蔵省の名前でパンフレットが出
ているということが問題なわけでございます。し
かも、その内容たるや、国民が非常に関心を持っ
ている税制問題について意見が対立をしている中
身を、無批判といってしまうか、無条件にとい
ましようか、掲載している。大蔵省は政府広報あ
るいは政策についての広報の範囲とその内容につ
いて明らかに逸脱をしたんじゃないかと思うわけ
です。しかも、その行った時期が、先ほど私が質
問しましたように一月中旬に完成して一月の末に
かけて、国民が関心を持っていた総選挙の直前、
この不適切な時期に行われたという問題について
質問したわけでございます。

したがって、今後とも大蔵省が広報をする
に際しては、個別の法律に基づく内容を広報、周
知徹底する、そういうことに配慮して十二分に執
行できるように、あるいは管理監督していただく

ということをお大臣に強くお願いをしたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は午前中の議論を
これ以上継続するつもりもありません。

ただ、委員に繰り返し申し上げたいことは、政
府はこう考えているということを国民に周知徹底
をする広報というものを、これを完全に否定される
ことは、私は政府の立場として了解すると申し
上げることはできません。先刻、冒頭申し上げま
したように、政府広報に当たりましては、立法府
と行政府との関係につき誤解を招くことのない
よう今後とも適切な広報に心がけてまいりたい
と思っております。

○和田教美君 まず、大蔵大臣に赤字公債依存体
質から脱却後の新しい財政運営のあり方について
御質問をいたします。

平成二年度予算で特例公債依存体質からの脱却
という財政再建目標が達成されるということにな
っておりますが、きょうの新聞によれば、自然増
収がもう少しふえれば一年繰り上がって平成元年
度にその目標が達成されるかもしれないという記
事も出ておりますが、いずれにいたしまして、
この依存体質からの脱却というのは財政再建の第
一段階にすぎないのであつて、これからはさらに
財政再建というのは続けなければならないという
ことではないかと私は理解をしております。とい
うのは、例えば新行革審が四月十八日にまとめた
答申によりますと、「財政再建の第一段階が達成
できた」というふうな表現をとっておりますし、
財政制度審議会が三月一日に出した報告によつて
も「財政体質は極度に悪化した状態にある」とい
うふうな分析をしております。

そこで、これからはさらに第二段階の財政再建
というのを進めなければならないと思うんですけ
れども、財政審の報告にはいろんなことが書いて
ございます。大蔵大臣として、今後の財政運営に
ついて特にこういう観点から重点を置いてやって
いくのは何かというふうなことをひとつ簡潔に
お述べをお願いしたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今委員から最初に御
指摘のありました問題、けさの朝刊に関連した部
分から申し上げますと、出納整理期間に繰り越し
しております特例公債につきましては、まだ元年度
の税収見込みが流動的であります中、当面発行を
見合わせております。私どもとしては、今後判明
いたします五月分の税収動向等ぎりぎりまで見き
わめた上で適切に対応することにしたと考えて
おります。その限りにおきまして、けさの新聞記
事は必ずしも正確なものであるということではご
ざいけません。

また、今委員から御指摘がありましたように、
新行革審の最終答申、あるいは財政審から私ども
はいろいろな御意見をちょうだいをいたしております
が、とにかく赤字特例公債依存体質脱却とい
うことを目標にかざしてきたその第一段階をよう
やく越えるわけでありまして、今後我々とし
ては、なお高齢化、国際化の進展などに伴います
財政需要に適切に対応してまいりますために、何と
してもやはり財政の弾力性を回復しなければなら
ません。しかし、委員がよく御承知のように、巨
額の国債残高を抱えておまして、なおその累増
に歯どめがかかっておられない状況の中で私どもが
まず目指さなければならないことは、国債残高の
累増をいかにしてどこで歯どめをかけたいと
かということでありまして、これには、まず何とい
いまして二度と特例公債に依存するというよう
な財政運営をしないという決心とともに、建設公
債につきましても、できるだけ税収によって財源
を確保していきその発行を抑えていかなければな
らないという問題がございます。そして、ようや
くひとつ三〇％を超えておりました公債依存度
が平成二年度予算におきまして八・四％まで下
がってまいったわけでありまして、五％以下
に抑えていくようにという御指摘も受けておるわ
けであります。公債依存度をこれ以上引き下げ
てまいりますためには、歳入歳出ともに厳正な見
直しを繰り返して、行財政改革というものに不断
に留意をいたしながら公債依存度の引き下げを

図る、特別公債の早期償還に努めることにより国債残高が暴増しないような状態をつくり出す、これが我々の目指すべき目的である、そのように考えております。

○和田義典君 平成二年度に特別公債依存体質脱却という今までの財政再建目標が達成された。それにかわる新たな目標として財政審は、今も大蔵大臣が述べられたように、平成七年度までに国債依存度を五割未満にするというふうなことで、それから新行審で歳出の伸びを名目GNPの伸び以下を原則とする、こういうことを提案してあります。ところが、平成二年度の予算案では、一般会計の伸びは九・六割増、定率繰り入れ復活に伴う影響を控除しても五・六割増と高くなってあります。日米構造協議でアメリカからも公共投資の増額要求などいろいろな歳出要求が出てきておるといふような状況の中で、私はこの財政審や新行審の言う目標達成というのはそう簡単なことではない、なかなか困難なことだといふふうに思っております。

そこで、政府としてはこの財政審あるいは新行審の言っている目標というものを政府の政策目標とするお考えなのか、一応漠然とした努力目標ぐらいに考えるのか、その辺の決意のほどをひとつお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今委員の御指摘になりました政府の政策目標とおっしゃる意味がもう一つ私にとりましてはつきりいたしませんけれども、仮にその目標に拘束力を持たせるといふことをお考えであるとしたしますとすれば、これは私は、公債依存度にしたしましても歳出の規模にいたしましても、やはりそのときどきの経済情勢、社会情勢といったものの動向と密接に関連をするものでありますだけに、可能な限りその引き下げあるいは抑制を図ってまいりますにしても、拘束的な目標という形をとることはいかかと思ひております。やはりそうした目標設定をいたしました場合には、非常に財政運営に弾力性を欠く、結果として非常にその時期に応じた対応とい

うものに足かせとなる場合も考えられるわけでありま。

しかし、やはりこれらの目標というものは単なる努力目標、できなくてもしょうがないんだというふうな扱いにすべきものではないと私は思ひます。なぜなら、今本当に高齢化社会に向けてばく進しております日本の人口構造を考えましても、二十一世紀の初頭以降高齢化人口の比率が非常に高くなる時期を考えますと、その時期における財政というものは相当今とは別種の考え方をなさなければならぬことも想定されるわけでありまして、その時代に対応した財政の弾力性を回復しようとするならば、公債依存度の引き下げにいたしまして、国債残高の累増に歯止めをかける努力にいたしまして、私どもとしては全力を挙げて取り組むべき目標だと、そのように考えております。

○和田義典君 さきの日米構造協議でアメリカ側は、生活関連、都市関連などの公共投資をもっと拡大せよという要求をしました。私は、生活者本位の政治という観点から見ると、むしろこれは日本側が積極的に取り組むべき問題だといふふうに思っております。したがって、六十三年度GNP比六・七割の公共投資の水準を今後数年間もう少し高い水準に引き上げること、私は妥当ではないかといふふうに思ひます。

しかし、そう言っても、米側が言うように一〇割程度までふやすというになると、仮に六十三年度の予算で見ますと、公的固定資産資本形成は十二兆五千億円程度の追加投資が必要になって、これを一般会計の公共事業費ベースで換算いたしますと四兆一千億円ふやさなければならぬという計算になります。となると、よほどの好景気で税収の大幅増が続かない限り、財政の中期展望が予定しておりますような、建設国債の発行を減額しながら公共事業費を相当大幅にふやしていくといふのはなかなか難しいといふふうに思ひます。そこで大蔵省もこの一〇割目標についてはあくまで抵抗したんだらうと思ひますが、いず

れにしても、内外の情勢は公共投資は相当ふやすという方向に動かざるを得ないのではないかと、いふふうに思ひます。

そこで、大蔵大臣は常々政策の優先順位ということをおっしゃるんですけれども、今後の財政運営に当たって、新しい今言つたような財政再建目標というものを優先して考えていくのか、それとも対外関係ないしいろいろな国内の諸要求というふうなものを配慮するか、あるいは両にらみでいくのか、その辺のところをひとつお示し願ひたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、どちらの目標を優先するかと申しますよりも、まさに今委員が御指摘になりましたように社会資本整備というものの、殊にその中において国民生活の質を高めるための努力というものは、何れも外国のためではなく我が国自身のためであります。むしろ二十世紀が到来いたしますまでの間に我々が最大限国民生活の質の向上の基盤をつくっていくという意味において、これからしばらくの間私どもが非常に努力をしていかなければならない目標だと考えております。しかしそれは、建設公債の限度いっぱい発行をいつまでも続けることにより公債依存度が引き下げられない、あるいは国債残高の累増に歯止めがかけられないという状態を意味するものではございません。むしろ、我々は税として国民からお預かりをした資金の中から最大限その需要にこたえていくべきでありまして、公債依存度というものは当然下げていかなければならないと思ひます。

その上で、今委員が御指摘になりました中に一つ私からお願ひを申し上げたいのは、我々としてGNP対比というものの、その何割という数字のいかんを問わず、アメリカ側が提起をいたしましたアイデアに対して構造協議の席上これを拒否いたしましたのは、その数字が何割でありまして、その数字を設定いたしました瞬間からGNPとの対比において毎年度の予算というものを編成から進行過程を管理されてしまう結果を生ず

るので、GNP対比という形で数字だけは絶対に我々は示すことはできない。これはそのパーセンテージがいかんということではない。むしろ我々としては、今後十年間に我が国が講ずべき社会資本の充実という観点から公共投資の十一年計画を日本自身のためにつくるという考え方を中間報告に織り込みましたのも、そうした視点があるわけでありまして、委員の今御指摘の例示として挙げられましたようなGNP対比ということだけは、どうぞ対米折衝の上からもお許しをいただきたいと存じます。

○和田義典君 建設国債は今限りいっぱい発行しているわけですね。それを余裕を持たして、限度よりも少し低目に抑えて税金でなるべく埋めるといふふうなお考えを今の御答弁で述べられたように思ひますけれども、そういう考え方でこれから進まれるお考えですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 社会資本整備に当たります、中長期の課題としてその着実な充実に努めていかなければならないことは当然のことでありまして、一方においては国債残高が暴増しないような財政体質をつくるというのを考えてまいります。つまり、やはり歳入歳出の両面をよく眺めながら、その時期における財政状況、経済事情等を眺めながら予算編成の過程においてできるだけ一般財源で対応していく努力をしていくことがまず先行すべきではなからうか、そのように考えております。建設公債ありきという公共投資のあり方はできるだけ我々としては変えてまいりたい、そのように思ひます。

○和田義典君 財政の中期展望では、歳出において建設会計への繰り入れが毎年一兆三千億円計上されております。これはいわゆるNTT事業というものを継続するのだといふふうに思ひます。ところが、歳入においては国債整理基金特会受入金平成三年度以降ゼロというふうになっております。これは今すぐにはNTTの株が売れないという想定に立っているのではないかと、いふふうに想像いたします。しかも、税収入はこれまで

とは一転して三・四から五・五％増と低く見積も
っております。そのほか公債金収入が平成二年
度以降毎年四千億円定額減額される、こういうこ
とになっております。この結果、要調整額は平成
三年度が三兆六千億円、四年度が三兆一千、五年
度が二兆一千とかなり大きく出ているわけですが
れども、N T T株の売却再開というようにことが
いずれ近く行われる、あるいはまた税の自然増収
はさらに続く、そういうことでこの程度の要調整
額というものは埋められるというふうにお考えな
んでしょうか。

○政府委員(藤井威君) 財政の中期展望の計数に
ついてのお尋ねにまずお答え申し上げます。

先生の御指摘のとおりでございます。財政の
中期展望では産業投資特別会計繰り入れというこ
とで毎年一兆三千億円を計上いたしております。
これに對しまして、確かに歳入面では、N T T事
業の歳入について、最近の株式売却の見込み等を
考へて一応受け入れゼロという形で中期展望を組
んでおります。

歳出の方を組んだ理由は、先生もう御承知のと
おりだと思いますけれども、原資事情は非常にきつ
いわけでございますが、N T T事業の歳出という
制度が目指します地域の発展、開発等の目的がな
くなったわけではございませんので、その財源問
題を含めて今後適切に検討していくんだというこ
とで、一兆三千億円という歳出ベースの数字は計
上させていただいたわけでございます。他方、歳
入面では、今後見込まれます増収を計算し、先ほ
ど来大臣が御答弁申し上げておりますような、建
設国債といえどもできる限り依存しないような姿
に何とか持っていきたいということで毎年四千億
円ずつ減額するという形で中期展望をつくりまし
た。

その結果、三年度以降の要調整額は、いわゆる
新規施策に充てられる枠を考えなくても三兆何千
億円というように要調整額が発生しておるわけで
ございます。この中期展望の性格といたしまし
て、今後の財政運営を進めていく上での手がかり

ということ、現状における制度、施策というこ
とを前提とした機械的計算ということを出してお
るものでございますので、そういう結果になって
おるわけでございます。

御質問の、要調整額をこれからどうやって解消
していくか、これは先生おっしゃいますように、
我々として簡単に解決できるというふうなもの
は毛頭ないことはよく承知しております。これは
財政当局として相当の努力を必要といたします。
いずれにいたしましても、歳入歳入両面にわたっ
ていろんな施策の組み合わせが必要であり、それ
らの中の組み合わせを慎重に毎年毎年の予算編成
過程で努力をして決めていかなきゃいけないとい
うふうに考へておるわけでございます。

○和田教美君 税収は、六十二年度に入ってから
新しいな景気といわれる経済の好調の中で多額
の自然増収が生じ、六十二年度当初の税収水準は
四十一兆円、それがわずかに四年後の平成二年度に
は五十八兆円に高まっております。つまり、四年
間で税収規模が十八兆円も拡大したということに
なります。これが第一段階の財政再建を可能にし
た最大の要素だと思ふんですけれども、しかし、
この税収増は、円高、土地高、株高、原油安、金
利安の三高二低の好条件、バブル経済によるもの
だというふうな批判もありまして、今この三高二
低が崩れる危険性がいろいろ取りざたされておる
わけです。ですから、今後の財政運営を想定する
場合に、今までのように景気がかなり好調に続い
て自然増収がふえるということを前提として考へ
ることはもう危険ではないかというふうに思ふ
し、その点では一つの転換点に来ているのではな
いかというふうに思ふんですが、主計局はどうい
う判断でおられますか。

○政府委員(藤井威君) 将来の税収に關しまして
は、私、主計局の方からお答えすべきものじゃな
いかもしませんが、しかし、物の考え方とい
まして、この中期展望における税収の伸びとい
うものは二年度の予算における税収をベースとい
たしまして今後のG N Pの伸びから機械的に単純

に額を計算しております。今後の経済情勢によつ
てこの税収がどうなるかということは、当然毎年
毎年そのときの経済情勢あるいはそのときの予算
編成段階における判断によりましてこの部分が変
わってくるということは事実でございます。

ただ、この部分につきましては、楽観的な見通し
のもとで今後の財政運営を考へていくというよう
な状態にはないことは我々十分認識してお
りまして、この税収の伸びというものを前提に考
えて、なおかつ非常に厳しい財政運営、そういう
ものに直面せざるを得ないだろうという認識は十
分持っておりますのでございまして。

○和田教美君 きょうは歳入予算の委嘱審査でも
ございまして、歳入見積もりの問題について少
しお尋ねをしたいわけですが。

私は、大蔵大臣が冒頭に述べられましたこれか
らの財政運営のあり方ということ考へていくた
めにも、その前提として片づけなきゃいけない問
題があるんじゃないかというふうに思ひます。つ
まり、それは歳入の見積もりをなるべく正確にす
るということがぜひ必要ではないかというふうに
思ふんです。

本来、財政というのは入るをはかって出るを制
すというのが原則ですね。ところが、ここ数年の
税収の見積もりは全く大幅な見込み違いを生じて
おりまして、入るをはかるといことが全くでき
てないというふうな状態だというふうに思ふん
です。これはいろいろ理由があると思うんですけ
れども、このままほうっておくと、これから景気
がもし落ち込むというふうになると、景気
によつて非常に影響の大きい法人税などの税収が
がたんと落ち込むというふうなこともある。しか
も、税収見積もりが非常に不確かだというふう
なことになると、大幅な歳入欠陥に陥るといふ
な危険性も排除できないんでないかというふう
に思ふんで、その点について大蔵大臣はどうい
う対策を考へておられるのか、お聞かせ願ひたい。
○国務大臣(橋本龍太郎君) まず、事務方から見
積もりについて答えさせていただきます。

○政府委員(濱本英輔君) 毎年度の税収見積もり
につきましては、見積もり時点におきます政府の
経済見通し等をもとに、我々が利用可能な資料の
限界の中ではございますけれども、最大限の努力
を傾けておるつもりでございます。

ただ、先ほど来先生御指摘のように、経済の大
きな変動に直面した場合にその見積もり作業
がいかに困難をきわめるかということ、例えば
一つの企業だけとっていただきたいまでも、その企
業が年間にどれだけの生産活動を予定しただけ
の仕入れをしどういふ経費を使用するかという見
通し一つを考へてみても、これはなかなか困
難なことであらうという想像をしていただけるか
と存じます。全企業あるいは全国民の個人個人の
収入あるいは消費生活、そういったものをグロス
でつかまえるということの難しさというのは御推
察をいただけたところかと存じます。しかし、そ
れに負けないように、私どもいろいろと推計の技
法につきましては今回の経験も生かしまして将来
にこれを果たしていきたいという気持ちを持っ
ております。

例えば今御指摘がございました法人税収の動き
というのは非常に税の性格上大きな動きをこの数
年もたどつてまいりましたけれども、より入念な
聞き取り調査を行いますとか、あるいはいろいろ
なマクロ的なデータにつきましてもこれに即応し
た推計の仕方というものを研究していくというよ
うな努力を今後も積み重ねてまいりたい、基本的
にはこのように考へております。

○和田教美君 大幅な税収の見込み違いの最大の
要因は、もう既に皆さん方から指摘されているよ
うに五十三年度に臨時異例の措置として行われた
年度所属区分の変更、ここに私は根源があるとい
うふうに思ひます。この点は財政審の報告でも指
摘されているとおりであります。確かに年度所属
区分の変更は臨時異例のやむを得ざる措置であつ
たかもしませんが、歳入見積もりの大幅
な誤差というマイナスを生じておるといふこと
これは私はやっぱりなるべく早くもとに戻すべき

ではないかというふうに考えておるわけです。

仮に十二月の予算政府原案決定の時期から見ても、翌々年の三月、つまり十五ヵ月先の税収を見積もるということになるわけでごさいますから、しかも三月税収は景気の動向に大きく左右される法人税のウェイトが非常に高いというので、それで誤差を生じやすいというふうに思ふんですね。ですから、今のようないやうな方では見積もりを正確にするといつても技術的に限界があるんじゃないかというふうに思ふんですけれども、その点はいかがでございますか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 委員に対して私は細細とこの理由等を申し上げるつもりはございません。ただ、発生主義的な考え方に基づいたこの年度所屬区分というものがそれなりに一つの貫した処理体制であること、また既に十年以上を経てそれなりに定着をしておるということも事実であります。

しかし御指摘のとおり、確かにこれは税収見積もりを非常に難しくしておることは事実であります。これを急に戻そうとした場合には、現在のような状況でありますと本当に特例公債をもう一度発行しなきゃならぬぐらいの財源を必要とするわけでありまして、私どもの意識の中にこれはありませんが、例えば景気によりこういう措置ができる状態が来ることを期待をしつつも、当面は公債依存度の引き下げなど特例公債に依存しないで済む財政体質をつくることの方が先決である、私はそう考えております。

○和田義典君 四月分、五月分を前年度に取り込むというやり方です。したがって新しい年度の四月、五月あるいは第一四半期の税収というのは非常にわずかになります。そこで当然、蔵券、大蔵省証券を発行して資金繰りをやるといふことになるわけですが、最近のデータで結構ですから、税収は一体どのくらいのパーセントなのか。第一四半期で結構です。それと、蔵券の発行はこの三ヵ月の間にどのくらいか、また利子はどのくらいかかっているか、ひとつお聞かせ願

いたい。

○政府委員(橋本義典君) 四月分税収と五月分税収を合わせましたものが年度全体の税収のうちの何%ぐらいを占めるかというのを数字で申し上げてみたいと思ひます。

最近の年度で申し上げますと、昭和六十一年度以降でございますが、六十一年度の場合、四月分が〇・三%、五月分が三・一%。以下六十二年度が〇・四%と三・二%、六十三年度が〇・四%と二・八%。平成元年年度の場合には、補正後予算ベイスで申し上げてみますと四月分が〇・四%、五月分が二・五%という計算になります。

○政府委員(大須敏生君) 大蔵省証券の発行実績について御説明申し上げます。

六十三年でございまして、四月が六兆一千二百四十億、五月が三兆七千七百七十億、六月が四兆二千六百七十億。次に平成元年でございまして、四月が六兆六千六百六十億、五月が三兆七千六百六十億、六月が四兆七千九百八十億でございます。

それから、大蔵省証券の発行額全体につきましてそれぞれの年度の平均発行期間とそのときに適用された割引歩合をもとに計算いたしてみますと、お尋ねの割引料でございまして、六十三年度につきましては四月が七十三億、五月が四十四億、六月が五十一億。平成元年年度につきましては四月が九十六億、五月が四十八億、六月が九十九億。

以上でございます。

ものでございまして、現実にはほとんど全額が日本銀行によって引き受けられているところでございまして。

○和田義典君 まあそういう問題もあるということですが、この問題はなるべく早くもとに戻すということが望ましいというのを申し上げて、次に移らしていただきたいと思います。

一般歳出の概算要求額と予算額の差額、これを六十二年で平成二年で見てみますと、六十二年が千六百二十六億のマイナス、六十三年が千九百五十九億のマイナス、ところが平成元年はプラス千八百八十九億、平成二年は二千六百三十一億のプラス、こういうふうになっております。

つまり、六十三年までは概算要求額を予算編成の段階でさらに絞り込んだということがここに出てくるんだらうと思ふんです。ところが、平成元年からは概算要求額よりも政府原案の方が大きくなっておる。ということは、それだけつまり概算要求についての削り込みが甘くなっている、こういうことではないかというふうに私は理解するんです。これを言うておくと、シーリングだとか何とか言っておられますけれども、ほとんど無意味になるんじゃないかというふうに思ひます。

○政府委員(藤井威君) 六十二年から平成二年までの四年間の概算要求段階における一般歳出の要求額とでございまして、政府原案との総額の差という点につきましては、委員の御指摘のとおりでございます。最初二年間はでございまして、予算の方が少なかったんですが、最近二年間ではで上がった予算の方が概算要求よりも大きいという結果としてなっております。

こういうような結果になりましたのは、実はいづれの年も概算要求設定時にはまだ人事院勧告が出ていないということございまして、その予測が非常に困難であるということのために、概算要求基準あるいはその前のシーリングといったような時代もございまして、そういう時代からずつと

慣例といたしまして人事院勧告のはね返りによって必要とされる金額は、概算要求とは別扱いとして、その後要求が出てきた後で予算編成過程において適切に織り込んでいくということなどもやっております。結果的には、人事院勧告のはね返りの部分を完全に査定では吸収されなかったというところで平成元年、二年度は要求額よりでございまして、額の方が増額になったという結果になったわけでございます。ということでございますので、我々としては、この概算要求基準が形骸化して意味をなさなくなるというふうなことは、このことからならぬというふうに思っております。

現在の財政状況という点につきましては先ほど大蔵大臣もお答えしましたとおりでございます。また我々も委員と共通する認識を持っております。やはり概算要求基準を設定して要求段階から厳しい施策の選択を行っていく、このやり方は今後とも継続せざるを得ないというふうに考えております。

○和田義典君 新行革審の最終答申は、公共事業関係費について公共事業の分野別配分を見直して重点化するということに言っております。また、政府も日米構造協議の最終報告に盛り込む公共投資十ヵ年計画の内容を、今までと変わって安全、交流活力、生活など機能別に新しい概念を設けて従来の分野別投資積み上げ方式を見直す方針だというふうに新聞は報道いたしております。

そこで、この問題について自民党の加藤政調会長も、先日、「概算要求の際、これまで続けてきた概算要求基準を行うのか、打ち破るのか重要な問題だ。公共事業費をふやすことを考えると、削減するものも出てくる。相当な覚悟で概算要求に臨む」というふうにおっしゃっております。つまり、ここにあらわれている考え方としては、今までのような画一的シーリング、例えば平成二年について言えば、投資部門は横ばい、それから経常部門は例外事項を除いてマイナス一〇%というふうな画一的な一律シーリングというふうな方

式、これが再検討の時期に来ているのではないかと
いうふうにも思うわけですが、特に公共
投資の配分の重点化というような問題と絡んでこ
の点をどういうふうにお考えなのか、お考えをお
聞かせ願いたい。

○国務大臣(橋本龍太郎君) まず第一に申し上げ
たいのは、今公共投資十一年計画につきましても
経済企画庁で作業中でありまして、私どももいた
しましてその作業の内容を存じておりません。
トータルの金額として最終的にどういう数字を出
されるのか、まだこれは確定しておらないわけで
あります。

その範囲内でお聞きをいただきたいわけであり
ますが、現在我が国は十五本の長期計画を持って
おります。そして、そのうちの八つの分野のものは
平成二年度を終期としているわけでありまして、
これはそれぞれ当然のことながら継続する計
画を次年度以降発足させることとなります。ま
た、現時点において進行中であり平成二年度以降
まで引き続く七本の計画につきましては、引き続
きその計画を期間中その計画数量に向けて事業は
進行するわけでありまして、その時点においてその
バランスは当然変動いたします。さらに、公共投
資十一年の計画の中に、恐らく今までの例でいき
ますと、五年計画ができてきたわけでありまして
から、明年度以降終期を異にしております計画につ
きましてはそれぞれの計画時点の終了時において
残る年数について何らかのまた計画が出される、
当然その辺においてもバランスは変化するのであ
りましょう。

そうすると、そういう意味で従来のシェアとい
うものは必ずしも固定したものではなく、また国
民生活の質の向上という観点から見直してまいり
ます部分も当然その中には含まれるわけでありま
して、いわゆるシェア論というものはからいさす
と変化を生ずる可能性というものは当然あるわけ
であります。

ただ、一方におきましては、今その十一年計画
そのものが策定作業中でありまして、また平

成二年度予算を現に御審議いただいております私
どももいたしましては、予算成立後におきまして
夏までかけて平成三年度予算についての概算要求
基準をいかなるものにするかは現実に即応するか考
えさせていただきたいと思っております。現時
点において定見を持っておりません。

○和田教美君 最後の質問でございますけれども、
も、新行革審が財投債の発行を検討すべきだとい
うようなことを言っております。この財投債とい
うのは、その性格、政府保証債との違い、発行
機関、起債方法、償還方法と償還財源等につ
いて、もしこれを発行する意思があるんならそうい
うことを具体的に説明をしていただきたい。

○政府委員(大須敏生君) お尋ねの財投債でござ
いますけれども、財政投融資の原資が不足する場
合に備えまして、現在の原資は郵便貯金、年金が
主たるものでございますけれども、この預託義務
を前提としながら追加的補完的な資金調達を行う
方法の一つの例示として、財投債というのがた
だいま御指摘のように行革審の答申で政府に対して
検討を求められているところでございます。

その具体的な内容でございまして、現状
におきましては、行革審の答申が予定してござ
いますような財源不足の状況にわかに生ずるとい
うことでもございせんので、まだ具体的な検討は
行っておりません。

それから、お尋ねの政府保証債との関係でござ
いますけれども、委員御案内のように、政府保証
債は各財政投融資の機関が発行主体となるもので
ございまして、それについて政府が保証をつけ
る、こういうことでございまして、各年度の予算
におきましてその機関別に政府保証債の限度額が
定められているという制度でございまして、これ
も、この政府保証債は財投機関、財政投融資で申
しますとその出口である財投機関が発行するもの
でございまして、行革審で今回提起されてござ
いますような、国がみずから財投制度の目的と機能
果たす、こういうことのために必要な原資を調達
する、そのために発行する財投債とは私どもは違

うものを恐らく想定なさっているのではないかと
いうふうにお考えをしております。

いずれにせよ、財投債の発行について、た
ま御質問ございましたような具体的な中身、具
体的な対応、これについてはまだ検討する段階に
は至っておりません。

○近藤忠孝君 年金の支給であります、今
三カ月分を年四回で支給されていましたが、今
年六回になりました。これは改善です。いいこと
は褒めます。

ところが、計算しますと、ことしの二月に去年
の十一、十二、一をもらって、後二カ月分ずつも
らって、十二月にその前の月の十、十一、十二が
二回になりますので年十三回の支給になります。
そうしますと、せっかく年金受給者の要請にこた
えたと言いつつながら、その結果、所得税、住民税が
増税になります。要するに一カ月分ふえるわけ
です。そして国民健康保険料も増税になってくる。
どの程度の増額、増税になるかわかりますか。

○政府委員(濱本英輔君) やや細かくなつて恐縮
でございますけれども、ただいまのお尋ねにお答
えをしたいと思います。

平成二年度の税収計算、公的年金にかかります
所得税の計算を考へていただきますときに、今近
藤先生が御指摘になりましたように、確定申告に
かかります分と源泉徴収にかかります分、所得税に二
つの部分があることをまず御承知おきいただきま
して、確定申告分にかからず方からまいりますと、
従来のパターンでいきますと、例えば平成二年の
二月には前年の十一月分、十二月分、一月分が支
給されます。それから五月には二月、三月、四月
分が支給される、こういう順序でまいりまして、
平成二年中には十二カ月分が支給されております
と。それにプラスすること、年度ベースでまいり
ますと、平成三年の二月に十一月、十二月、一
月分が年金が支給されると同時に源泉徴収されてお
るという状況がこれまでの改正前の状況でござ
いました。

す、まず平成二年二月には……
○近藤忠孝君 細かいことはいいんだよ。どの程
度増税になるのか。時間がないんだよ。
○政府委員(濱本英輔君) わかりました。簡単に
申し上げます。
確定申告分は、それでまいりますと十三カ月分
になるわけでございます。対しますに、源泉徴
収分は二カ月分に減るわけでございます。したが
いまして、足しますと、改正前は十二プラス三、
改正後は十三プラス二イコール十五ということに
なりまして、この関係におきましては増税を生じ
ないということになります。
○近藤忠孝君 源泉に関する限りは僕も説明を聞
いてわかりました。ところが、源泉だけでは確定
しない人がいますよね。ほかの所得と合算する。
これは必ずその影響を受けます。
と同時に、これは自治省にお聞きしたいだけ
けれども、住民税は、前年の所得が一カ月分ふ
えらんだから、それを基礎に翌年の住民税を計算す
れば必ずこれはふえますよ。それから国民健康保
険料もふえる。仕組みはもうわかっていますから、
ふえるのかふえないのか、どの程度の人がふえる
のか、それだけを端的に答えてほしいんです。
○説明員(林桂一君) 御説明いたします。
先生の御指摘のうち地方税に關係する部分につ
いての増税額といひますか、につきまして御説明
したいと思ひます。
御案内のように、十三カ月分の年金が支給され
て、住民税の場合は前年の所得に課税されるとい
うことでございまして、平成三年の税の計算上
変動を来す場合が出てくるわけでございます。た
だ、別途、今回の抜本改正によりまして住民税は
かなり大幅に減税されているということもござ
いますし、さらに平成二年度の所得に対する課税に
つきましては、平成三年度分の住民税につきま
して、年金受給者の税負担の一層の軽減を図る見地
から公的年金等控除の引き上げといったような制
度の改正も行われているわけでございます。そう
しますと、十三カ月分の支給に伴います負担増が仮

にあるとしても、その程度はかなり緩和されているものではないかというふうに考えられるところでございます。

例示的に申し上げますと、例えば夫婦二人暮らしの六十五歳以上の年金生活者でかつ標準的な厚生年金額、これは月額約十九万五千円というふうな金額に受けておられる世帯につきましては、現在でもその年収入は課税最低限を下回っているわけでございます。で、所得割が課税されていないわけでございます。こうした世帯が十三月分の支給を受けましても、やはり課税最低限以下ということになりますので、このタイプの場合は増税になつてこないというふうに考えられます。また、例えば年金収入が約三百万円程度の夫婦二人暮らしでかつ六十五歳以上の年金生活者といったような場合も、計算してみますと、その住民税の増加額は千七百六十二円というふうな数字でございます。

国民健康保険料につきましては所得や年齢あるいは家族構成によりまして負担の増加ということには考えられるわけでございますが、国民健康保険料につきましては、同一の所得でありまして、各市町村の国民健康保険の財政の規模とかあるいは課税の方法等がいろいろ区々に分かれておりますので、そういった観点から、この十三月分の支給されることによりまして負担の変動というものを一般的に推計するというのはやや困難であろうかと思われましますので、御了解いただきたいと思ひます。

○近藤忠孝君 年金関係全体が改善される、この点はいいと思ひます。いいことと思ひことはきつちり分けます。

ところが、改善があつても、数が少ないとおっしゃるけれども、年金二百四十万以上の人は一・二・三％いますし、相当影響があるだろう。百八十万から二百四十万の人でも、単身であれば影響出てきますね。それはどの程度かわからないと言つていますが、やつてないからわからないんです

よ。この問題は細かいところで問題なんです。せつかく年金生活者にいいことをしてやろうと思つても、回数をふやした、そのことのために——年金の額はふえるわけなんです、将来もね。全く受ける額が変わらないのに、回数をふやしたために税金がふえる、保険料がふえる、こういうことをはつといていいんだらうか。やはりこれでは冷たい制度だということになるんですよ。

これは簡単です。経過的な措置を一項目つけりゃいいんですよ、それぞれに。そうすりゃならんやんです。これはどうですか、大蔵大臣、ひとつやってみませんか。そしたら、褒めてあげますよ。

○國務大臣(橋本龍太郎君) せつかく褒めてくださるんなら、余り注釈なしで褒めていただきたいと思ひます。

今、専門家としての自治省の立場からも御答弁がありました。大蔵省の御答弁も御答弁をさせていただきます。

○政府委員(漢本英輔君) 先ほど自治省からも御答弁ございましたけれども、確かに課税最低限を超えまして場合には税金がかかるということになります。上がっても年金の増額がそれを超えます場合には税金がかかるということになります。それに対して近藤先生は、せつかくいいことをするの期間の調整だけではないか、こういう御趣旨で御答弁をいただいているのかと存じますけれども、そこはこういうことだと思ひます。

つまり、所得税というのは暦年課税でございます。所得とは何かといふと、その年中に取得した収入として特定しないといけない、そう考へてきていくものでございます。したがうして、その所得税の基本的な考え方を動かすというのは非常に動かしにくいことでございますけれども、今おっしゃいましたように、実際さういふことがどの程度の影響を持っているかということ

が大事な点の一つだと思ひます。

今もお話ございましたけれども、今回の控除の引き上げによりまして六十五歳以上の夫婦の場合には課税最低限が三百二十一万八千円になってきております。じゃ三百万円以上老齢年金の支給を受けているグループというのはどれぐらいいるだらうかということなんでしょうけれども、恐らく私どもの資料では平成元年三月末現在で国民年金ではパーセンテージにしたらゼロ、厚生年金で見ましてもパーセンテージにしたら恐らく一％に満たない数字であらうというふうに考えられます。

○近藤忠孝君 せつかく褒めたんだから最後まで褒められるようにいいことを貫徹してほしいというのが、私のきょうの質問の趣旨なんです。

これ、実際に手紙が来た人の話によりますと、その人の場合では住民税で四六％ふえる、所得税と健康保険料で三三％ふえるというふうな実際に計算しております。今までかかっておった税金に對して、まあ今まで余りかかっていなかったのかもしませんけど。

そういうことで、私は、仮に少額であっても、年金生活者にせつかくいいことをしながら、そのことのゆえに増税あるいは保険料増額ということ、これはひとつ考へてほしいと思ひます。さういふお答えじゃ全然ゼロ回答だけれども、私はひとつ検討してほしいと思ひますが、大臣、厚生大臣の経験者でもある橋本さん、検討の余地は——これをやると大分また男が上がると思ひますがね。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 全然男の上がらない答弁をして恐縮でありますけれども、私、今委員がそれぞれのアップの率だけを仰せられましたけれども、その方の受けておられる年金額ほどの程度の額なんだらうか、そしてそういう年金額の受けておられる方々に対して果たして特例的な措置を設けるだけの社会的な利益というものを世の中が認めになるだらうか、一瞬、私はそう感じました。

○近藤忠孝君 この問題ばかりやっておるわけにいかないんで、次の問題に入りますが、ぜひ考へてほしいと思ひます。

次に、みなし仕入れ率の政令委任の問題ですが、この間予算委員会が質問したけれども、時間が足りなくなつてほとんど議論にならなかつたんです。これが租税法主義に反するんじゃないかという質問に対して、尾崎局長の答弁は、みなしの率というのは制度の簡素を求めてやっているのでそれに伴う税額の増収という意味ではないという答弁でしたけれども、わけがわからないですね。

それで、私が言つたことは、問題は、売り上げに対する仕入れ割合は八〇％と見て、納付すべき消費税額の計算を売り上げ掛ける三％掛ける二〇％、それを決めれば売り上げ掛ける〇・六％イコール税額と、こうなるわけですね。だから簡単だと。さんざん税制特別委員会でも簡単だ簡単だと説明をされてきたところで。

したがって、この〇・六％というのは実質的には税率と同じ意味を持つ。それを今度事業の種類ごとに課税仕入れの割合を政令に委任するということは、この税額を実質的に決定する率そのものを政令に委任したことになる。しかも、今まで仕入れ割合八〇％、これが大体もっとも少なうい。ということは、売り上げ掛ける〇・六が実際もっと多くなるんですよ、実際に合わせれば。それを政令に委任するということは、圧倒的多数の簡易課税制度を利用する人の相当部分が実質増税になる。その率を政令に任せてしまふ。これはやはりさつきの答弁のようなこと、税額の増収という意味じゃないんじゃないですか。

○政府委員(漢本英輔君) 御指摘の点でございますけれども、ただいま近藤先生は事実上税率を委任したことに同じではないかというふうにおっしゃつたかと存じますけれども、税率そのものを政令に委任したということとは全く違つておるということをやらず申し上げておかないといけないと存

じます。

要するに、税額を計算します過程におきまして課税対象を幾らと特定しそれに対して三%の税率を乗ずる、その特定の仕方の問題なんですから。御指摘の簡易課税制度でございしますが、法人企業統計における全産業の平均的な付加価値率二〇%をもとにして八〇%という仕入れ率を原則的な率として掲げまして、卸売業につきましては九〇%の仕入れ率を設定している。御承知おきいただいているとおりでございます。尾崎局長が簡素化ということとを答弁したときも御指摘ございましたけれども、まさにそのとおりでございます。これは制度の簡素化を図ったものと理解いたします。

ところで、先生の御指摘は、今回簡易課税のみなし仕入れ率を決めます場合にこれを政令に委任するとしまた結果、ある率が仮に将来政令で定められるということになった場合に、それが現在決められている率に比べてより厳しくなる、つまり税負担をふやす方向へ新しい率が定まった場合には一種の増税効果を生ずるではないか、そういうことを政令に委任していいのかが今の御指摘の趣旨かと伺いました。

この点でございすけれども、今回の改正というのは、既にたびたび議論されましたように、税制改革法の十七条三項でございすか、いろいろ御議論の結果、中小企業に対する今回のこの措置というのは見直す必要があるということを法文上明記されて、それを受けまして我々見直しが必要だと考えておるわけでございすけれども、それは当初の段階で、先ほど申し上げましたようなみなし仕入れ率の設定ということとそのときの事情で八〇%と規定しましたことに対してなお見直しが必要だという御指摘を受けているわけでございす。厳密にこの八〇%というものを事態に即応した率に見直してみたと、より適正な率——仮により適正な率に置き直される余地がございす場合にはそれに対応するというのがこの見直しの趣旨でございまして、税収を今のレベ

ルよりも上げるとか下げるとかいうことをねらいにしてどうこうするという話ではございせんというのを御答弁したんだと思います。

じゃ増収になるという場合が起こり得るかということもございすけれども、それは率の設定によつては計算上起こり得るかも知れせん。しかし、そのことは今回の見直しの許容することであるろうと私は考えます。既に従来におきましても古い物品税法の施行令等におきましても一定率というのは定められておりました。これは何度か改正を試みられたことがございすけれども、一度ならずこれが今近藤先生がおっしゃるような意味におきまして増収の方に働いた改正というものは、過去にも例はございまして。

○近藤忠孝君 旧物品税法にそういう規定があることは知つていますが、この場合には極めて限定的です。例えば、これ主税局の方が私にこれと言った条項ですが、物品税法十三条、これは独禁法の再販価格という限定された場合の扱いとか、極めて限定つき、あるいは免税にする場合、納税者に有利になる場合、そういう場合の一つの細かい条件を政令に委任する、これはあつてもいいと思ふんですよ。ところが、簡易課税、何しろ七六%もこれを活用するわけですから、今までの〇・六掛けるといふのは相当これ変化しますよね、もつと数の多いところに、それは影響が極めて大きいんです。と同時に、私は税率の委任とは言っていないんで、税率の委任に準ずる——委任そのものと準ずるは大分違うんですが、しかし、実質的に同じじゃないか。何しろ売上額掛ける〇・六の〇・六が変わるんですから、しかも大きく変わるんだから。

そこでお聞きしたいのは、一体何を委任するのか。ということ、従来の〇・六%適用を受けない事業が何であるか、そしてその各事業ごとの率はどれだけのなるのか、これをやっぱり委任することだと思ふんです。その対象事業は大体どんな事業なのか、大体どれくらいになるのか、わかつてるんですか。

○政府委員(濱本英輔君) ただいまちょっとお触れいただきましたように、今回政府として取りまとめた見直しの法案の中には、今の点につきまして「事業の種類ごとに当該事業における課税資産の譲渡等に係る消費税額のうちに課税仕入れ等の税額の通常占める割合を勘案して政令で定める」という文言を入れたさうしてございす。したがうしまして、今近藤先生おっしゃいましたようにある程度事業の種類ごとにさういったものを定められないかということ想定した規定になつておりますけれども、具体的にそれではどういふ事業の種類にそれを分かつのかとどういふ規定にするのかというものは、今まさに進行中の年度の実績を踏まえた上で、その結果を見て検討させていただきます、それ以外には今私どもなすべき手だてがないという状況にございす。

○近藤忠孝君 今、実施中の一年間の実態を見てと言ふんだけれども、大体適用対象者の七六%が簡易課税でやつていらっしゃるから、どうしてその仕入れ率わかるの。全部〇・六でやつちやうていらっしゃるもの、わかるわけじゃないですか。それが一つ。

それから、「勘案して」といふのがくせ者なんです。通常の状況を勘案してというけれども、文字どおりこれは大蔵省のさじかげんです。西ドイツもたしか政令委任してあります。ただ、西ドイツの簡易課税の適用対象は全体のわずか一%だから、例外的例外。しかも、こういう規定があるんです。向こうは平均率と言つていますけれども、本法により平均率を適用しなかつた場合に生ずる額と本質的に相違しない税額と同じものを定めなければならない。政令がもしこれに違反すれば、違法になりますね。だけれども、さっきの「勘案して」なんというのにはさじかげん。そういう大事な問題を法律で決めないで政令に任せるといふ、これは租税法律主義の原則に反すると思ふんです。

じゃなぜ法律に載せられなかつたのか。これは何十種類、たくさんありますよね。それを全部今の見直し法案に出してたらこんな膨大になつちやつて悪税が余計悪税になることがだれの目にも歴然とする、それでできなかったんだ。ということ、見直しによつて悪くなるんだから、消費税は、ということ、もともと悪い税制だということ、これは意見ですが、さっきのことに答えていただいて質問を終わります。

○政府委員(濱本英輔君) 今三つのことをおっしゃいました。

一つは、もうわかつておるじゃないかということとでございますが、十七条三項を讀ませていただきますと、「消費税の中小事業者の事務負担等に配慮した措置については、納税者の事務負担、消費税の円滑かつ適正な転嫁の実現の状況、納税者の税負担の公平の確保の必要性等を踏まえ」というふうにしたためられてございまして、こういういろいろな状況というものを勘案して議論されるべきものではないかというふうに考えます。

それから、さじかげんではないかぬじゃないかと御指摘、まことにそのとおりでございます。だからこそ、実態の調査というものが重要であり、それを踏まえた見直しが必要であるということと認識いたしております。

それから、なぜ法律で規定できないのかということでございますが、たびたび政府が申し上げておりますように、これだけ大きないろいろな声を呼んだ問題でございすだけに、これはなるべく速やかな対応が必要であらうという気持ちを持っております。状況がはつきり把握できないで対応はできません。そういう気持ちのもとに機動的な対応というものを可能にするために政令措置に委任させていただくことがより適切であらうというふうに判断した次第でございす。

○近藤忠孝君 時間が来たので終わりますけれども、私は法律で決めろというんじゃないんで、やめてしまえということだから、ひとつ誤解のないように。

○古川太三郎君 日本の通貨制度というものについてお伺いしたいと思います。

貨幣というのは現金通貨と預金通貨に分かれる。現金通貨は大別して金属貨幣と紙幣とに分けられる。現在、紙幣は日本銀行法によって日銀に発行の権限が与えられている。

そこでお伺いするんですが、紙幣は具体的に日本銀行券でありますが、これが偽造等された場合、その発見、防止などについての責任は日銀が負っているのかどうか。また、金属貨幣でありますが、これもこれはいわゆる通貨法によって発行の権限は政府に属するとなっております。そのために偽造の発見、防止の責任は政府にあるのかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

○参考人(吉沢利夫君) お答えいたします。

銀行券、これにわけまして貨幣につきましても、市中銀行等から受け入れたものについて私ども日本銀行で監査をいたしております。監査というのはチェックでございます。率直に申し上げまして、銀行券につきましても、私も機械による厳密なチェック、あわせて大量な処理が可能な体制をつくり上げております。また貨幣につきましても、私も一生懸命やっております。私も見てどうしても判定の困難なものにつきましても、製造者である造幣局に最終的な鑑定を依頼しております。銀行券につきましても、機械がはじき出しましてもう一遍私もチェックしてどうしてもわからない、あるいはやはり最終的に印刷局の技術の専門家に判断を仰いだ方がいいというものもございます。そういう状況で今チェックしております。

○古川太三郎君 最終的にどちらが責任を持っているかというところは、いかがですか。

○参考人(吉沢利夫君) 責任とおっしゃる意味では、私も第一監査をやる責任を持っております。

○古川太三郎君 それは紙幣も貨幣もですか。

○参考人(吉沢利夫君) さようでございます。

○古川太三郎君 天皇六十一年の在位記念金貨が発行されました。現在、日銀に相当の数が還流されているというのを伺っております。もともと一

千百万枚発行されて二割ぐらいが売れ残ったというのでも聞いております。現在どのぐらい還流されて退蔵されているのか、また、それは偽造事件発覚前と後との関係はどうか、お伺いしたいと思います。

○参考人(吉沢利夫君) 六十一年の十一月に十万円金貨が発行されました。五月末まで、昨日までの段階で、市中から還流してまいりましたものが二百七十三万枚ございます。そのうち今回の偽造事件等が発覚いたしました二月一日以降戻りました分が、三十三万八千枚でございます。

○古川太三郎君 そこで大蔵大臣にお聞きしたいんですが、この天皇在位六十一年の金貨、この発行の目的は、天皇在位の記念として発行されたのか、あるいはいまいつ何といたしますか財政を潤す目的もあつて発行されたのか、そのことをお聞きしたいと思います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 私は、昭和天皇が御即位六十一年を迎えられるその記念とともにことごとくといった意味から発行されたことを承知をいたしております。財政云々という視点はなかったものと心得ております。

○古川太三郎君 財政云々は全くなかったんですか。結果としてそういったことも入っている、あるいは一部はそういう考え方もあったというところもできるんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(大須敏生君) 貨幣の発行の態様によりまして、貨幣回収準備資金という制度がございます。その機能を通じて、実際に発行されております貨幣のうちから一定部分を留保した金額について税外収入として一般会計に納付する制度があることは御承知のとおりでございますけれども、そういう意味で、発行したことによりまして結果的に税外収入が見込まれていたことは事実でございます。

○古川太三郎君 大臣がおっしゃるように本当に記念ということだけがその目的だとすれば、十万円というの是非常に高過ぎやしないか。東京オリピックでは千円の銀貨が発行されておりますけれども、まあせいぜい一万円ぐらいが庶民の感覚としてはよかったんじゃないか。本当に天皇の在位をお祝いする、庶民に愛される天皇だということを考えれば、なおさら庶民の方にたくさん買ってもらいたいという意味で金額が少ない方がいいんじゃないか。これが第一点です。

また、記念だとおっしゃるならば、金の時価とそれに要した流通費とか製作費、そういったもののプラスアルファを足した分ぐらいの値段で、金額と金の時価に余りにも差があるものを発行する必要はないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(大須敏生君) 最初のなぞ十万円にしたかということでございますけれども、当時の記録を調べますと、昭和天皇御在位六十一年の記念貨幣の発行につきましてこれを有識者に問う懇談会を開いているところでございますけれども、そこにおける議論としては、御在位六十一年ということに希有の出来事を国民的に祝賀するというようなございまして、それから金貨の発行がふさわしいかどうかということ、それから十万円というような金額も多額であるし相当立派な貨幣をつくるのが望ましいという趣旨の御意見をいただいたところでございます。まあそういうような御意見も参考にしながら特別法を政府として御提案申し上げ国会で可決をいただいたというふうに聞いております。

それから次に、金の量目をしからばもつとふやしたらいいではないかという趣旨でございます。金貨の中でも、確かに世の中に流通してあります金貨の中には金の地金価値とほとんど変わらないようないわゆる地金型金貨というものがあることは事実でございますけれども、それは主として産金国がむしろ財政目的のために地金に若干の付加価値を乗せて売るとい趣旨のものでございまして、私も記念貨幣として従来から手がけてまいりましたような法定通貨としてこれを国民に受け取っていただくという趣旨の通貨とは、非常に違うわけでございます。

そこで、私どもの今までの考え方でございますけれども、国家的な記念事業と認められますような場合につきましては通常の貨幣と同様に流通する貨幣をお出しして、それをいけば引きかえていただく、こういう発行方式をとっているところでございます。そういう場合におきましては、貨幣の素材価値というものとある程度離れて額面を設定するということは、管理通貨制度のもとにおきまして一般的な考え方でございます。

その場合に、それではその素材価値と額面との関係をどのように設定するかというところでございまして、金貨の場合にはほかにもいろいろ類別がございますのでそういうことが一つのめどになるわけでございます。ただいま問題になっております昭和天皇御在位六十一年記念金貨につきましては、それを発行いたしました、あるいは発行を計画いたしました当時の考え方としては、諸外国におきまして記念貨幣の発行の例等を参照いたしました、諸外国において記念金貨を発行していますその販売価格と素材価値の関係と大体同等の線を採用したところでございます。

○古川太三郎君 記念だといえ、今まで諸外国で発行されていたような地金型の金貨とかあるいは収集型の金貨とか、そういったものの方がむしろ重宝される。またメダルでもいいわけなんです。わざわざ通貨として十万円という金額を刻んだのはどういう意味があるんですか、そのことをお聞きしたいんです。

○政府委員(大須敏生君) ただいま御説明申し上げましたように、我が国で記念貨幣というものを出す場合、これを法定通貨として発行しておる、そしてその額面金額が素材価値をかなり上回るような発行方式をとっておりますのは、実は伝統がございます。

それは、一つは非常に国民に広くこれを受け入れていただくように多額の発行をするという伝統がございます。御承知のとおり昭和三十三年の東京オリピックのときに初めて記念貨幣というものを出したわけでございますが、大変これが引

れども、まあせいぜい一万円ぐらいが庶民の感覚としてはよかったんじゃないか。本当に天皇の在位をお祝いする、庶民に愛される天皇だということを考えれば、なおさら庶民の方にたくさん買ってもらいたいという意味で金額が少ない方がいいんじゃないか。これが第一点です。また、記念だとおっしゃるならば、金の時価とそれに要した流通費とか製作費、そういったもののプラスアルファを足した分ぐらいの値段で、金額と金の時価に余りにも差があるものを発行する必要はないかと思うんですが、いかがでしょうか。○政府委員(大須敏生君) 最初のなぞ十万円にしたかということでございますけれども、当時の記録を調べますと、昭和天皇御在位六十一年の記念貨幣の発行につきましてこれを有識者に問う懇談会を開いているところでございますけれども、そこにおける議論としては、御在位六十一年ということに希有の出来事を国民的に祝賀するというようなございまして、それから金貨の発行がふさわしいかどうかということ、それから十万円というような金額も多額であるし相当立派な貨幣をつくるのが望ましいという趣旨の御意見をいただいたところでございます。まあそういうような御意見も参考にしながら特別法を政府として御提案申し上げ国会で可決をいただいたというふうに聞いております。それから次に、金の量目をしからばもつとふやしたらいいではないかという趣旨でございます。金貨の中でも、確かに世の中に流通してあります金貨の中には金の地金価値とほとんど変わらないようないわゆる地金型金貨というものがあることは事実でございますけれども、それは主として産金国がむしろ財政目的のために地金に若干の付加価値を乗せて売るとい趣旨のものでございまして、私も記念貨幣として従来から手がけてまいりましたような法定通貨としてこれを国民に受け取っていただくという趣旨の通貨とは、非常に違うわけでございます。

つ張りだてでございまして、国民の皆さんに均てんして持たせていただくという観点から法定通貨方式、法定通貨と申しますか、今の額面金額で流通するその金額で発行することが定着したわけでございまして。それからまた同時に、国民の方が収集目的でお求めになるわけでございすけれども、最低保障、十万円なら十万円という額面が最低保障になるという意味で非常に便利だという側面もございまして。

まあ、そういうような伝統を踏まえまして、今回あるいは昭和六十年御在位の際も今のような方式を踏襲したわけでございまして。

○古川太三郎君 おっしゃりたいのは管理通貨だから金貨の形をした十万円札と、こういうような理解をした方がいんじゃないか。こういうことなんでしょう。だと思ふんです。とにかく金の値打ちと額面の部分とは離れていても構わないんだ、紙幣ならば紙切れ一枚じゃないか、それが十万円だという趣意なんだろう。と思ひますけれども。

しかし、そういった乖離があるからこそ偽造というのが起こったわけでしょう。もし乖離がなければ偽造は起こらないでしょう。そういう意味でいかがですか。偽造の余地があるという部分については、この発行の仕方は非常にまずい発行の仕方ではないか、こう思ふんですけれども。

○政府委員(大須敏生君) 現実には偽造事件が発覚いたしておりますので、その点について我々は十分反省しております。これは事実でございます。それから後の大蔵委員会で御審議をお願いいたします。法案においても、いわばその反省の成果をいろいろ御審議いただくわけでございまして。

そこで、おっしゃいました金の素材価値と額面が近ければ偽造の誘因が少なくなるだろう、これはその限りではまことにそのとおりでございます。

ただ、諸外国の記念貨幣の発行例で見ても、委員御承知のとおり、いわゆる販売価格と素材価値との関係は必ずしもぎりぎり近い発行の形式が多いわけではございませんで、むしろプ

レミアム型の記念貨幣につきましては、例えばイギリスが昨年出しておりますソブリン金貨、五百年記念の金貨でございすけれども、これは販売価格の三七％が素材価値でございます。それからアメリカが昨年発行いたしました議会制度二百年記念の金貨の場合は四七％、フランスが一昨年出しましたフランス革命二百年記念金貨の場合は三八％が素材価値ということでございまして。

そのようなものと比べますと、今問題になっております昭和天皇御在位六十年記念の場合の素材価値、これは実際に交換した時点の関係ではございますが、それは四〇％でございまして、そういう意味ではばランスがとれておるようなことでございます。

○古川太三郎君 今挙げられたのは素材価値と販売価格の問題ですね。素材価値と通貨としての額面との関係は、今挙げられた全部が素材価値の方が値打ちがあるんでしょう。そのことを聞いてい

るんです。

○政府委員(大須敏生君) プレミアム型記念貨幣というのはまさにそういうことでございまして、額面金額はまことに名目的な場合が多いわけでございます。実際にその額面で通用することは法律形式的にはまさに法定通貨としてやっておるわけでございすけれども、現実の経済取引では全く期待されておらないということでございます。

そういう意味では、額面価値と素材価値ということになれば、それは素材価値の方が上回る例が多いと思ひますが、これはプレミアム通貨の特色で、そういう発行方式をとっておるわけでございす。これは初めから貨幣としてではなくいわば商品としてコイン商、収集家の間に頒布するとい

うようなことが主目的で売られるものでございす。したがって、私どもの伝統的な記念貨幣のつくり方とは非常に違ふものでございす。

○古川太三郎君 私が申し上げているのは、記念として発行をされるべきものがなぜ通貨でなければならぬのか、これに非常にこだわるわけなんです。今おっしゃったようなものは全部収集型の

金貨あるいは地金型の金貨なんです。なぜ通貨でなければならぬのか、ここが一番問題なんです。そのことを考えないで金の材質と価値との乖離があるからこそ偽造されるんです。そういった反省はされたんですか、先ほど反省をされたとおっしゃったけれども。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 私は就任いたしましたから昭和天皇御即位六十年金貨の偽造事件に遭遇し、改めてその発行の経緯等を承知した次第でありますけれども、当時国会の御議論におきまして、その記念というものについてなぜ貨幣でなければならぬかという視点の御意見はなかったと心得ております。

と申しますことは、そのころの国民感情として、要するに御即位六十年というものをこのごとくという意味での記念貨幣の発行というものについて私は基本的にやはり合意があったものと考えております。

と同時に、もう一点申し上げたいことは、偽造が起きましたこと、これは非常に不幸なことであります。そうした事態を金貨発行の経験を持たない我が国として事前の把握が不十分であった点については我々は本当に反省しなければならぬことであると思ひますけれども、発行当時の金の価格からいいますと、たしか私が存じておりますのは二十グラムの価値というものは十万円の額面に対して、六万円程度の比率を持っておったと思ひますが、金価格の変動の中でそれが現在四万円程度に下がっておりますわけであります。その乖離が偽造を誘発したという御指摘をしばしば受けてまいりました。

ただ同時に、過去に金価格が非常に勢いで高騰したケースというのが多々ありまして、さまたまな場面でも私どもがそれに遭遇したこともございす。仮に額面に非常に近い価格でその含有量を定めておりました場合、額面を超えて金価格が上昇した場合に記念貨幣が持つべき価値が上がる問題になってしまはしないかと、その御

議論をしてまいりますというんなケースが想定されるわけでありまして。

いづれにいたしましても、私どもはこうした御即位六十年記念金貨の発行の後のさまざまな状況の中からのいろいろな教訓を学んでまいりました。今後においてこうした事態が二度と発生しないように我々としては努めてまいらなければなりません。発行当時におきまして、今委員から御指摘になりましたような金貨をもつて記念すべきではない、何かもっと別種のものをという視点の御議論は、私の知る限りにおきましては衆参両院の御議論の中において少なくとも主流ではなかったように心得ております。

○古川太三郎君 もう時間が来たようですけれども、記念ということであれば本来ならば金と価値というようなものの連動は要らない。それを通貨としたために——わざわざバックに入った通貨なんて私は見たことないんですけれども。バックに入れないきやならない通貨というのは世界じゅうどこにもない。また箱に詰めるというところでしようけれども、今度のことを反省して恐らくそのような形で出されるんでしょうけれども、バックに入っている通貨は世界じゅうどこにもないですね。過剰包装みたいな、まるで桐箱に一万円札を入れて出すようなもので、非常におかしなものだと思ふんですが——時間がないから、あとは後にします。

○政府委員(大須敏生君) 一言だけバックについて御説明申し上げますと、御承知のとおり昭和天皇御即位六十年記念金貨は純金で発行しておりますのでございす。その傷が付きやすい点を考慮いたしましてバックをつけたというのが、バックをつけた理由でございす。

○三治重信君 金融問題についてちょっと質問したいんですが、金融は大蔵省の所管であつて、私は従来、日本の各業界の中で一番規制が強いところだと思つております。そして、それは国民に対しては国民の財産の安全確保ということであり、

また金融機関に対する規制、その規制によって金融機関は破産とか倒れるとかいうことは全然ない。完全に大蔵省の言うとおりにやっているとばり営業がすごく簡単にやれる。そういうところに非常に何といいますが、退嬰的なところがあったと思うんですが、ここで金融の国際化の問題が出て、まあこれは日本の金融改革にいいことだと思っておったんですが、最近はそのからさらに預金金利の自由化という問題が出てきております。

この預金金利の自由化というのは金融の国際化の最後の段階だろと思うんですが、その前の段階としての金融の国際化というのは銀行やそういう金融機関の日本とアメリカその他の相互の自由化だろと思うんですが、そういうふうなことからいって、それがどの程度まで問題を解決して金融の自由化になっていくか。その前の段階として、金融機関の各国への自由な出店ができるかできぬか、またそれがどの程度進んだのかという問題が初めは国際化の主たる問題じゃなかったかなと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(土田正顕君) 非常に大きな問題でございまして、とりあえず要点のみを申し上げます。

金融の自由化が進んでまいっておりますことは委員よく御承知のとおりでございます。

それはいろいろな側面であられるわけでございますが、御指摘のありましたような預金金利の自由化という問題のほかに、金融商品の多様化、一般的な業務の自由化、それから金融市場そのものの整備拡充、具体的な例はとりあえず省略いたしますけれども、それぞれの分野で着実な進展が見られておるところでございます。それからさらに、これも委員のお言葉にありましたような内外交流、世界的な金融市場の一体化傾向が進んでおります中で、日本の金融機関、証券会社が外国に進出し、また外国の金融機関、証券会社が日本に参入してくるということも近年を追うごとに非常に活発になっております。それで、我が国の市場はやはり世界の主要金融センターの一つになる

べきものだと思っておりますが、それにふさわしい姿を我が国の市場の中につくり上げていかなければいけないと思うわけでございます。

その一連の自由化の施策の効果として、より一層の競争原理の活用によりまして、国民の金融に対するニーズの多様化、高度化に対応する、同時にひいては我が国経済の全体の効率化と発展に資するという効果を私も期待しておりますところでございます。

○三治重信君 そういう流れはわかったんですが、日本の自由化の中で、段階的というんですか、自由化を進めてきた大きな段階の部分ですが、それはどうなっているんでしょうか。一番最後が金利の自由化じゃないかと思うんですが、そういうふうな理解でいいんですか。

○政府委員(土田正顕君) 先ほどちょっと具体的な御説明を省略しまして失礼いたしました。

金融の自由化は、確かに金利の自由化もございまして、そのほかにもいろいろ重要な分野がございまして、例えば金融市場の整備拡充というようになっておりますと、殊にこれは近ごろどちらかといえば短期金融市場の動向が注目を浴びておるわけでございまして、コール取引につきまして無担保コール市場を創設するとか、コマース・ペーパー市場を創設するとか、それからT・B市場を拡充するとか、さらにいわゆる一連の先物市場の整備拡充とか、そういう方面の動きが一斉に進んでまいっておりますところでございます。そのほか現場の商品でありますも、預金貸し出しなどの面におきまして提携商品や組み合わせ商品が連続と開発されておるというのが現状でございます。さらに業務といたしましては、金融機関に對しましていわば国債などの公共債の窓口販売及びディーリングが逐次認められており、今日ほぼ定着したと考えております。

そのほかさらに、もともと規制があるわけではなかったんですが、いわば営業態度の上からいって一種の横並び的な作用が働かしましてサービス内容が各行一律であったものの、例えばC・Dの営業時

間とか振り込み手数料とかそういうようなものにつきましても近ごろは個性のある自主的な経営判断が発揮されまして、時間延長とか手数料引き下げなどのような動きが出てきたものもございまして、このようなものを一斉に進めておるところでございます。

○三治重信君 そうしますと、結局、今までは四角四面に規制をしていたから預金者も、実際の銀行だとか何かはプライベートだけれども、政府が保証しているみたいな、どこへ預けても何機関に預けても同じだしということと、金融機関の選別なり預金についての態度を区別するということがなかったんだらうと思うんですが、私は一つ大蔵省の対応として、自由化によってそういうふうな自由競争するようになってくると、脱落するということですか、行き詰まるような金融機関が、証券なんかでいうと株の大暴落とかいうようなことで、脱落金融機関が、これは大銀行と中小零細企業との競争の差以前の一つの何というんですか、経営やなんかのやり方についての脱落というものが起きてくりやせぬかと思うんです。そういうものに対する預金者保護を新しく何か、諸外国には保険——預金についての一定の保険を掛けさすとか、何かそういう、銀行はつぶれてもいいけれども預金者には最小限の保証はしていくようなそういう金融機関の対策、自由化ではそういう市民に対する保護の政策というものが考えられなくちゃいかぬじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(土田正顕君) 預金者がどこにどのような預金をするか、いろいろこれからは選別をするような時代になったというところは、全く御指摘のとおりでございます。預金という最も重要な商品につきましてそのようないろいろな競争が行われてくるわけでございます。その競争は現に始まっておると思っております。その際に、自由化の一連のものに共通することとございまして、やはり自由化によりましていろいろな混乱が起こる可能性はございます。しかし、なるべくそういう混乱を回避しながら自由化のメリットをできるだけ利用者に還元していくということを、我々も金融機関も目指すべきであると思うわけでございます。

そこで、その際に脱落者、行き詰まりというふうなものをどうするかという問題でございますが、そのことを申し上げます前に、やはり自由化時代に金融機関にも一層努力をしていただく、例えば預金の金利の自由化によりまして預金コストは上がるわけでございますが、それを貸し出しその他の運用面の工夫によりまして幾分かそのコストアップを取り返す、さらにその金融機関の経営の効率化によりましていわば中間経費を圧縮するというようなことで極力努力を願いたいというふうなこととありますし、そのために私どももいろいろ必要な制度面の手直しは考えていかなければいけない、また平生の各金融機関の営業についての監督にも気をつけて見ていかなければいけないと思うわけでございます。

それで、その際に特に重要と思われるのは、経営者の経営に当たったての経営態度と申しますか、健全経営を追求する経営態度そのものに特に期待をしたいわけでございます。

ただいま委員からお話のございました預金保険というものは、確かに金融機関がつぶれても最小限ある一定額までの預金者の預金の財産は守るという仕組みを考えておるし、それは日本にも事実そういう制度はあるわけでございまして、外国における運用例などを見ますと、預金保険そのものがあるということに依存をいたしましてかえって放漫な経営をしたというような一連の問題も近ごろ取りざたされておるわけであります。いわゆるモ

ラルハザードの問題というわけでございますが、そういうことでございますので、預金保険制度があるからといってそれでも万全であるとは私どもは考えておりません。やはり金融機関の経営者に効率化の努力と健全経営の努力を一層強めていただきたい。それがまず基本であらうというふうに考えております。

○三治重信君 競争を自由化しても脱落者が全然出ないということになると、結局それはまた同じような、全部の規制をいつまでも維持するという格好になるだろうと思うんですが、そこはひとつ不良経営はどんどん脱落というか整理されてもやむを得ぬ、しかしそのかわり預金者には迷惑を余りかけないというふうなことを考えてほしいと思うんです。

それから、ごく簡単に一つ。
今、金融関係のことでアメリカとの構造協議でどういことが問題になり、またそれは構造協議で解決する自信があるのか、また、非常に大きなともそうすぐには解決できない問題はどんなものか、御説明願えればありがたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 先日、日米金融協議が行われました直後であり、内容につきましては出席した局長たちから答えてもらおうと思いましたが、その前に委員にお願いがございます。

私どもは、金融の分野というものは他の分野と異って極めて専門性を有するものでありますから、他の問題といわばバーターのような形議論をされないために構造協議の問題と金融協議は全く切り離しております。ですから、そのところだけはどうぞ御認識をいただきたいと思ひます。

構造協議に絡めて、例えば金融についての譲歩を求めるか、あるいは金融面で我々がその制度についての主張を通すために他の分野で妥協を強いられるとか、そういう事態を排除するために金融協議と構造協議は全く別のものとして位置づけておりますので、この点だけはどうぞお気をつけいただきたいと存じます。

○三治重信君 それは新しい認識です。わかりま

した。

○政府委員(土田正顕君) 個別の御説明というところで、項目はいろいろございますが、やはりこの中で一番関心をお呼びしましたものは、預金金利の自由化問題であらうと思ひますので、そこに絞ります。御説明を申し上げます。

先般の金融協議におきまして米国側は、我が国の預金金利、その一部分は既に完全自由化されておりますし、そのほかそれに近い状態での自由化商品も導入してあるところでございますが、その現状では不満足であり全体の預金金利の完全自由化を早期に行うことが必要である、そのためのタイムスケジュールの提示が必要であるというよう主張であり、具体的には来年の四月までに完全自由化を希望するというような言動があったわけでございます。

これに對しまして私ども日本側は、預金金利の自由化につきましては今後とも前向きに取り組むという姿勢でありますので、その姿勢そのものについて不一致はない。それから定期性預金金利と流動性預金金利のそれぞれについて当面の運びはこのようにしたいということを説明をいたしました。ただ、いずれにいたしましても、その眼目となります定期性預金の殊に小口の預金、それについては近々に金融問題研究会の報告もあるので、それを受けてその後早期に政府として定期性預金金利の完全自由化に向けてのスケジュールを取りまとめたといふと考へていふ説明をいたしました。

日米金融協議の中でのやりとりは以上でございます。

私どもは、その後金融問題研究会の報告も出まして、可能な限り速やかに小口定期性預金の完全自由化をという提言もございましたので、基本線としてはそれに沿ひまして、ただしそれに必要ないろいろな準備の手續、それから中間的な段階を経るといふ各ステップをどのようなステップを組みながらやっていくか、そういう実行的な進行管理、さらに、そういうもののスケジュールをつく

るにつきましては、関係の金融機関、なかなかすぐ金利自由化の影響を最も受けやすいというふうに思ひております中小金融機関側と意見調整をする必要がありまはすか、また日本特有の事情といひましたし、国営の郵便貯金という大きな存在がございまして、その郵便貯金を管理しております郵政省当局とも意見調整をするとか、いろいろまだ作業が残っておりますわけでございますが、極力努力をいたしまして早目にそのようなスケジュールをまとめたといふ考へておるところでございます。

○三治重信君 最後に土地融資の問題で意見も兼ねて申し上げておきたいのですが、私は土地の騰貴の大きな原因は銀行の土地投資に対する過剰融資がだと思ひていふんです。先日大蔵省の方は土地融資の総量規制というものを発表されたようですが、その中身がどんなものかごく簡単に。
私の意見は、株や証券なんかでは担保価格を大抵時価の七割程度の融資の掛け目というところに私は承知してゐるんですが、土地だと、聞いてみると、銀行は一〇〇%の融資をみんなやって、掛け目に対する金融機関の共通の認識はない。株式の方はどこで金を借りるにしても、証券会社でも銀行でも七割ぐらいしか金を借りられない。ところが土地は担保価格に対してほとんど一〇〇%融資が受けられる。これが法人が、多く土地を持つことによつて融資を確保することが容易になる、そのために余裕があるとどんだん土地が確保されるということだらうと思ひます。こういうふうな融資の限度、担保価格に対する一〇〇%なんというのはやめて、証券とか何かと同じように七割程度にすべきだといふような、いわゆる融資の基準といふものをひとつとしかかりやることが土地騰貴を抑える大きな効果になると思ひますが、どういふふうにお考へですか。

○政府委員(土田正顕君) 二つのお尋ねでございますので、それぞれに御説明を申し上げます。前半の方は、融資の総量規制のようなものをや

つたようだがその内容はどうかというお尋ねでございますが、この御指摘の指導は本年の三月に実施をいたしました新しい銀行局長通達の内容でございます。それに至るまでのいろいろな指導の実績その他申し上げたいことがございますが、それは省略をいたしまして、さらに一段と従来の措置から踏み込んだ措置といふことで次のような考へ方を明らかにしたわけでございます。

すなわち、総論をいたしまして、金融機関の土地融資につきましては、内需拡大に必要な資金の円滑な供給には引き続き配慮しながら、しかし金融面から地価問題に積極的に対応するため、金融機関の融資全体に対して均衡のとれた水準にすることが望ましいと考へる。そういう考へ方のもとに、具体策として第一に、当面、不動産業向けの貸し出しにつきましては、公的な宅地開発機関等に対する貸し出しは除きまして、他の一般のものについてその増勢を総貸し出しの増勢以下に抑制することを各金融機関においてその調整を図るよう要請をいたしました。

それから第二に、土地融資の現場の審査に節度を持つべきであるというお話でございますが、節度を持つべきことは当然我々も要請しておりますのでございまして。ただ、多少テクニカルな御説明になりますけれども、不動産担保の貸し付けにおきまして担保掛け目はどうなっておるかということでは、私どもは必ずしも一〇〇%までいっばいに貸しておるのが通常だとは認識しておりません。まあ大体八〇%とか七〇%というのが標準ではないかと思ひます。

うのは、これはやはり個別の金融機関がみずからの経営判断で決定するのが基本でございます。それに画一的な制限を課することは、やはり今度は、そういう担保に依存しがちなものはむしろ借り手としての信用力に乏しい個人とか中小企業、そういうものが担保への依存度が大きいので、また大企業はむしろ担保の依存度は相対的には低くて信用貸しを随分受けておるというふうな状況もございまして、ここはちょっと慎重に考えなければいけないのではなからうか。例えば土地を担保とします担保掛け目を下げましても、別途信用貸しを組み合わせてしまいますとそれは融資に対する有効な歯止めにはならないわけでございます。

そこでむしろ金融面からは、これまでいろいろな努力をまいりましたが、例えば先ほど申しました不動産業向け融資の規制措置とか、金融市場全体の過度の膨張を防ぐという意味で金利の上昇その他をねらった適度のブレーキをかけるとか、そういう手段によって鎮静化を図っていくのが妥当な方法ではないかと考えております。

○下村泰君 今審議されている国の予算から比べると本当に微々たるお話から、まず伺いたいと思います。

去年の五月なんですけれども、国立で鍼灸院をやっていたら四十一歳の方が、大学ノートにあるいは便せんかわかりませんが、お札の紙質にやや似ているんですが、それを大体千円札の大きさに切りまして、ちょうどあのマークのところに同じようなマークをつけたもの、これをつかまされたわけですね。この場合に、ちょっと伺いますけれども、これ、にせ札事件になりますか。

○政府委員(大須敏生君) 通貨偽造罪になるかという専門的なお立場の御質問であらうと存じます。

〔委員長退席、理事梶原清君着席〕
私は専門家でございませぬから適当なお答えができるかどうかでございませぬけれども、詐欺罪になる可能性が一つはあるんじゃないかと思えます。

が、通貨偽造ということになるかどうか、これは少し研究してみせんとわかりませんので、ちょっとこの場の答弁は御容赦願います。

○下村泰君 今回のケースは、紙の質だとか識別のマークをよく丹念に注意して見ればあるいは判別できたかも知れませんが、けれども、何かのひずみにひよとした瞬間ですと、ひよいとさわってマークがあるなぐらいで済んでしまえば、あるいはこういうのをつかまされる心配というのは多あるわけですね。

この方がおっしゃるんです。これは差別用語に近い言葉ですからあれですけども、御本人がそうおっしゃっているんですが、盲人の盲点をついた非常に悪質なものである。目の不自由な方がそうおっしゃっている。盲人にとって、これ明らかににせ札ですわな。詐欺事件にはなる。もちろんにせ札の形をしてはいませんわ。してはいませんが、目にも不自由な方にとってはこれは完璧な僕にはにせ札事件だと思えます。ですから、徹底してこういうのは調べていただきたいと思えますけれども、このことについては導入時からもういろうんなふうな問題になっていきます。

五年前の昭和六十年七月二十三日の決算委員会、その当時は大蔵大臣は竹下さんでしたが、竹下さんに伺いました。当局に對しまして日本盲人会連合等から識別マークのことで不鮮明で、指惑——指の感性が悪いという等の陳情はあつておりますので、やっぱりこの問題については、今後とも引き続いてこの印刷技術というのは、練磨して研究を重ねていかなきゃいかぬというふうに思っております。そういう問題が起りましたので、余計熱心にならなければならぬので、だんだん出てくるんじゃないかなと、こんな感じでございます。と。余計熱心にならなければならぬと言ったって、こういう事件起るんですからね。

そのときに大蔵省の係の方で足立さんとおっしゃる方は「いかにせん紙幣の厚さそのものが〇・一ミリ程度の厚さ、その中ですき入れによりまし

て凹凸をつくるということでございますので、現在の技術水準のもとにおきましては最善のものをつくったということでございますけれども、なお一層引き続いていいものをつくっていききたい、そういう努力をしていきたいと思います。」と。事実、五千円札が縦に二つ、一万円札が横に二つ、千円札が一個なんです。もし何でしたらここにこれ、千円札が六枚ありますけれども、持って帰られちゃ困るんですけれども、これ、使ったのと幾らか新しいのとありますが、実際にこうさわってみて下さい。

○国務大臣(橋本龍太郎君) わかつてます。

○下村泰君 わかつてますか。わかつてりや結構です。

そういう状態で、事実、少し古くなつたら千円札の場合にはほとんどわからなくなりますが、これは、一万円札の場合にはまだいいんです。ところが、千円札で古くなつたらほとんどわからなくなります。(どこに入っていますか)と呼ぶ者あります。ここに入っているかわからない方もいらっしゃる。ここにあるんです、左の一番隅ですね。

この間郵政省の方では、はがきの下の方にぼちんと三角みだいの、こう削った。それだけで裏表と、それから縦ですか、これがわかるというふうな工夫をなさいました。これ、大変結構なことだと思います。あれからも五年もたっているんです。もう少し何か考える方法がないものでしょうか。これをまず伺わして下さい。

○政府委員(大須敏生君) 下村委員御指摘の五年前の御議論でございますが、私もよく承知をしております。その後六十一一年の六月以降の製造につきましては、委員の御指摘等も踏まえまして、ただいまの紙のすき入れによるマークでございしますが、これをより深くする、こういう努力をして改善措置をとったところでございます。

それから、今後でございませぬけれども、今後さらにどのようなことが可能か印刷局等と相談して、不断に技術上の研究はしてまいりたいと思えます。

ただ、よく比較になりますのは、外国の同様の例でございませぬけれども、外国の場合には凹版印刷によりましてインクの部分を盛り上げるというふうな形で識別を可能にしているわけでございますけれども、これはむしろ私どもがとっております紙のすき入れで紙の厚さ自体を変えていくというより摩擦に対する抵抗力が弱い、このように伺っております。紙幣というのはいろいろの要請にこたえなきゃならないわけでございますが、そのいろいろな要請の中でどういふことができるか、引き続き検討していかなきゃならない問題だと思っております。

○下村泰君 外国の活動写真とか映画を拝見しますと、にせ札事件が始終背景になるようなテーマを持ったものがたくさんあります。そこへいくと、日本の紙幣というのは確かに印刷技術が発達してそう簡単にはまねができません。それで私ら安心して使っています。目の見える者は安心して使えます。だけれども、目の不自由な方がなおかつ安心して使えるような方法にしたいだけではないから世界に冠たる日本の紙幣、こういうことになるんですから、よろしくひとつお願いいたします。大臣、どうですか。何かおっしゃいますか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 先日竹下大蔵大臣から委員に對してお答えをしております。議事録は私も読ませていただきました。しかし、何分これはもう専門家の技術の話でありまして、私どもに意欲が幾らありましても技術的についていけないものですから、専門家の努力に私も期待をいたしております。

○下村泰君 五月の二十三日ですか、予算委員会、マドリッドの泥棒組合——組合かどうか知りませんが、こういう家にはこういう方々がいるから入っちゃいけないよというふうな、泥棒にも三分の理という、何かマークも私は拝見したんですけれども、その点で比べると日本人は心が狭いと思えますけれども、よろしくひとつお願いします。

それじゃ今度は国民負担率についてちょっとお

伺いさせていただきますが、シャープ勧告という言葉を聞いて大臣はまず何を連想なさいますか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 大変素直に申してよければ、子供のころのことだったと思い出します。

○下村泰君 そして今、大蔵大臣になってどういうふうでしようか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) あの時代にもう少し調べておけばよかったと思います。

○下村泰君 ここに「シャープ使節団日本税制報告書」というのがあるんですけれども、その一部をちょっと読ませていただきますと、「国家財政と地方財政との関係」というところで、

国、都道府県、市町村は、複雑な財政関係の網で結び合わされている。租税はこの網の、ほんの一部分に過ぎない。しかし、適切な税制をこしらえるためには、本来ならば、まづ、この網全体を検討して租税でない部分の改革案さえをもたなければならぬ。

われわれの改革案は二つの事実から出発している。第一は、地方自治ということ、占領軍および日本政府の窮極目的の一つとして宣言されている事実である。第二に、現在のところ、地方自治は極めて未熟な段階にあり、地方団体の財政力を強化し、これとともに、富裕地方と貧困地方間の財政力を更に均等化する……

こう書いてございます。

そうしますと、このシャープ勧告というのは市町村優先の原則を示したものでないかと思われる。

【理事梶原清君退席、委員長着席】

地方自治を進める上でまず重視されるべきは都道府県よりも住民に身近な市町村であるということ宣言したと思うんですが、この原則はこれまで現実にはほとんど尊重されてこなかったと思うんです。財政、税制においては特にそう思います。

そして、行革審の答申でも出ておりますね。「地方分権の推進」のところに「多様で自立的な地域社会の実現を目指して地方分権を推進する。地

域住民の選択と責任の下に地方自治の充実を図り、その上に国・地方の分担と協働の関係をより確かなものとすべきである。」、こういうふうになっている。大臣、国と都道府県、市町村の役割分担、これをどういうふうにお考えでしょうか、ひとつ聞かせてください。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 臨時行政調査会でありましたか、行革審になりました。でありましたか、正確なものを私ちょっと今思い出せないんですが、住民に身近な行政はできるだけ住民に身近な自治体という答申をまとめたことがございます。そして、それは私もそのとおりであると考えております。その中には国から地方への事業の移しかえ、同時に都道府県から市町村への事業の移しかえ、両方が含まれていると思います。

そして、その事務事業が移りますに伴って財源配分もまたその責任に応じておのずから変化をしなければなりません。ただ、そうした意味で私ども考えてみますと、こしばらくの間に思い切った都道府県の事務が例えば市町村においてというケースであります。今ばつとつさに思い浮かびますのは、東京都から二三区に保健所業務が移管をされたケース、それから、たしか静岡県において浜松市に保健所業務が移管をされたケースがございますけれども、そうした特殊なケースが浮かぶ程度で、むしろ国と地方以上に都道府県と市町村の間における身近な事務の移しかえというのは動いていないんじゃないでしょうか。

そういう意味におきましては、むしろ国自身の事務事業というものを直します場合に、地方に移譲すべき業務もありましょう。むしろ思い切った民間に移しかえていく業務もある。そうした視点で常にやはり行政というものは見直していかなければなりませんし、その変化に伴って財源配分もまた変化をしていくべきもの、そう思います。

○下村泰君 大臣は福祉の方も大変御専門でいらつしやいます。——いやいや、大臣、遠慮なさることはありませんよ。大きな顔してください。たしか口唇口蓋裂で、何としても保険で面倒を見てくれというのを皆さん全部嫌だ嫌だと嫌がったのに、ちよっと道をあけてくださったのが橋本龍太郎厚生大臣であった。まだ覚えております。

現在の国会に提出されている福祉改革の法案なんですけれども、これシャープ勧告の原則を現実のものとする初めての試みではないかと思えます。租税負担率二・八・三のうちの国は一八・六、地方が九・七、おおむね一・九対一になっていますね。高齢社会における国と地方の役割と税の仕組みについてどういうふうにお考えになっていらつしやいますか、お聞かせください。

○国務大臣(橋本龍太郎君) きのう衆議院の地方行政委員会におきまして、地方行政の視点から財源配分についてもさまざまな御議論がありましてばかりでございますが、私は、国と地方との間の税財源の配分というのにつきましては、ただ単に地方税だけではなく、地方交付税あるいは国庫支出金などいろいろな制度がかかわってまいりますし、やはり根本的には国と地方の機能分担、また費用負担のあり方、こうしたものをまきにあわせて考えながら、同時に国及び地方自治体の財政状況というものにもらんで考えていかなければならない、基本的にはそう思うんです。

それだけに、例えば国が今行っております業務のうちで完全に国の手を離して地方にお任せをしたしましものが出てくるとすれば、当然それに伴った財源というものは、それが交付税でありますかどういいう形になりますかは私には今とつさに判断がつかまませんけれども、移っていくことは当然であろうと思えます。同時に、そういった意味での機能分担が動かないままに財源論が優先することとまたいかかがか、率直に私はそんな感じを持っております。

○下村泰君 今度は介護保険について伺います。去る五月十六日、保険審議会の総合部会で今後取りまとめられました。その中で、高齢化の進展に伴い自助努力として

みずからの老後に備えようとするニーズが高まりつつある、また、国民生活が多様化しより利便性の高い商品を求めるようになっていっている。そして、年金、医療、介護保険の役割が大きくなり、今後の検討すべき貢献分野として、一に地域住民の生活向上に資する地域開発、二に介護人の育成、組織化等の介護サービスのネットワーク、三に疾病発生等の未然防止のためのヘルス・メンテナンス・オーガニゼーション、四番に保険会社の持つ外務員、代理店の販売・サービスのネットワークを活用した情報提供、地域のソーシャルネットワークを挙げております。

生保と損保についても、現在は兼営が禁じられていますが、これまでも医療・介護保険の分野ではそれぞれの特色を生かしてきましたが、生保からは現物給付、損保からは年金保険などの要望も出ているようでございます。介護人派遣等のサービスの提供も求められている点については「サービスの実施主体の在り方も含め、引き続き検討」となっています。

これ以外にも、高齢化に向けていろいろ述べられておりますが、最初にこれを読んだとき、私は厚生省の今後の施策かと思つたくらいです。公私のサービスの接近していると思えます。公的サービスの後退させない先日もこの委員会では厚生省の老人福祉課長は明言されましたけれども、実態として今の公的サービスでは魅力は感じられないので、近い将来大きなさまざまな変わりがあるのかなと思つたりもしています。厚生省は公的な面について明言しましたが、大蔵大臣は、民間保険の将来——もう現在のなかまもわかりませんけれども、の高齢化社会における役割をどういうふうにお考えになっていらつしやいますか、お聞かせいただいで終わりにします。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 率直に申して、私は実は個人的にまだ自分の意見を決め切れずしております。

と申しますのは、やはり私は我が国の場合、将来ともに公的福祉というものが国民共通の基盤と

して一定のミニマムをきちんと担保する必要があると考えておりますが、その上で民間保険の役割というものがむしろそれを補完する意味合いでも、またさまざまなニーズに個別にこたえていく意味でも、その役割は大変大きいと思っております。

ただ同時に、アメリカにおけるシルバー産業と言われるものの現実の姿、さらには、ちょっと名前を挙げてはいかぬのかもしれませんが、サッチャー政権になりましてからイギリスにおいてナショナル・ヘルス・サービスの見直しの中で出てきております現象、すなわちナショナル・ヘルス・サービスは非常にベーシックなニーズにだけこたえる、むしろそこからは健康の自己責任という意味で民間保険に多くをゆだねていくべきだといふ、これはなかなか抵抗があつてそのとおりにはいっておりませんけれども、そういう考え方、これは考えてみますと非常に怖い考え方でありまして、お金を持っていない人は倒れちゃう。そういう状態をつくり出すところまで民間先行の姿を示しておる国が現実にありますだけに、私は民間保険が公的福祉のいわば補完的な役割として、さらには個別の対応として非常にすぐれた機能を持つことは認めつつも、一体どこまでそれが伸びていくことが望ましいかであるのかという限界についてはまだ自分の意見を決め切れずしております。

しかし、今委員が引用されました総合部会報告というものの中に示されております考え方というものは、そういう疑問を持っております私から見ても妥当なものだ、そう思っております。

○野末陳平君 不動産の譲渡所得税のことでよくは質問します。

超短期の譲渡はかなりきつい税ですからあれはいいと思うんですが、五年を境目とする短期扱いと長期扱い、これについて、果たしてこの課税が今の時代に合っているかどうかいろいろ議論が分かれるところなんです、私自身もなかなかこれだというふうに断定し切れないんですが、初心に戻ってこの譲渡所得課税のあり方を考えて

みたいと思うんです。

まず、長期譲渡は分離課税になっていきますけれども、この分離課税を今後とも続ける方がいいのか、あるいは計算はちょっと面倒くさいですけども短期のような総合課税の方向に持っていくのいいか、それについて何か御意見ありますか。

○政府委員(濱本英輔君) ただいま野末先生から御指摘がございましたように、譲渡所得課税をどのように組み立てるかというのは非常に難しい問題でございます、ややもいたしますと供給の増加というのは需給を緩和いたしますから、土地の価格を引き下げる、抑制するという方向で考えます、譲渡課税を軽減すべきだという主張になるだろうと思つてございまして、しかし、よくよく考えてみますと、譲渡課税の軽減というのは土地を売りやすくなりますし、キャピタルゲインを實現しやすくなります。ということは、結局、土地の取得のうまみを増加させて土地に対する需要増に結びつくという点に思ひ及ぶわけでございまして、御指摘はそこにあるかと思つてござい

ます。この点につきましては、まさにこれから政府の税制調査会土地問題小委員会におきまして御議論を賜るところでございまして、先生から今御指摘ございました従来の分離課税を継続するかどうかというところも含めまして、私もとしましてはこれからの税調の審議を見守つてまいりたいというふうに今はお話しております。

○野末陳平君 強化しても軽減しても、どちらにしてもプラスの面とマイナスの面が今までの例を見ると出てきているわけでして、ただし、土地が有利な資産であつてはいいけないんだというふうな視点があつてそこで税制にアプローチすれば、やはり不動産の譲渡所得の長期扱いについて一番検討しなきゃいけないのかなと、そう思うわけですね。

の場合かどうか、そういう数字は本当を言うと出ないけれども、大ざっぱにどんなものでしょうか

ね。

○政府委員(濱本英輔君) 現在の税制でまいりますと、例えば個人の土地譲渡に對します課税について申し上げますと、二年以下の超短期の重課制が適用されます場合の税率というのは課税所得に掛ける五〇％が総合課税による上積み税率の二割増し、このいづれが多い方の税率による分離課税ということになっております。それから五年といふところで線を引まして、五年以下の短期譲渡の場合には、細かくなつて恐縮でございますけれども、課税所得の四〇％が総合課税の上積み税率の税額一割増し、そのいづれが多い方の税率による分離課税。五年を超えます場合には、四千万で線を引まして、四千万以下の部分につきましては二〇％、四千万円超の部分につきましては二五％、やや複雑でございますけれども、そういう課税体系になっております。

○野末陳平君 それに住民税が若干加わるわけですね。

長期の方がわかりいいから長期を例にとつて言いますが、五年持てばもう長期なんです、長期と言へるか言えないかは別として、そこで、今の四千万以下は二〇％の所得税ですが、四千万あたりの勤労所得で考えますと、四千万以下で比較して四〇％、五〇％という税率になるわけですね。そうですね。

○政府委員(濱本英輔君) 野末先生にそうおっしゃられますと、なるほど勤労所得と横並びに比べてみるとそういう感じをお持ちいただくのかな、そういう気が今お話を伺つていたいたしましたけれども、何で長期譲渡につきまして勤労所得に比べました場合にやや割安の税になつてくるのかなといふことを思い返してみますと、野末先生に向かつてこんなことを申し上げるのも恐縮なんですが、ある長時間かけまして発生いたしました所得というものはその所得が長い時間いけば積もり積もつて形成されてきてある時点において一定の水準の所得に突つたと、こういう考え方を昔からとるわけでございまして。

したがいまして、それが實現いたしました時点で一発で累進税率を適用いたしますと、極めて長い期間少しずつ小分けにして課税をしてまいりました場合とは随分違った重い税を負担せしめることになる。そういうインターバルを置いてまた発生した大規模な所得といふものに対してはやはりその時点で多少の配慮が必要であるといふのが、古来各国におきましても考えられてきた譲渡所得課税に対する対応ではなかったか。そこからの今のような感覚的なやや食ひ違ひと申しますか、一見妙なと思われよう現象が生じてきているのかなという気がいたします。

○野末陳平君 時間的なことを考えるとそうだと。ところが、努力とか勤労とかそういう面を考えると、僕が言つたように、土地を中心とした不動産を譲渡したそのときのもうけの方がはるかに得だと、こうなつちゃうわけですね。まさに今それが問われているわけだと思つておられますけれども。

一つ聞きますけれども、不動産を売つた人って意外と、すごく税金を取られるかなと思つておられます。しかし、決まつてみると、意外に安いとみんな言つておられます。それは本当なんです。私のところも実はそうでした。周辺がです。要するに、五年以上持つたものすごく得だな、こういう感じをみんなが持つんですね。といふことは、

勤労所得の課税が、まあ事業所得でもいいんです、やはりかなりきついなという実感を持った上で、それと比較して不動産の譲渡所得を考えるんでしょね。あるいは自宅の場合には優遇があるから安くて当然なんです、自宅の場合でも相当取られるんじゃないかと、不安というか何というか、初めからブレッシャーかかっている人がかなりいるんです。

どう考えても、自宅はいいんですが、不動産の譲渡所得は一般の人が考えているよりもさらに安く現実には決まるんですよ。じゃ、住民税が後から来るからって、それは来るけれども、住民税の場合にはそんなおびえるほどじゃない。となると、まず税率からいってやはり相当有利だというのは実感としても言える。だから、今の大蔵省の説明では不動産の譲渡所得税が安いということの根拠にはならないと思うんですよ。つまり、そういう考え方でなく、今後検討していかなきゃだめだと思うんですけれども、どうですかね。

○政府委員(濱本英輔君) 今おっしゃっていただいておりますことは、非常に所得税というものを考えるときの核心をついた御指摘であらうかと存じます。

といいますのは、我々が所得税として徴収しておりますものの内訳を考えてみますと、勤労によってもたらされた所得もございまして、資産的なものから発生した所得もございまして、それらは、それぞれ違った性質の所得かもしれない。汗をたらして稼いだ所得と銀行の利払いによって得た所得というのは、何となく質が違ってくるような感じがいたします。しかし、近代的な所得税の体系の中では、それらをグロスアップいたしますときに、金銭価値に直しまして決めましたものは、いわば質の部分を捨象いたしまして、全体を総合課税という世界の中で一くるみに取り込みまして税率を適用することが公平であるというふうな概念がされてまいりました。これに對しましては控除その他によりましてそれぞれの所得に應じた多少の手当てというものは伴っておりまされども、基

本的には野末先生が今御指摘いただきました問題に我々は常に直面しているような感じがするわけでございます。

その中にありまして税率を取り出して見た場合に、一般の所得と土地を売った場合の譲渡所得にかかる税率と比べてみると何となく割安ではないかという御指摘、この点は本当にまた今の税調の審議の中でも十分御議論をいただかなきゃならないことだと、まずそれをお答えとして申し上げなきゃならないと思うんでございます。

一つだけ付け加えさせていただきますと、今、人に物を売りましてときに発生する譲渡所得というものを考えましたときに、土地を売るという場合ももちろんございまして、土地以外のいろいろの例えば車を売る、そのときにも譲渡所得は発生いたします。一般的に所得税の本則で譲渡所得をどう扱うかという大原則が定められております。土地の場合にはそれに対するいわば例外的な措置がさらに付加されているわけでございます。

そこで、その本則でいった場合と今の特例でいった場合とでどれくらい違っているかということを考えてみるわけでございますが、仮に今譲渡所得として五百万円を手にしたといたしまして、普通の本則でいきますと、まず控除として五十万円の控除が認められます。それを差し引きしますと四百五十万円、これを二分の一たしましてそれに税率を掛けます。四百五十万円を二分の一たしますと二百二十五万円、それに今の所得税の税率はこの帯でございまして一〇%と考えられますので、結局二百二十五万円の税金を払えばよいということになります。

土地の場合はいかがであらうか。土地で同じく五百万円の譲渡益を得た場合には、特別措置によりまして百万円を控除することができまして、差し引き四百万円。これに二〇%の税率がかかりますと四百掛ける二〇%で八十万円ということになります。同じ五百万円の譲渡益ではございまして、本則でまいりますと二百二十五万円、

土地の場合でございまして八十万円の税額になる。同じ譲渡益の世界の横並びで見るとそういう関係があるということをやっと思い起こすわけでございます。

○野末陳平君 そういう比較は全然考えたことはないんだけれども、それはなぜかという、世間の人は譲渡所得の中でやらずに、やはり勤労と土地というそういう見方をしている。まさに納税者感覚を無視して今後検討していけばそうなるということだろうと今考えたんです。

今ちょっと金額が出たから言いますけれども、強いて言うなら、今度は税率を言ったんですけれども、今度は土地の譲渡所得の手取りを考えるとまた違うふうに思えると思うんですね。つまり、今もう一億二億もうかるというのは当たり前です。それから、それはもうかつて悪いというんじゃないから、そのぐらいになってしまいうわけですね。そうすると、長期譲渡扱いでいくと住民税を入れても三割ちょっとです。そうすると、三割として十億円の譲渡所得は七億円が手取りですね。そうすると、長期譲渡扱いだったら住民税で四千万超が二五%、それから住民税が七・五%です。それから、そうですね。十億円もうかった。もちろん取得価格は自分の手元に残るわけですから、もうけに対して七億円手元に残っちゃう。もちろん勤労所得でそんな十億円なんてありませんから、なおのこと、土地でもうかればもうかるほど手取りはすごい勢いでふえていくという結果になります。

そこを考えるとまたこれは随分有利な税制だということ気がするんで、税率と手取り額との二つを組み合わせたらもう利回りとかあるいは譲渡所得の世界の中の比較とかそういうことはすっ飛んじゃって、いいですか、土地は有利だ。しかも五年過ぎたら、値上がりするなら六年目でもいい、十年でもいい、十五年でもいいんだが、持てば持つほど得だと思えますから、分離課税で供給が促進になるかというともうそういう現実的效果だつてない、そういうふうに僕は判断

しているんですけれどもね。そういう観点から今後検討しなきゃいけないと思っておりますが、どうですか。

○政府委員(濱本英輔君) 重ねて御指摘いただいた点はそのとおりであらうと思えます。つまり、供給促進という観点から譲渡所得課税の税率というものはそこそこいい、あるいはむしろ低税率であることが望ましいという一見もつともそうなる議論というものにつきましては、非常に注意深く検討しなきゃならない落とし穴といえますか、重大な考慮事項があるということは御指摘いただいたとおりだと思います。

過去におきまして、譲渡所得税率の歴史的な推移というものをたどってまいりますと、昭和四十年以降でも随分いろいろな変遷がございました。その間におきましては、今まさに野末先生から御指摘がございましたような議論も税制調査会の中でも真剣に聞かされたことがございました。これに對しまして一方で、譲渡所得課税を重課するとロックイン効果というのを生じましてみんなが土地を売りに出さなくなるといふ反論があることは先ほどもちょっとお触れになったとおりでございますけれども、これらの議論というものを今先生がおっしゃいましたような視点も十分踏まえて税制調査会において聞かしていただきたいというふうに、今我々は思います。

○野末陳平君 もう一つ考えるんですけれども、土地は決してすべての人が投資で買うわけじゃないが、投資効果というか、そういう面から考えると、預貯金金利がせいぜい六、七%である、こういふときに、土地の値上がりとその値上がり益に對する課税のあり方が今のままでいくと、これはどう考えても健全な貯蓄よりも土地の方が得だ。もちろん永久にそうだなんて言っているわけじゃないんですが、今まではもう絶対そうですが、利回りという点で土地を預貯金と比べると、利回りはあるが、素人が仮にどっちが得かなと思つたらどう考えても土地がまだ得だと、こうなつてく

る。

だから、この譲渡所得の課税のあり方というのがやはり相当問題だと。法人の場合は今触れませんが、個人の個人を触れますが、やはりこれは保有課税と一緒に今回考えなきゃいけないんですけれども、課税強化という方向に踏み切らざるを得ないんじゃないかなという気がするんですよ。その結果供給がどうなるかということについては、やはりあわせて考えていくから僕は効果があるとは思いますが、どうなんですかね、やはり今までの必要も供給促進に結びついてないんだということが一番重要なポイントじゃないかなと思います。これははっきり言って僕も絶対強化した方がいいところまでは言い切れない、いろんな問題が背景にありますから。

そこで、時間がないので最後ですが、大臣にだけお聞きしておきますけれども、やはり個人から見ると現実に土地を持ったら得なんだということはもうだれが見てもそれはわかってるんだが、少なくとも税金までもこんなに得たというふうな実態はやはり直した方がいい。これは分離課税を直すやり方もあるだろうし、累進税率を取り入れるのもあるだろうし、それから保有課税の強化という合わせわざでいく方法もある。いろいろありますが、少なくとも今の長期譲渡扱いがちょっとおかしいと実感でそう思うんで、大臣に御所見をお伺いして、またこの次にしましょう。

○国務大臣(橋本龍太郎君) もともと長短の区分が十年でありましたものを、まあ委員はそう効果はないとおっしゃいますけれども、土地供給の促進の観点から改めたことは御承知のとおりであります。それを踏まえた上での御議論でありますけれども、今審議官からお答えを申し上げたいわけは税の世界における議論というものの、庶民感覚というものを踏まえながら組み立てられて、しかも税の専門家として述べられた御意見と、興味深くという言い方をしては大変失礼でありますけれども、私は大変興味深く拝聴をしております。御承知のように、今、税制調査会の中の小委員

会でいろいろな角度からの勉強をしていただいておりますわけですが、本院あるいは衆議院において土地をめぐる交わされております御議論の中で注意すべきものと思われましますのは、私どもは小委員会にも御報告をいたしております。今ちょうどいいタイミングで御議論というものの、審議官からのお答えも含めまして、私は今後小委員会において御議論を深めていただく場合の一つの参考とさせていただきます。今そのように率直に思っております。

○野末陳平君 終わります。

○委員長(藤井孝男君) これをもって平成二年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、大蔵省所管、国民金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行についての委嘱審査を終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤井孝男君) 次に、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び天皇陛下御即位記念のための十萬円の貨幣の発行に関する法律案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。橋本大臣。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となりました国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び天皇陛下御即位記念のための十萬円の貨幣の発行に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

国際金融公社は、開発途上国の民間企業に対し投資を行う国際機関であります。また、国際開発協会、いわゆる第二世銀は、低所得開発途上国に対して無利子による融資を行っている国際機関であります。両機関はともに世界銀行グループに属しており、開発途上国に対する開発援助を促進するという重要な役割を果たしております。

今般、国際金融公社におきましては、我が国の出資シェアを第五位から第二位に引き上げるための追加出資に関する総務会決議が成立いたしました。また、国際開発協会におきましては、本年七月以降三年間の融資財源を確保するため第九次の増資を行うことが合意されました。政府は、開発途上国の社会・経済開発における両機関の役割の重要性にかんがみ、その活動を積極的に支援するため、この決議及び合意に従い、両機関に対し追加出資を行いたいと考えております。

本法律案の内容は、政府が国際金融公社に対して二千三百七十三万八千ドルの追加出資を、また、国際開発協会に対して約四千三百三十一億円の追加出資を行いたい得るよう所要の措置を講ずるものであります。

次に、天皇陛下御即位記念のための十萬円の貨幣の発行に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、天皇陛下の御即位を記念するため、十萬円記念金貨及び五百円記念白銅貨幣の発行を予定しておりますが、現在、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律によつては一萬円を超える額の記念貨幣を発行することができないことから、十萬円金貨の発行ができるよう本法律案を提出した次第であります。

この法律案は、天皇陛下の御即位を記念して、特別に十萬円の貨幣を発行できるとすると

もに、本法律案に基づき発行される貨幣につきましては、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律の關係条文を適用し、その素材、量目、発行枚数等を政令で定めること等とするものであります。

以上が、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び天皇陛下御即位記念のための十萬円の貨幣の発行に関する法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(藤井孝男君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより両案の質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○鈴木和美君 私は、金貨問題について御質問申し上げます。

大蔵大臣と山岡政務次官並びに藤井委員長に、通告もせず、また私的なことで大変恐縮でございますが、許されるならば御答弁をいただきたいと思ひます。

十萬円の金貨、即位金貨じゃなくて在位六十一年の金貨を何枚お持ちか、大蔵大臣からちょっと……

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、記念のために一枚を保持しております。

なお、つけ加えますならば、私の子供たちも一枚ずつ自分たちのお小遣いをためて買い、そしてそれを保持いたしております。

○鈴木和美君 政務次官、お願いいたします。

○政府委員(山岡賢次君) 家族が一枚ぐらい持っているんじゃないかと思ひますが、よくわかりません。

○鈴木和美君 委員長は。

○委員長(藤井孝男君) 私は二枚持っておりますが、家内が何枚持っているのかはちょっと……

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私も家内の方はわかりません。

○鈴木和美君 ありがとうございます。お聞きした問題については、後ほどいづれ質問の中で生かさせていただきます。

先ほど、金貨問題について同僚議員の質問に大蔵大臣がお答えになつていたことを興味深く聞いておりましたが、偽造防止問題についての議論は本流ではなかった、こういう答弁が先ほどありました。この金貨問題の質問をずっと見まして、偽造問題に関する質問は衆参合わせて私一人でごさいました。私は大蔵省に対して物を言いたいけれども、少し甘さがあったと思う。なぜならば、一番最初の有識者懇談会をつくったときにあなた方が選んだメンバーはどういうメンバーか。デザインとかいわゆる形式とか、そういうものだけが議論の対象になって、どっちかというお祭り騒ぎのメンバーが多かつたんです。それだけに偽造の認識が弱かつたと思うんです。

そこで私は、そういう経緯から考えて、今国民が大きな関心を持っていることは、最近新聞報道も余りやらなくなつたが、しかし現在報道されているところでは、十萬枚に及ぶ偽造金貨が日本の国内に入っている、こう報道されています。警察庁にお尋ね申し上げますが、この事件の背景と捜査の進捗状況について、簡単にいいですから要領よくお答えください。

○説明員(増田生成君) お答えいたします。

まず事件についてでございますが、本年の一月二十九日、都内の金融機関から警視庁への申告により認知をいたしまして、捜査の結果、昭和六十三年三月から平成二年一月までの間に、国内三コイン業者が外国人貨幣商から合計七十数回にわたり十萬五千枚くらいを輸入していることを把握いたしました。なお、現在までに警視庁において約二萬二千枚を押収いたしておりますが、海外から輸入されたものについてはすべて偽貨と鑑定されております。コイン業者と関係者からの事情聴取の結果、スイスから発送されておることが判明しており、国内捜査とあわせてスイス連邦司法警察省等関係の外国捜査機関に対し捜査員を

派遣するなどして、流入ルート、偽造グループの捜査について協力の要請を行つておるところでございます。

次に事件の背景でございますが、現在捜査中の事件でございますので本事件の動機、原因等につきましては申し上げることはできないわけですが、事件の背景といたしまして一般的に考えられますことは、偽造金貨が大量かつかなり精巧である点からして、偽造技術の発達また海外から流入したという点において、犯罪の国際化傾向等がその背景として挙げられるのではないかと、うふうに思われます。

○鈴木和美君 捜査当局のこれからますますの捜査の追及、緩めないでしっかりとやっていただきたいと思ひます。どうもありがとうございます。

さて、大蔵省にお尋ねしますが、私が偽造問題について質問をしたときに省を代表して窪田さんが何と答えたか。国外の問題については刑法、取締法があるから大丈夫だと。私はたまたま百円と十円とか香港とかシンガポールで起きているあのつづし事件のことを当時取り上げたんだが、この金貨の問題も危ないぞと。そうしたら、それはこういう法があるから大丈夫でございます、しかし研究させていただきますという答弁でした。これが当時の大蔵省の答弁です。

大臣、ここでちょっとお尋ねしたいんですが、この金貨事件についてどういう反省点を持っているのか。防止策とかこれからどうするかということは後から尋ねますが、この事件に対して省として一体どういうふうに見解を持っているのか、改めてお尋ねしたいんです。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、偽造貨が流入しているという報告を最初に受けましたとき、本当に仰天いたしました。私もこうした分野に全く今まで縁のなかつた人間からいたしますと、こうした記念貨幣の偽造といった事態は全く私自身脳裏になかつたことであります。それだけに、しまったという思いと、さまたま関係の方々に変な御迷惑をかけ申しわけないという思いと、ど

うしてそういう事態が発生したんだろうという思いとが交錯をいたしました。

私は、その発行当時におきましても、関係者はそれなりにその時点で考えられるだけの努力はしたと存じますけれども、結果として金貨幣の偽造というものの、また発行というものに経験のなかつた我が国の甘さが結果的につかれたということと、どなたに対しても否定のできないことであらうと思ひます。省を代表する立場として、今までも本院あるいは他の院においておわびを申し上げてまいりましたが、この場をかりて改めて遺憾の意を表する次第であります。

○鈴木和美君 謝りの方はもう一回どうせありますから、後で。

事実関係をもう一つお知らせしていただきたいと思うんです。偽造事件があるなしにかかわらず、また偽造事件があつたから、あの十萬円の金貨が日銀の中に返されていきますね。一体どのぐらいの枚数が返されているのか、事実関係をはっきりしてください。

○政府委員(大須敏生君) 昭和天皇御在位六十年記念十萬円金貨幣が発行されて以来日本銀行へ還流いたしました枚数でございますが、こしの五月末現在で約二百七十萬枚還流しております。

○鈴木和美君 二百七十萬枚ということになると二千七百億円ということになりますな、額面価格において。

もう一つ事実関係ですが、この金貨を発行するときに税外収入として、これは東京新聞ですが、大蔵省は五千五百億円の税外収入があるといつて表彰ものであつたと書いてあります。今返されたのが二百七十萬枚ということは、大体二四％になりますね。そうすると、五千五百億が正しいのか、大蔵省特会で当時これが販売されればどのぐらいの増益があるかと思込んでおつたか、同時にこれが返されたために幾ら損したのか、ちょっと知らせてください。

○政府委員(大須敏生君) 五千五百億円という御指摘でございますけれども、六十一年度につくり

ました昭和天皇御在位六十年の記念貨幣、そのうちの十萬円金貨の分のみにつきまして一定の前提をもとにして計算いたしますと、六十一年度において税外収入として計上されたもののうちで二千七百億円がそれに該当する、こういうことでございます。

それから、ただいまの還流のお話でございますけれども、還流をいたしましたもその還流の額面自体が税外収入の減少をもたらすわけじゃございませんで、貨幣回収準備資金の仕組みによりまして、市中に流通しているものについては一〇％のリザーブを持ちますけれども、日本銀行が保有しているものについては一〇〇％の準備を持つ、こういう一〇％か一〇〇％かの差が生じるわけでございますが、その分、つまり九〇％相当分がいれば繰り入れの減少要因になる、こういうこととでございます。今の約二百七十萬枚という数字を前提に減少要因を計算いたしますと約二千四百億円になる、こういうことでございます。

○鈴木和美君 私もおたくらいただいた資料でそう見ました。正式に言うところ二百七十萬枚ですね。まあ二百七十萬枚でも結構なんです、それで見込んでおつた金額からすれば、二千四百億円上りが少なくなつたということですね。

これは大臣、私は大蔵省的に言うのであれば、造幣特会の埋める埋めないということとか、戻ってきたものに対して一枚について四萬円の価値はあるんですから損得勘定からすれば損はしてないと言ふかもしれない。けれども、一般の会社で言うんではあれば、これだけの大きかりな、つまり早い話が営業ですわ。売れると思つて見込んだものが既に二四％返品されているわけですよ。それで二千四百億赤をつくられているんです。いいですか。このことに何の不思議も感じない大蔵省の体質に対して、私は最近非常に腹が立っているんです。答えは後で結構です。

それで、そういう事実関係から見ても、私が先般質問した中でも、今回の偽造事件というものは三つに分けて物を言うことができると思うんです。

一つは、大蔵省の甘さです。率直に認めなきやいかぬですよ、これは。なぜか。いろいろ新聞に報道されていること、私が直接聞いたこと、委員会で質問したこと、幾つか並べてみましょうか。大蔵省の認識は、まず、四万円の素材価格で六万円が国庫に入るのだ、いいことじゃないですか——これ、大蔵省商売と言います。二つ目は、金貨はしまひ込まれる。しまひ込まれるというのと、——大蔵省は愛蔵という言葉を使っていますが、愛してしまつておくことでしょうか。私は埋蔵と言う。いずれにしても、しまひ込まれておるからインフレは起きない、こういうことを述べている。海外から金を購入することによって外貨減らしにもなりますよ。まさか日本人が天皇陛下を利用して偽造するようなことはあり得ない。加えて、外国人が偽造するなどはかりそめにも考えられない。

それから、文化の違いがありますね。まだ日本は金というものは記念品ですよ。外国から見れば金は財物ですよ。そういう文化の問題に対する認識、そういうものは当時大蔵省はそれほど議論はされていなくて。天皇陛下のことを素直にお祝いしようということでは国民が望むならいいじゃないかということでは出たのが私は今回の認識だと思ふんです。これが認識の点ですよ。

二つ目の点は、製造技術の問題です。製造技術の問題について、この偽造が出たために私は労働組合の代表から文書でいただきました。大蔵省の造幣局といたたら、大蔵省造幣局をやめた人も指輪のいろんな細工をするのに大変な技術を持っているといつて非常に有名な注文が多いんです。そのぐらい大蔵省造幣局というのは信頼性が高かった。ところが、日本の大蔵省がつくった金貨が偽造されているということに対しての製造している者の心理は、大臣、わかりますか。どれほど迷惑をこうむっているか。そのときにいろんな討論はあったかも知れぬけれども、製造している者の意見をどれだけ聞いたかといつたら聞いていないでしょう。有識者委員会にそういう人たちは

入っていないんですよ。認識が甘かったから、聞くほどもなかったかも知れない。非常に残念だというのが、これは技術上の問題です。

その後いろいろ対策をとられていまして。先ほど古川委員のメダルの話だつて同じ。それは単なる技術論じゃないんですよ。頭に偽造ということが全然なかったから、それは製造の過程においても当時は万全だつたと言ふかも知れぬけれども、万全でないですよ。今回万全かといつたら、私は調査室のこのあれも見ましたが、今回いろんな偽造防止策をすることによつて万全な体制だ、二十グラムを三十グラムにすれば偽造の誘因にはならないと書いてありますが、しかし、本当に大丈夫かと聞かれたときに、大丈夫だと答えられませんか。私は、先ほど言った偽造事件が起きたことの責任と国庫に二千四百億円赤字をつけたことの責任は追及しますよ。そんななまやさしいものじゃないですよ。本当に大丈夫かと聞かれたときに、大丈夫だと答えられるかどうか。これは大変問題です。これは技術上の問題です。

政策上の問題を見るとどこに問題があったか。それは何といつても素材価格と面額の差が大き過ぎたことですよ。四万円が十万円でしょう。これはいい材料じゃないですか。それからもう一つは、枚数が千百万枚だつたことですよ。みんな持つであらう持つであらうと。国会でも、一千万では足りないから百万枚追加せよといふかぬというふうな議論。持つであらう持つであらうと。持つてほしいという願いと持つてであらうといふことの差があったんですよ。これも私は政策上の問題だと思ふ。先ほど通貨の議論があったが、法定通貨にしたといふことも政策上の問題です、私に言わせれば。これは後ほど議論させていただきます。

だから、今回の偽造事件といふものは、こういう立場から見ると、何といつても私は甘さというだけでは済まされない問題があると思ふんです。見解はいいですよ。私の演説的なことでありますけれども、聞いてください。こういう私の見方に対してまず理財局から答弁してください、誤つて

いるかどうか。

○政府委員(大須敏生君) ただいま委員から御指摘いただきました点、まことに真剣な御指摘——真剣な御指摘というのは大変失礼でございますけれども、金貨についての問題の重要性を御認識になつた上で、またさらに造幣局の技術等について御理解をいただきました上で御発言でございまして、非常に教訓として伺つていたところでございまして。

私どもの考え方を若干申し上げさせていただきますが、まず認識の点でございます。確かに、大臣から冒頭お話をいたしましたように、日本にとりましては五十四年ぶりの金貨の発行ということでございます。そういう面でも我々発行当局ももうございまして、それから金貨を取り扱いますいろいろな関係者、例えばコイン商でございまして、あるいは金融機関であるとか、そういうところでも非常に足りなかつた、ふなれであつた、こういうことでございまして、そのふなれなど素地をつくりましたのは何といつても大量な発行がございまして。大量な発行の結果、再御指摘のような環境が始まつても、還流が金融機関の窓口へ起つてもみんな不思議に思わなかつたといふ、そこに恐らく最大の問題があつたのではないかと思ふわけでございまして。

しからばなぜそんな大量の発行をしてしまったかといふことでございましてけれども、それもまさに御指摘いただきましたように、当時の環境といつたしましては、議事録等にも明らかでございますが、一千万枚でも足りないといふような、何といふか、一般的な空気が強かつたといふことで、それを我々は本来ならば冷静に分析してそんなに出不いんではないかといふことを考えるべきであつたのかもしれないけれども、いわばそういうムードに押されたといふことは言えるのではないかと存じます。

それと、御記憶だと存じますけれども、昭和六十一年の秋のときは抽せん制度をとつたわけでございまして。抽せん制度で五対一でいわば合格した

人だけが引きかえることができるというふうな抽せん制度を国がやつたわけでございまして。抽せん制度をしきまつたために、どうしても手に入れない、欲しいと思われた方々がいわば自分の欲しい数以上に申し込みをしたということがあつたんじゃないかといふことでございまして、その結果、実際にふたをあけてみますと、さすがに十万円と金額が大きかつたために窓口にはほとんど引き取りに見えなかつたといふこともございまして。そういうところで一種の仮需要のようなものが発生しておつた、それを見誤つたといふような点があろうかと存じますけれども、何分にも久しぶりの経験でございまして、非常に国民が金投資についてフィーバーしておつた時期でございまして、その辺を見誤つたのではないかと云われれば、それは御指摘のとおりでございまして。

それから造幣の技術の点でございまして、技術の点については、これは事件が起つてからいろいろ新聞紙上等でも報道がなされておりますけれども、報道にございまして例えればデザインが簡素に過ぎたのではないかと、あるいは純金であつたので加工が容易であつたのかといふことについては、いろいろ調べてみますと必ずしもそうではない、これは後であるいは御議論があるかもしれないけれども、私もそのように感じております。私どもとしては、当時の造幣局の技術は非常に依然としてすぐれておつたといふふうに見えまして、偽造と真貨の区別は非常に容易であるといふふう聞いておりますけれども、ただ再々申し上げましておきますように、非常にふなれたためにいろいろな取り扱いをする隅々までなかなか真偽の鑑定のところの認識が不十分であつたといふことは、そのとおりでございまして。

それから政策的な面でございますが、これも確かに、後から思い起こせば、欧米諸国でとつておりますような額面を非常に低くしてそして売り出しの価格はそれを上回るようないわゆるプレミアム型の金貨にすれば、今回のような金融機関の窓

口に兩替を求めてくるという形での偽造の発生というものは防ぐことができたのではないかということとでございます。確かにそのとおりでございますけれども、それにつきましては、今度の貨幣法の規定で貴金属を使いました記念貨幣につきまして額面を上回る価格で売り渡すことができるような制度も導入されたところでございまして、そういう外国の制度について十分研究をしていたことは事実でございます。

ただ、本委員会でさきの委嘱審査の際にも御説明申し上げましたように、我が国の記念貨幣につきましては一つの伝統がございまして、非常に国民の多くの方が頒布というか交換を希望なさるといふ現実がございまして、そういうことがございまして、従来から各国の例に比しますと二けた程度多い発行枚数を続けてきた、こういう経緯がございまして、そういうことでございまして金融機関の窓口で交換する法定通貨のやり方というのが一番いいし、それがまた一つの投資として考えた場合には額面金額が最低保証になるといふような意味でも国民の希望に沿ったものであるといふような一つの伝統があったわけでございまして、そういうような伝統を踏襲したということでございまして、それはその段階におきまして一つの選択でございまして、基本的に偽造の点をよく考えればそういうことはしなかったのではなからうかというところでございまして。

これはまた新しい金貨について御説明申し上げますけれども、管理通貨制度を持っております今の貨幣制度のあり方として、やはり偽造防止策を万全にすることでその問題に対処するのが正しいといふふうにご考慮しておるわけでございまして。

○鈴木和美君 もう一つの点を質問してから意見を述べますが、これは専門的でございますが、法定通貨というものは一体どういふものを指すんですか言ってください。

○政府委員(大須敏生君) その通貨によりまして支払いが有効であると法律的に認定される、そういう通貨を言うわけでございます。逆に言えば、通

貨による支払いを受ける立場がこれを拒むことができない、こういうものを法定通貨といふふうに言うかと解釈しております。

○鈴木和美君 十万の金貨を——法定通貨に無制限法貨と制限法貨というのがありますよね。それで、この十万円金貨は無制限法貨の方に入れたわけでしょう。そうすると、あなたの話じゃないけれども、この参考資料の中に通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律とありますが、この七条の問題が当然出てくるわけですね。そうでしょう。七条の問題が出るということは、通貨であるからその単位の二十倍までは受け取らなければならぬという法律ですね、これは。そうでしょう。だから、それは通用力ですわね。そうでしょう。私が聞いているのは、その法律を適用させたのか、何で金貨をその法律を適用させたのかというのを聞きたいんです。

○政府委員(大須敏生君) 新貨幣法の七条の規定でございまして、御指摘のように額の二十倍まで法定通用力を与えているわけでございましてけれども、これは昔の貨幣法の規定で貨種ごとに、昔は補助貨幣と書いておりましたけれども……

○鈴木和美君 いやいや、十万円をこれにしたということだけ言ってもらえたいんですよ、昔のやつは知っているから。

○政府委員(大須敏生君) わかりました。十万円につきまして考え方としてこれを無制限にするというのは、実は金属の場合に非常に重いものでございまして、伝統的に取引の便宜等も考えまして二十倍ということを一般的に決めておるわけでございましてけれども、その一般的に決められております法定通用力と同じものをこの金貨についても適用する、こういう考え方をとっているわけでございまして。

○鈴木和美君 先ほど私は大臣と政務次官と委員長に、大変恐縮ですがお尋ねしたでしょう。まあそれは、名前は私的なことですから……。しかし、買いて持っているということですね。持っているということは、先ほど愛蔵という言葉を使いましたけれども、大蔵省は愛蔵を希望しているんですよ、この貨幣に。ところが通貨というものは「おあし」ですから、表に出なければ通貨の意味がないわけでしょう。表に出て初めて通貨なんですよ。たんにしまい込んであるものは通貨とは言わぬんですよ。それを法律で通貨としたというところに過ちがあるんじゃないかというんですよ、私は。

そのときに、例えば十万円の金貨を補助貨幣と同じように、二十枚で二百万でしよう、二百万持っておつてどこかのデパートで買物をしたときにすぐばつぱつとやってくれますか。現実に起きていることは、偽造の貨幣が出る前でも十万円金貨を持っていってデパートで五万円の買物をしたときに五万円おつりすぐ来ますか。デパートはちょっと待ってくださいと言いますよ。偽造事件が起きてからなおでしょう。だから、愛蔵されてるもの、現実に通貨として通用しないようなものを、それを何で法定通貨としなければならぬのかというところが聞きたいポイントなんです。

○政府委員(大須敏生君) 御指摘の点は二つあるかと存じます。一つは、そもそも国家的な記念事業、記念すべきものをなぜ貨幣として出したかという、先ほどの委員からも御質問がございましたが、つまりメダルでなくてなぜ貨幣かという点の一つあるかと存じます。それからもう一つの点は、貨幣にした場合に二十倍という通用限度でございまして、これをこの金貨について——これは新しい金貨について考えてよろしゅうございましてしょうか。

○鈴木和美君 どちらでも結構ですよ。

○政府委員(大須敏生君) もう一つは、新しい金貨についてこれを適用するのが適当かどうかという考え方でございまして。

そこで御答え申し上げますけれども、最初の、メダルでなくてなぜ法定通貨にしたかという点でございましてけれども、これは再々……

○鈴木和美君 ちょっと。メダルの話をまだ私はしてないんですよ。なぜ十万円を法定通貨にした

のか、七条適用にしたのかと聞いているんです。○政府委員(大須敏生君) はい、わかりました。二十倍の制限を課しましたのは、ほかの貨幣と同じ扱い、ほかの貨幣よりも劣るような扱いをするのもよくないし、かといって今委員御指摘のように二百万円のような多額に上るものをさらに青天井にして無制限にするのもいかがであらうかというふうなこともございまして、特別法によりまして二十枚の限度を設けたわけでございまして。

国際的に見ますと、例えばアメリカはこういう貨幣についての通用限度を無制限にしておりますし、イギリスでございまして金貨については無制限にしております。しかし、例えばイギリスでございまして銀貨、白銅貨等につきましてはそれぞれ枚数によって限度を設けておるといふのが実態でございまして、逆にカナダはむしろ高額の貨幣につきましては通用限度を一枚にしておる。あるいは西ドイツなどは、私人間では一定の制限を課しておりますけれども公的機関にこれを支払う場合には無制限にするなど、いろいろな立法例がございまして。

私どもはそういうものを参考に昭和六十二年の法律をつくるときに検討したわけでございましてけれども、明治以来続いていた一円以上の貨幣についてはすべて二十倍を限度としておる、そういう実態があったものでございまして、それを踏襲して法律にさせていただいたというふうな経緯でございまして。

○鈴木和美君 私はちょっと違うと思うんですよ。つまり大蔵省は、十万円の金貨を貨幣にしておつた方が、一円でも十円でもいいですわ、お金と同じように、つまり信頼感とかそっちの方にあなた方はウェートを置いてこの法律を適用したんだと思うんですよ。ところが、それはさっきも言うように通貨というのは「おあし」ですから歩くところが前提なんです。しまつておくというところには、これは規定は適用しないんですよ。そうでしょう。大蔵省は愛蔵してほしい、こう言ってい

るんだから。それが前提でこの法案が全部仕組まれているんです。

そこで、私はこのところにもう一つの知恵を出すべきだったと思うんですよ。これからでも遅くないですよ。これを法定通貨にしたから、いいですか、四万円のものでも十万円で売れるということを保証したからそういう偽造が起きてきたんですよ。こういう問題が一つありましょう。

それからもう一つは、新しく法律をつくらばいいんですよ。四万円ではあるけれども十万円の価値とするという法律をつくらばいいんですよ。何も七条をわざわざ適用させることはないんですよ、無理無理。七条というのは、二十倍までこれは通貨として受け取らなきゃなりませんよということなんです。二百円の買い物をするときに、例えば一円で二百円の買い物してごらんないよ。お店はちょっと困りますと言うですよ。十円で二

十枚持っていったら、いや応なし取らなきゃならぬですよ。それが七条の規定なんです。銭つこは歩くことが前提なんです。ところが、歩か

ないものをここに適用させたというところに根本的な省の私は落ちがあると思うんです。アメリカカ金貨はこうだ、ドイツはこうだあだと言うけれども、貨幣、補助貨幣の歴史はそれぞれによって違う。それから国々のシステムによって違う。だから、そういうことを考えると、十万円金貨は素材材私私、

価格が四万円なんだけれども十万円として扱いたいと。地金であれば四万円なんでしょう。貨幣で扱うから十万円ですよ。十万であるということとを法律的に裏打ちすればいいんですよ、何も七条適用でなくたって。そういうところに私は何としても問題があると思うんです。

それから、もう一つ聞かしてください。もう一回聞くけど、通貨というのは「おかし」じゃないですか。埋蔵するものは通貨とは普通言わないんじゃないですか。こここのところの私の理屈はおかしいんですか。

○政府委員(大須敏生君) 最初の点は、法定通貨としながら実際は愛蔵する、つまり流通過程に入

つてこないことを期待している貨幣であるならば、それをあたかもそういうことが予想されているような二十倍の規定をなぜ適用することとしたか、こういうお尋ねではなからうかと存じますけれども、逆にそういう規定を置かないとした場合には無制限に適用するということになるわけでございます。アメリカの立法例もそういうわけでございます。アメリカの立法例もそういうわけでございますけれども、つまり特に規定を設けなければ、その国が保証しておる貨幣でございますから、国の制度としてつくられておる貨幣でございますから、無制限に適用するわけでございます。

したがって、問題は、おっしゃるような意味でもし一枚とか二枚しか持たないということを前提にするならばむしろ一枚とか二枚とかの通用限度を決めたらいいではないかというような御提案でございしますと、これはまた一つの考え方になり得るわけでございますが……

○鈴木和美君　ちよつと違うよ。
○政府委員(大須敏生君)　違うんでございませうか。

○鈴木和美君　違う、違う。あなたの言う論であるなら、お札だっていいんですよ。いいでしょう。お札は一万円札で二百枚持っていたってみんな取りかえてくれるでしょう。何で金貨の十万円だけ二十枚でなきゃならぬというように言わなきゃならぬのですか。

それから、現実には金貨を二十枚持つて買い物に行く人がいますか、天皇在位の記念のやつを。だから、どう考えたってそつちは矛盾があるんじゃないですか。無制限では困る無制限では困ると言うけれども、国が十万円を保証をしているんですよ。そうでしょう。だから、金貨を例へば百枚

も持っていて買い物をしたっていいんですよ、理屈からいうのであれば。それを無制限の方にすればいいのに、制限の法貨にしちゃったから二十枚というのが出てくるだけのことであって、私は根本的には十万円は十万円で保証するような法体

系で出せばよかったんじゃないかということを言っているんです。どうしても意見が違ふというん

であれば問題は別ですよ。

時間がございませんから、そこで大臣にお尋ねしたいんですが、先ほど私が申し上げた三つのつまり問題点がある。一つは、大蔵省は甘かったんじゃないか。甘かったことは、オープンのところでも討議された中でも大丈夫だと言ったじゃないか。その背景はこう考えていたんじゃないか。それからもう一つは、先ほど聞いたように国に大蔵省は二千四百億円赤字をつくったんです、会社で言うのであれば。それからもう一つは、枚数。この三つをあわせてみると、相済みませんでしたということとで済むのかと言うんです。例えば、資本金に損がなくても、会社の経営の中で、こういう商品こういう商品を売ってこれだけでもうけますとって設備投資をさせておいて返品されたら、そのときの企画の重役はどういうような責任をとられますか。私は、そういうものをもっとシビアに省は考えてやらにゃいかぬのじゃないかということを言わんとしているんですね。感想を述べてくださ

○國務大臣（橋本龍太郎君） 私は先刻もおわびをし、委員から、また後で改める折があるという言葉もいただきました。先ほどの感想で率直に申しましたように、私は、これは国民は対しても大変申しわけなかったと既に本院でも表明し、改めておわびも申し上げたいと思います。そして、発行

当局としての大蔵省は、さまざまな視点から今委員が述べられましたような甘さというものについて、これは幾らおしかりを受けても、これについて返す言葉はございません。

ただ、一点私は委員にお言葉を返したいと思うのですが、と申しますのは、私は、大蔵

省が現在保有しております貨幣鑄造能力というもののについて、それほど技術の劣るものだととは考えておりません。そしてむしろ、その意味において……

○鈴木和美君 技術は優秀だと言っているんだ

よ。
○國務大臣(橋本龍太郎君) 先ほど三つに分類さ

れた中の一つでありますから。——私はその意味において、にもかかわらず偽造されたという現実があるということは一層技術の錬磨に努力をしなければならぬものである、そのように考えております。

またこの御即位記念金貨幣の発行というものは、委員のお言葉でありましたけれども、私はむしろ、国民とともに御即位六十年というものをことはぐ意味から発行されたと考えておりまして、財政収入がまずあってというものではなかったと思います。しかし、結果として、今二千四百億円という数字が現実に出がっておりましたように大量に市中から返ってきている、今御指摘になりましたような問題点が生じておることも否定をいたしません。その責任をと言われるならば、その責任は財政当局の最高責任者として私もともにいたさなければならぬものである、そのように考えております。

○鈴木和美君　くだいようですが、先ほどのお話しじゃないですけれども、まあ役目柄しやうがなないですすわな、今の大蔵大臣が責任とるのか前の大蔵大臣が責任とるのか、まあそのときそのときとありますから。

私は事務當局にも言つた、これで今度は万全かと。そうしたら、万全ですと言つた。それはそう言わなきゃだれも今度は買わないですわな。けれども、本当に万全かと問ひ詰めた。こういう問題についてオール万全な結果は私はあり得ないと思うんですよ。だから、おまえさん方が万全だと言つたって、チョンボが起きたら橋本龍太郎に責任を負わせる氣かと、私はそう言つたですよ。

○國務大臣（橋本龍太郎君）　　そういうことです。
それは負わなきゃならない。

○鈴木和美君 いや、負うとか負わないとか言っているんじゃないんですよ、私は。そのぐらい慎重に考え慎重に考えてやらなければ、天皇陛下に傷つくという問題もありますよ。それから、日本の貨幣に対する国際的な信頼。それから金に対する認識ですよ。それからまた、金余り現象だと

いうような時代に入ったときの金の論争もありましよう。私が言わんとすることは責任ということ、ただやめればいいとか何とかを言っているんじゃないんだ。もともと省はきつと腹を踏まえてやらないかぬぞと。五千五百億上がつてくるから渡りに船よといつてアイデア賞を出すというようなことが新聞に書かれるような、そんなのはしゃぎのものではないんじゃないかということを言いたいですよ。ましてや、造幣局の労働者が今どういふ思いをしているか、このことを考えたときに、私は大変なことだと思ひますよ。

きょうは造幣の担当者もおいでだと思ひますので造幣の官側に聞きたいんですが、今、造幣の製造数量を決めるときに、あなた方官側と労働組合はどういふ話をされていますか。私が聞いている限りにおいては、余り話をしていないという話です。それから、年間予定されておいた計画の数量と実行の枚数はどのくらいになっていますか。

○説明員(岩崎優君) 製造計画を実施する場合につきまして、私どもは基本的に、貨幣供給に支障を来さないよう月々きめ細かに計画を策定しております。作業の実施に当たりましては、労働基準法に定めます時間外労働に関する協定を組合と結ぶ必要がある等のため、できるだけ早目に計画を提示し、組合側に十分な説明を行うとともに、組合側の意見も聞きながら、円滑な作業ができるよう努めてきているところであります。昨年度におきましては、組合側から計画の提示が遅いとの意見が出された経緯がございます。この組合側の意見を十分踏まえ、本年度は早目に組合に計画の提示を行い、十分な話し合いの時間を持ち、より一層作業が円滑に行えるよう努力しているところでございます。

二点目の平成元年度の貨幣製造計画でございますが、当初計画では三十億七千万枚の貨幣を年度を通じて製造する予定でございました。最終的な実績は五十五億五千万の貨幣を製造いたしております。

○鈴木和美君 大臣、ちょっと聞いていただきたいんですが、今せっかくの答弁ですけれども、今の造幣局の枚数というのは大体四十五億ぐらいが平均になっているんですね。ところがそのつくる機械が古いんですね。一分間に大体百枚ぐらいしかできないんですね。古い機械なんですよ。もう一つは、補助貨幣というのは日銀の在庫というのが一つ、それから流通に出ているやつでちょっとおかしくなったものを直すというふうなことがあるもんですから、年間の製造計画が決まっても必ずしもそのとおりにいかない事情というのがあるんですね。これは私も理解するんです。そこへきて消費税のごときが出てきたものだから、一円玉を一生懸命つくらなければならないわけですね。これは当初製造計画にないですね。記念ということになるとまたそこへ押し込むわけですね。ですから、当局の方も話し合おうと思つても、内情もそういう内情なものだからなかなか話し合えないという実情的なものはわかるんです。

わかるけれども、私が言いたいことは、今あいう答弁はされているけれども、年間の製造計画が何枚で、機械がどういふ機械で、人間が何人ついている、超勤計画はどのくらい組んでいるということは必ずしもやってないですよ。やつてもむだだからなのかもしれない、つまりさっき言ったように動くから。そういう実情があるんだけど、私はやつぱりしっかりと話をしたいと思ひます。それはぜひお願い申し上げたいと思ひます。

そこで私は、そういう実情の中で、大臣に、働いている造幣労働者の認識についての見解をどうしても聞いておきたいんですわ。いかがですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) しばらく前でありまして、大蔵省関係の各労働組合代表の方々と話し合いの場を持ったことがございます。そのときに、造幣の労働組合の代表の方もその席におられました。そしてその際に私が申し上げましたのは、今はかの組合はちょっと別にいたしまして造幣の話だけを申し上げますけれども、本当によ

く努力してもらっている。今委員からも御指摘がありました。昨年は特に一円貨を中心とした貨幣の大増産というものが本当によく頑張ってもらっていると思っております。

昨年、貨幣大試験の際に大阪の造幣局にも参りましたけれども、そのときにおいても、非常に一生懸命の努力の姿というものは見せてもらったと、私はそう申しました。ただ、造幣の組合の中には大変しゃれた方がありまして、その貨幣大試験のとき、外部からのお客様をお招きいたしました席で、職員で編成しております楽団がございましたが、その食事の際の演奏で「日曜はダメよ」を演奏されました。休日出勤を頼まなければ増産体制に追いつかない状況のときでありましただけに、私はちょっと顔から火の出るような思いをいたしました。しかし、そんな話の披露しながら、本当によく頑張ってもらっているという認識はその席でも申し上げたことであります。

○鈴木和美君 大変ありがとうございます。

労働組合もいろいろありますけれども、造幣の労働者はそんなに数が多いわけじゃないです。私は非常に純粋な労働組合だと思ひます。

それで、大臣の認識、今そういう認識がある中で「日曜はダメよ」と、そこまでしゃれた言葉を使われたというぐらゐ苦勞してやっているわけですね。その苦勞しているのに報いる方法なんですわ。私は、これは何とか考えてやらにゃいかぬのじゃないかと前から言っているんですわ。それはもう、年間計画の中に一円玉は来る、五円玉は来る、そして金貨は来る、これで本当にいいのかと。

それで、制度的にそういうものを労使間で話することができないのかと思つていろいろ聞いてみると、平成二年度三月における年度末手当の支給に関する労働協約というのがあるんですね。一般的な国家公務員と違って、この第二条に期末手当及び奨励手当というのがある。一般公務員は年度末手当と期末手当、これも決まっているんです。印刷局と造幣局は製造がありますから、そう

いう製造業というのも含めて奨励手当というのがあるんですね。つまり、奨励手当ということは、お願いしますというのもあるし、御苦勞さまというのもあるし、そういうものが労働協約の中にもはつきりしているんですね。ところが、実際にこれを適用するかどうかということになると、横並びであるとか年度末手当ということだからだめだとかというところになって一向に進展した例がないんですね。私は、しかられるかもしれないけど、ギリコのおまけでもいいよ、気持ちよと言ったことがあるんです。それですらもやってもええない。それで国は金貨や一円や大いにやれと言つたって、これは私は大変無理があると思ひますね。今ここの返事をもらおうと思ひますから、大臣もどうぞその点は含んでこれからの造幣局の御指導をお願いしたいと思ひます。

なお理財局も私の真意をぜひ釣んでもらつて造幣の御指導をお願い申し上げたいと思ひますが、いかがでございますか。

○政府委員(大須敏生君) ただいま貨幣製造に関する造幣職員の御努力につきましての大臣の御発言、私どももまことにそのとおりと思つておるところでございます。

それから、貨幣の製造計画でございますが、これはいつも概算要求の前の段階で翌年の年度分をつくるわけでございますけれども、その際私どもは、一方で日本銀行等からどういふ貨種についてどういふ需要があるかというその需要をお聞きするわけでございますが、同時に造幣局の御担当の方から造幣局の製造能力、施設、そういうものも勘案して決めているというところでございます。

ただ、委員御指摘のとおり、六十三年、平成元年度というところにつきましては、いわゆる一円玉の問題が非常に大きくなったわけでございまして、五十五億枚を超すような大量な製造をお願いしてきたところでございます。その際にとられました造幣職員の御努力に本当に感謝している次第でございます。

○鈴木和美君 ぜひよろしくお願いを申し上げます。

す。
そこで、時間がそんなありませんけれども、二、三お聞きしておきたいと思ひます。

一般的には、どうでしょう、自分で十萬圓の金貨を持てるときに、今の二十グラムの金貨と、今度三十グラムになるといふことになる、何となく三十グラムで十萬圓のものを持たたいといふことになりはしませんでしょうか、同じ十萬圓ですから。もちろん御在位と即位とは違ひもありませんけれども、持つ方からいふと三十グラムの方がいんげんやないかな、そういう感じを一般的に持たれる。そうすると、先ほどの二百七十二萬枚じゃないけれども、二十グラムの方はまだどんどん返ってくる格好になりますね。そういう問題点についてどういふ見解をお持ちか。つまり、これはまた赤字が多くなるんじゃないか。返されたら、返されたものはどうするんですかという疑問もあるんですがね。それはつぶせばいいという議論もあるかもしれないけれども、しばらく置かなきゃならぬでしょう。

それからもう一つは、一千萬枚で偽造が起きたから三百五十萬枚だという理屈なのか、三百五十萬枚という枚数になったのはどういふ算出根拠があったのか、聞かせていただきたいと思ひます。

○政府委員(大須敏生君) 今回新しく立法をお願いしております御即位記念の金貨につきましては金の量目を三十グラムにふやしているところでございまして、このふやすことを私も決意いたしました過程におきましては、まさに委員御指摘のようにならぬと三十三グラム、同じ十萬圓でありながら、しかも同じ純金を使つておりながら、それが二つ流通するという問題があるのではないかとこの点は十分認識しておたところでございまして、おっしゃる通りに、二十グラムの分の金貨の還流がさらにふえるのではないかと、いろいろな点も一つの懸念材料でございます。

ただ、率直に申し上げまして、一月の末に偽造事件が発覚いたしました以来、先ほど御答弁が日

本銀行からもございましたように急速に還流がふえておるわけでございます。特に三月、四月が多かつたわけでございますが、そういう還流の状況を見まして、偽造問題を契機とする一つの還流の山というのが既に来ておるのではないかと、感じがございまして。それがさらに新しい金貨をつくることによつて加速されるかどうかという点についての予測は非常に難しい問題がございまして、けれども、私もそういう事態につきましては、ただいままさに委員がおっしゃいましたように記念の趣旨が違ひ、それからまた、還流がふえてくれば今度は逆に愛蔵していらつしやる流通過程に残つた金貨の価値は相対的に高まつてくる、こういうようなことでございまして、その問題は結局はこの新しい金貨が世に出ます時期にはかなり様子は変わつてくるのではないかと。むしろ我々としては今、記念金貨についての偽造を契機とする国民の信頼感の欠如とか信認が揺らいだことに對しまして、何とかしてそのイメージアップを図りたい、そして立派な金貨をつくつて愛蔵していただきたい、こういうことで、まさに御指摘のようない問題点は考えましたけれども、この際増量に踏み切つた方が妥当ではなからうかといううなことを決めたわけでございまして。

それから二番目の三百五十萬枚という点は、実はこの偽造事件の起こります前に三百五十萬枚といふのは決めておたところでございまして、具体的には一月の初めにもう既に発表しているところでございますが、これは平成二年度予算の編成の一環として決めたわけでございまして。したがって、偽造事件そのものを直接考へていふわけじゃございませんけれども、私も、前回の御在位六十一年の記念金貨が千百萬枚出まして相当数これが還流しているという事態を踏まえまして、かなり希少価値のあるものにしなければいけないということ、どのぐらいにすればそれが妥当なレベルになるかといふのは非常に予測が難しいわけでございましてけれども、そういう意味では三分の一度にしたいらうかであろうかという

割り切りをしたわけでございまして。
○鈴木和美君 あと三分しかございせんので、大臣に最後にお願い申し上げます。

私がまず第一に申し上げたことは、国民の非常に関心事でありますので、偽造事件の真相解明を何としても全力を挙げてやつてもらいたい。これは警察庁の方にもお願いしたところでありますが、大臣の方からもまた御助言をいただきたいと思ひます。

二つ目は、大蔵省はかたい役所ですから法律を直すのは大変なことかもしれないけれども、反省をよくやつて万全の体制をとつてくれよということ。やつぱり信頼される大蔵省ということ、お金ですから慎重に私は扱つてもらいたいということ。

それからもう一つの問題は、今のお話じやございせんけれども、造幣の労働者の問題ということについてしっかりと御指導をいただきたいといふことを申し上げまして私の質問は終わります、最後に大臣の御見解をいただきたいと存じます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今委員から御指摘を受けました第一点並びに第二点につきまして、私も本心に恥ずかしい思いをしながら今この席に参ります。それだけに、今回この法律案の御審議をいただきますまでに省内また省外のさまざまの方々の御助言を得て、再びこういう事態を起こさないという視点に立つての努力も一生懸命にみなさんにしてもらいました。また、捜査当局も全力を挙げて捜査に従事してくれておると信じておりまして、この事件そのものも解明されることを願つております。

また、第三点として指摘されましたことに、私の方から私自身の感じというものを申し上げてきたと思つて申し上げたいと思ひます。

けさの閣議におきまして、平成二年度秋の叙勲についての候補者の選定について論議がございました。実は私は非常にこうした問題に疎くて、七十歳を超えないと叙勲対象にならないと思つてお

りましたところ、その選考基準を見ますと、そのほかに五十五歳を超える方でありまして特に危険な仕事に従事する、あるいは人に目立たない環境で努力をされた、そうした方々も叙勲の対象となるということがその資料を見てわかりました。

閣議が終りました段階で、私は官房副長官に對して幾つかの質問をいたしました。例えば、それぞれの職場に現在もお所属しているいわば現役の公務員を推薦しても、五十五歳を超えていてそれだけのその分野に現在に在職している人間を對象としても、申請をした場合、審査の對象になり得るのか。例えば危険という視点でまいりますならば麻薬取締官でありますとか、これは隠れたという部分にも値するであります。海上保安庁、警察、消防といった職種の諸君はまさに非常に危険度の高い仕事に従事しておるわけであります。しかも第一線業務は一定の年齢でリタイアをします中の事務にかわつていくわけでありますから、五十五歳を過ぎてなお在職している可能性というのは多分にあるわけであります。また、人に目立たないという分野で私が例示で挙げたのは、たまたま造幣、印刷といった部門でございました。

たまたま副長官はそういう質問を想定しておられなかったと見えて、しばらく考えられたあげくに現実にそれが対象として決定されるかどうかは別として推薦の對象たり得るという回答をいただき、記者会見の際にも、きょうはそんな話題もありましたということを御披露したようなことであります。

いづれにいたしましても、日ごろ国民の目に直接触れる機会の少ない職場において黙々と努力をしていておられる諸君の労苦というものは、常に心をいたしてまいりたい、そのように思ひます。

○前畑幸子君 私は、議題となりました国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、御質問をさせてい

たきます。

これは国際関係の調和の中で大変重要な問題でありますし、こうした国際機関に対する援助は日本としても積極的に取り組むべきことだと考えております。しかし、こうした開発途上国に対する援助等についていまだ現状をよく見きわめて検討の必要のある問題等もあるのではないかと考えております。

八八年世銀に対する増資が行われております。

我が国はアメリカに次いで世界で第二位の出資国となったわけですが、増資が行われる理由としては、深刻化している累積債務問題への対応としてIMF、世銀等の国際機関の果たす役割がだんだん大変大きく求められているということだと思います。その一環として、IMFに対するさきの第九次増資問題は予定されていた八九年内に決着がつかずに九〇年の五月ワシントンのG7でようやく合意に達したということですが、理由があったのではないのでしょうか。八九年内に増資を行う予定がどうして合意がおくれたかということについて、大臣の御意見を聞きたいと思っております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私どもといたしましては、IMFの出資順位につき、従来から日本の経済力に相応した発言権を持ちたい、そうした意味で第九次増資に際し、日本のシェアを拡大するということについて強く各国に対して働きかけておりました。そして昨年のG7の段階におきましても基本的に日本の地位が上昇するということについて各国に異論があったわけではありませんが、その結果順位の低下する国々の間にいろいろな議論がございましたこと、あるいは今まで比較的高い出資シェアを持っておりました国が結果的に相対的な中でシェアが下がっていくというところに対する抵抗等があり、これが調整に非常に時間を要したところでございます。

幸いに今回その決着が付き増資が軌道に乗りましたことを喜んでおりますが、おくれたという事情は、まさに順位の変更について下がる国の中に非常に自国の地位の低下、発言権の低下というこ

とに対しての心配が強かった、そしてその調整に非常に時間を要した、率直に申し上げてそういうことになるかと思っております。

○前畑幸子君 IMF、世銀の対象国というのは主に中所得の累積債務国であるわけですが、IMF、IDAなどには世銀の補わなければならない役割が大変期待されていると思っております。今回の増資は、特に貧しい発展途上国の累積債務問題に見られるような困難への対応を目的としているのではないのでしょうか。

○政府委員(千野忠男君) 委員御指摘のとおりでございまして、

国際開発協会、第二世銀といえますのは、御指摘のとおり特に貧しい開発途上国に対して無利子の融資などを行う機関でございまして、今御指摘のように、世界銀行の対象の国よりも一般的に言いまして貧しい国に対するものでございまして、

○前畑幸子君 IDAへの追加出資は全額通貨代用国庫債券で行われるということですが、そしてまたIFCへの追加出資は全額現金で行うということであるようですが、出資形態がこのように異なっているというところは何か理由があるのでしょうか。融資の状況等から御説明をいただきたいと思っております。

○政府委員(千野忠男君) IFCの方は、世界銀行やIDAに比べて出資金の規模が小さい、各国の財政負担も相対的に小さい。また、IFCの場合は、開発途上国の民間部門の発展に資するという観点から加盟国の民間企業への投融資が中心でございまして、そういう意味で機動的な投融資を主たる業務としている、こういうふうになるわけではございません、なるべく流動性の高い形で資本金を保有しておくことが望ましいという事情がございまして、各国ともIFCにつきましましては現金で出資をすることになっているわけでございます。

他方、IDAの方は、これは出資金の額が非常に大きい、各国の財政負担も大きい。それに加えて、IDAの融資というものは通常長期間にわたってデイスバースがされる、そのタイミング

につきましても比較的预期が可能でございまして、そういうことから国債によって払い込みを行います。実際、実際の資金需要を見ながら償還を行うという方法がとられておるわけではございまして、そういう意味で、こちらにつきましましては国債による払い込みが認められているわけではございまして。

○前畑幸子君 そういう形態はわかりました。NICsなどは、途上国という言葉が当てはまらないほどに成長しておるわけですが、その反面、中南米とかアフリカ諸国、サハラ地域などの困難な状況というのはますます深刻化しております。中南米諸国は中所得の国が多くて新債務戦略の対象になってくる国が多いと思っておりますが、経済調整計画の推進など困難な問題の解決はまだされていないと思っております。最貧国に対する第二世銀などの融資によってもう到底対応できないのではないかとと思われる点もあります。そうなった場合に、融資ということからむしろ棚上げというか無償というような援助で対処しなければならぬという事態がでてくるようなことはないのでしょうか。

○政府委員(千野忠男君) 御指摘のように、援助を受ける国の実情によりまして援助の形態も変わってくるわけではございます。

例えばラテンアメリカの中にも、一九七〇年代非常に隆々として躍進をし、先進各国からも注目を浴びて多額の民間資金が流入をしたような国がたぐさんあるわけではございます。そういう国がその後の経済の不調から今いゆる重債務国としての債務累積問題に苦しんでいるわけではございますが、こういうような国はいわば中進国でございまして、こういうところに対しては基本的には民間の資金の流入、そして場合によってはそれをIMFなり世界銀行なりが助けるという形の援助になっているようにございまして。

また、一般の途上国でございまして、こういうところは例えば世界銀行が対応をする。さらに例えばサブサハラ諸国でございまして非常に貧しい

い国の地域になりますと、これはやはり融資ではなかなか難しいということ、例えば無償資金が供与されるといったようなこともございまして、御指摘のとおり、国によりまた経済状況によりまして、融資の形あるいは援助の形が変わってくるかと思っております。

○前畑幸子君 昨年のIMF報告では、それまでメキシコ、フィリピンに先ほどもおっしゃいましたように新債務戦略が適用されたようだけれども、その内容をお聞かせ願いたいと思っております。

○政府委員(千野忠男君) 国によりましていろいろやり方が変わっておるわけではございますが、例えばメキシコの場合でございまして、新債務戦略の形は次のようなことになっております。

民間銀行の金融支援のパッケージとしまして三つございまして、この三つの中から民間銀行がどういう形で支援をするかを選ばうわけではございます。一つは元本の削減でございまして、メキシコの場合は、デット・ボンド・スワップと申しまして、既存の債務を三五％割引をしたメキシコ国債と交換をするという形になっております。それから第二のオプションが利払いの軽減と申しまして、これもデット・ボンド・スワップの形をとるわけではございますが、今までの債務を一つで、ただし金利につきましては以前の金利から新しく六・二五％というところで低くいたしまして、そのような条件のメキシコ国債と交換をするわけではございます。第三がニューマネーでございまして、

こういう形で、メキシコの場合は元本削減、利払い軽減、ニューマネーの中から選択をする形になっているわけではございます。次に新債務戦略の対象になりましたフィリピンでございまして、この場合は二つのオプションと申しますが、第一は元本の削減でございまして、これはメキシコの場合とはまたちよと変わっておりまして、キャッシュ・バイ・バックと申しまして割引率五〇％で既存債務を買い戻すという形ではございます。それから第二にニューマネーでございまして、この二つの中から選択という形になっております。

こういつたように、同じ新債務戦略ではございますが、国の状況によりましてケース・バイ・ケースでいろいろな形になっておるわけでございます。

○前畑幸子君 この二つの国以外には適用国はありませんか。

○政府委員(千野忠男君) そのほかにもいろいろ進行中のものがございます。

例えばコストリカでございますが、この場合はフィリピンと同じように元本削減、それからもう一つは利払い軽減でございます。こういった形で今進行中である。ベネズエラにつきましては、元本削減、利払い軽減、ニューマナーといったような形で今進行中というところでございます。いわば完成された状況になっておりますのはメキシコ、フィリピンでございますが、そのほかにも幾つかの国が進みつつあるというところでございます。

○前畑幸子君 この新債務戦略の第一号適用はメキシコ、次にフィリピン、そして今おっしゃった国が適用国になっているわけですが、累積債務額というのはブラジルが世界一厳しいということではないでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(千野忠男君) 確かにブラジルにつきましてもかなりの債務の累積がございますので、そういった希望があるかもしれませんが、この新債務戦略が適用されるかどうかということは幾つかの条件を満たしていなきやいかぬということでございまして、まず第一に各国の民間金融機関とその国とが債務の削減に具体的に合意をするということ、第二に、その国がIMFや世界銀行との間で協議をいたしましてその国の経済の改善の計画について合意をして、そしてその合意のできた経済改革プログラムを実行していくということ、こういったことが必要になるわけでございます。今おっしゃいました国につきましてはまだそういった条件が整っておらないということでござい

○前畑幸子君 そうしますと、国際機関が経済調

整計画に厳しい目を向け出すということは、新債務戦略というものが今後広がっていかないのではな

いでしょうか。その辺はどんな感じですか。

○政府委員(千野忠男君) 新債務戦略につきま

しては、その適用を受ける当該国もやっぱりいろいろ悩むんだらうと思います。第一にこの新債務戦略の目的というのが単に債務を一部棒引きをしてもらうとかいうようなことではございませんで、何とか従来のような資本市場における信認を取り戻して自力で各国から必要な資金が借りられるような状況にもう一遍戻りたい、これが目的でございまして、それを国際機関や諸外国あるいは民間銀行が助けるということでございますので、したがってこれを選択する国というものは厳しい経済改革を進めなきゃならないということでございます。結局これなしには、諸外国からの信認というものが得られないということでございます。したがって、受ける側もいろいろ苦しみ悩みながらその選択をするんだらうと思います。

○前畑幸子君 そうしますと、中南米が確かに累積債務の現状を見て必要なわけですが、すぐ近くであるアメリカがそれを強力でもう救済できる余力がなくなっているわけで、そこに深刻な問題があるのではないかと感じられます。それで日本の資金力を当てにしているのではないかと、う感じがいたしますが、今回の新債務戦略はそうした我が国の資金力を当てにしたアメリカの押しつけではないでしょうか。そんな気がしますが、そういう心配はないでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 確かに、経済面におきましても、自由主義世界におけるアメリカあるいは社会主義経済圏におけるソ連という二大強国がそのほかの国々を支え得るといった強大国の時代というものが軍事の場合と同様に既に崩れて今変わつつあるというところは、私は御指摘のとおりであらうと思えます。ですから、そういう視点からもし物を申すとすれば、今委員が御指摘になるような言い方もあるいはできるのかもしれない。しかし、今回のIMFの場合におきまして

も、我が国が追加出資をいたしたいというながらアメリカがその出資割り当てを減らしているわけではございません。あるいはIDAの場合におきましても、その拠出額の二十五億二千三百万SDR、すなわち三十一億八千万ドルというものは依然として拠出国の中の最大でありますし、今度のIDA9における拠出額はIDA8に比しましてドル建てで一〇・六%の伸びを示しているというところを考えますと、現在のアメリカの財政事情の中ではなおアメリカは最大限の努力を続けていると私は考えております。要は、余力のある国々が全力を尽くして困難を抱えている国々を助けるという今の枠組みの中におきまして、委員が御指摘になりましたような視点からこの問題をとらえられることは私はちよつと違うのではないんだらうか、そう考えております。

○前畑幸子君 私のみなならず、西欧が今回の新債務戦略は日米共同作戦ではないかと皮肉を言った

り警戒をしたと言われているわけですので、私も心配をするわけです。我が国の金融機関もメキシコなどにはかなり融資をされているわけですので、それなりにメキシコというのは日本にとって重要な国ということは言えると思えますけれども、我が国にとつてそれ以外にも重要な累積債務国があるのではないのでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 累積債務国はほかに

も確かに委員御指摘のとおりであります。ただ、先ほど局長から申し上げましたように、それぞれ

の国がみずから自分の国の経済を立て直すという

それだけの意欲を持たれ、そしてその計画をお示

しをいただくことがこの新債務戦略のベースにはあるわけであります。私は、先ほど局長が新債務戦略についてこれを受ける立場の国々にも辛さがあるという言葉を使いましたのは、まさにそうしたことであらうと思っております。

○前畑幸子君 ブレイディ提案は新規融資に関し

てはこれを各債務銀行の任意選択とするものであ

り、問題点がそこにあるのではないかと思います。

代価を払っても債務問題から抜け出したいとい

いう銀行があるという事実を無視しているところ

にこの提案の問題があるのではないかと思います。

す。それで、この点を無視したまま債務減額を債権銀行がとるべき共通の方向として決めたならば、新規の融資に関して各銀行が任意選択をすることにしたということが問題になってくるわけでして、今その一つとしてメキシコ協定が実現しているわけですが、そこに多くの問題があらはしいかということが懸念されるわけなんです。

それで、先ほどのシェアの問題でちよつとお尋ねいたしますけれども、提案されている今回の増資によつてIDAへの我が国の累積出資シェアは一六・五%、IFCに対する追加出資後のシェアは六・四七%ということで、これはいずれもアメリカに次いで第二位となるわけです。今おっしゃったアメリカのシェアはいずれも日本のシェアと逆に落ち込んでいます。IDAでは二七・一%から二五・九%へ、IFCでは二六・九%から二六・〇八%へと下がっております。IDAに対してはアメリカの出資はその全体の四分の一以上を持っていたにいたっているわけで、かなりの出資を行っているというところは確かでございます。一方、アメリカの今の財政事情を考えればこうした出資に対して消極的にならざるを得ないこともわかるわけですが、それを我が国、日本が肩がわりをしているという印象に私は思えるのです。その点を先ほどからお聞きしているわけなんです。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 事務的に千野局長から補足をしてもらいますけれども、私は先ほどから申し上げておりますように、その比率の変化というものを肩がわりというところをさされるのはいかかかなものかと思えます。むしろ日本の今世界の中における経済力というものの、それに相応する発言力をとる、同時にそれに適応する出資を行う、それがアメリカの肩がわりとおっしゃられることはちよつと私は納得がまいりません。

日本がそれだけ発言権を持ち、午前中の御質問でも海外におけるさまざまな国際金融機関のプロ

ジェクトにつき問題点が指摘され、そうした問題点について日本自身の発言権を強めなければならぬという御指摘もいただいたわけであります。むしろ私は日本がそれだけの責任を負える立場になった、そのように考えております。

事務的には局長から補足をいただきます。

○政府委員(千野忠男君) まずIDA増資の方でございしますが、先ほど大臣からお話がございましたように、IDAの第九次増資におけるシェアというものは依然として世界の中で拠出国中最大のものである。これはフローといいますが今回の数字二・一六％、これも世界最大でございしますし、今までの累積の出資額のシェアは二五・九％でございしますが、これも世界最大のシェアである。かつまたドル建てにいたしますと第八次に比べ一〇％を超えるような伸びをしているというところで、今の本当に巨額の財政赤字を連年出し続けているような状況からすればかなりの努力をアメリカもしているということは、これは認めざるを得ないのであるかと思ひます。

それからIFCについてでございますが、このIFCは、御承知のように世銀グループの一機関ということで民間部門育成のために民間企業に投資をするわけでございますが、このIFCの当局からは、資金基盤を強化をしたい、そしてまた我が国の投票権シェアというものを我が国の経済力あるいは国際社会への貢献度というものからして幾ら何でも第五位というのはおかしいじゃないか、そういったような貢献度なり経済力からすれば日本は第二位に上がるべきであるというようなことで、かねてからIFCの当局の方から我が国に對しまして追加の出資を行うような要請があったわけでございます。我が国としましてはこの要請に、IFCの活動を支援するという観点及び第二位の出資国になるということを考えまして応じたわけでございます。

実はこのIFCの場合についてちょっとほかにも似たような例がございますので申し上げますと、これは御理解いただきやすいと思うんでござ

います。IFCの今回の追加出資につきまして五カ国がこれを行っていただくわけでございます。日本は二千三百七十三万ドルの追加出資をして、従来の五位から二位になったわけでございます。次にフランスでございしますが、フランスはイギリスと同率の四位を確保するという目的で三百六十万ドルの追加出資をしておる。それからイタリアとインドは、カナダと同じ六位に並ぶという

ような目的を持ちましてそれぞれに四百三万ドル及び二百五十五万ドルの追加出資をしている。韓国は現在三十七位でございしますが、世界銀行の方のシェアは二十九位でございまして、世界銀行におけるシェア並みの二十九位にやっぱりしたいという希望を持ちまして三百六十三万ドルの追加出資をした。

そういうことでございまして、結果として追加出資後はアメリカが一位、日本が二位、ドイツが三位、イギリス、フランスが並んで四位、それからイタリア、カナダ、インドが並んで六位、韓国は世銀並みのシェアの二十九位になった、こういったようなことでございまして、この例からもわかりますように、何といひますか、ほかから肩がわりを要求されたということではなくて、いろんな観点からこういふことが行われておるということでございます。

○前畑幸子君 我が国の世界経済における地位とかお金の保有状況から見ますと、こうした国際機関に対する出資の増額も必然的なことはわかりますけれども、先ほど大臣が言われましたおくれた理由が二位、三位、四位のところが大変問題があったということで、そうすると、今の御説明はみんながそれぞれ三位になりたい、四位になりたい、もっと上になりたいという希望があったというところとちょっと反するような面も感じられないでしょうか。そういう国際機関に対するお金ばかりではなくて、先ほども申し上げましたように人材面とかあらゆる側面での協力を進めることも必要でありまして、生活の指導とか医療に對するケアだとか、そういう能力的なもの、人材

的なものも含めていただきたいと思います。お金をたくさん出すことだけがよしとは思いません。私の取り違えだと思ふけれども、今御説明のあったその三位、四位、五位のところは二位に日本がなることに懸念を示したというふうなところから方ではなかったんでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) もう一度正確に申し上げますが、昨年のG7の際にも日本の地位が上昇することに他のセブンの国々の異論はございせんでした。しかし、その結果順位が下がる国にございましては、これはそれぞれの発言権の問題でありますから、やはり下がるにしても自分のところの下がり方を少なくしたいというのはこれは人情であります。そうした中において、今局長から申しましたような幾つかの例がございしますけれども、日本と同様に上昇しようとする国とその結果順位が下がる国との間において順位についての論争があったということは事実であります。しかし、日本の順位が上がることに於いて他から懸念が示されたということはございせん。これは議事録の上ではっきり申し上げておきたい、こう

思ひます。また、委員がお述べになりましたように人材協力といった面についての努力をこれからは必要とすることは当然であります。人材協力は実はシェア、発言権というものは連動しないものでありまして、人材において優秀な人材をこうした機関に送っていききたいということはこれからは我々は努力をしていくことでありますけれども、これが発言権に結びつくものではないということはぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

その上で申し上げたいと思ひますのは、私どもはできる限り世銀等金融の部分だけではなく他の分野における国際機関にも日本人の登用を求めておりますけれども、一つは国際機関で通用するだけの専門知識と語学力というものが両方兼ね備えられている人材というものが限られている。例えばかつてOECDから環境庁のある職員を名指しでOECDに欲しいという要請がありましたとき

に、逆に国内的に手放せる人材ではないということと二年を限って出向という扱いをいたしたことが私の記憶でもございしますけれども、こうした面で語学力及び専門知識の両輪を兼ね備えている人材が限られているということ。と同時にもう一つは、我が国の雇用の慣習との関係において、民間企業から例えば国際機関に出向していただく、これは相当長期にわたる勤務になるわけでありまして、これが帰国後の地位といった問題と関連を、なかなか人材が得たいといった問題点もあるわけであります。また、国際機関そのものの処遇の問題がそうした人材にふさわしいだけの処遇を必ずしも確保し得ないという状況等もあるわけでありまして。

そうしたものの壁を越えながら、私どもとしてはこれからもそれぞれの機関においてより日本人が活躍できる舞台を広げてまいりたい、今後ともに努力をしてみたいと思ひております。

○峯山昭範君 非常に短い時間でございますので、端的に二、三お伺いをしたいと思います。

預金金利の自由化の問題について初めにお伺いをしたいと思います。金融問題研究会というのがあります。これはどういふふうな会合でございしますか。

○政府委員(土田正顕君) 御説明をいたします。

金融問題研究会と申しますのは、位置づけとしましては銀行局長の私的研究会でございしますが、平成元年二月二十二日に第一回の開催をいたしましてから現在までに十四回の会合を開いております。それで、そのテーマは、現在までのところでは預金金利の自由化等についてお願いしてきたわけでございますけれども、ごく最近の業績として申しますと、五月二十九日に一千万円未満の定期性預金の金利自由化について報告を取りまとめたいだいたところでございします。

○峯山昭範君 実は私も今のこの報告書を読ませていただきました。それで、問題がいろいろあるようにも思うし、たまにはこういうような研究会もいいことを言うこともあるんだということ

も感じているわけです。

まず一つは、私は私的研究会、私的諮問機関といふのはできるだけつくりたくないといふことを今まで、もちろん大臣の場合はそれだけ強烈な枠組みがあるわけでありましたが、しかしながら局長も何でもかんでもつくつていいというわけじゃない。なぜかといふと、やはり行政というものは法によって運用されているわけでありまして、法が決まらなければ行政が勝手な勝手な私的諮問会をつくつて行政をやめてもらつては困るという思いがあるから私どもはそう申し上げてきたわけでありまして。そこら辺はそういうふうな心得で、これから私的諮問機関の取り扱いというものは、やはり昔から国家行政組織法の第八条といふのがあるわけですから、その精神に基づいてきちっとした運営をやつてもらいたいなといふ、そういう気持ち強いわけでありまして。

しかしながら、実はこの金融問題研究会が報告をした、その報告のメンバーを見ますと、とにかくすごい人がいっぱいそろつております。ようこそんだけの人を十四回も集めて、局長ようお金があったなど。普通は私的諮問機関といふのは、大臣ならばポケットマネーでやるといふのが原則的になつてはいるわけですが、いろいろとそこら辺のところはやはりようがあつたんでしよう。それは結構です。

そこで、金利自由化という問題、これは非常に大きな問題で、この間からの日米構造協議の中でも出てまいりましたし、あるいは日米金融協議といふのが先般もありましたが、そういうような中でもっと自由化をと。それで、この研究会報告の中にもありますように、もっと前向きに取り組んでほしいという気持ちがあるが非常に強いわけでありまして、この報告をどういふふうな受けとめていられたいのか、そういう点を含めて一遍御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(土田正嗣君) この預金金利の自由化の問題は、やはり預金者、金融機関、それから資金の借り手であります企業などに広範な影響を及ぼす問題でありますところから、中立的な立場から十分に検討をお願いしたい、それが適当であると考えてまして学者の方々に御集まりをいただいたわけでございます。

それで、この報告のエッセンスでございますが、ポイントとしては、できる限り早期に小口定期預金金利の問題を含めて預金金利に関する規制を撤廃する、そして小口の分野を含めた完全自由化を行うべきである、ただしそのときに性急な自由化による混乱は回避すべきである、したがつて例えばその完全自由化の時期とかそれに至るプロセスを示すといふようなことで手順を踏んでやつてもらふことが適当であらう、こういう報告であつたかと存じます。

そこで、私もこの報告を受けまして、その趣旨に沿ひ、預金者間の公平その他いろいろな観点から小口の分野につきましても極力早期に完全自由化を実現したい、そのための具体案をつくりたいといふことで、これから関係の金融業界との意見調整、さらには日本の場合には国営の郵便貯金という独自の存在がございますのでそれを所管しております郵政省との意見調整その他に努めて、なるべく速やかに成案を得たいと思つておる次第でございます。

○山田昭雄君 実はこの報告書を読んでみましたが、私もここまでは知らなかつたわけでございますが、西ドイツは一九六七年、イギリスは一九七一年、イタリアは一九八四年、米国は一九八六年、スペインは一九八七年、それぞれ完全に自由化されている、こういうふうにあります。今のおつしやつた問題もよくわかりますが、例えばシンガポールとかマレーシア、フィリピン、インドネシア、台湾、こういうふうな国々も完全自由化が行われている、こういうふうな報告の中にあります。したがつて、ぜひとも、局長が今おつしやつた問題もたくさんある問題があると私は思ひますが、今、日本は金融大国にもなつてはいるわけでございますし、そういういろいろな観点からやはり早急に自由化という問題に取り組んでいただきたい

たいというのが私のきょうの趣旨であります。さらにもう一つ申し上げますと、その場合、この報告書の中にもありますけれども、小口預金者、そういう人たちは犠牲にして今の米国のいわゆる銀行やそういう金融機関の活動があるのではなかつたかといふ、日米構造協議の中でもそういう話が出ておるわけですね。そういうふうな意味では、要するに零細な小口預金者、そういう人たちの立場というものをしっかりと踏まえてこれから金融行政というものをやつていただきたいと思ひます。これが二点目です。

それから、三点目にもう一つ伺ひしておきたいのでありますが、この報告が出た後、新聞報道にもいっぱい出ておりますが、要するに普通預金といふゆる自由化といふ問題も検討していただきたい。検討するといふふうなことが新聞でいっぱい報道されておりますが、それに関連して、実際問題として現在、銀行の預貯金高というのは銀行局長さんともう掌握していらつしやうと思ひますが、普通預金といふのは一体どのくらいあるのか、ということをお教えしてもらいたいんです。これは数字無理でしょうか。普通預金といふのは概要どのくらいあるものなのか。特に普通預金といふのは金利が非常に少ないわけでございますが、そこら辺のところは構造協議の中でちよつと出てきておりましたので、一体どのくらいの金額になるのか、ちよつとお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(土田正嗣君) ただいま三点の御指摘でございます。第一点は早急に自由化に取り組むという御趣旨でございますし、その点はいろいろな留意事項を示しつつも、この金融問題研究会の報告が「極力早期に完全自由化が実現されることが望ましい」といふことを述べ、政策当局において「具体的措置が速やかに実施されることを強く希望する」と結んでおられるところを私も踏まえてまいりたいと思つております。

第二点は小口預金者の立場を十分配慮せよといふことでございまして、これはまことに御指摘のとおりでございます。今度のこの金融問題研究会の報告でも「小口定期預金金利自由化の意義」といふところで大口の預金のみが自由化され、小口の預金規制されている状況は、過渡的な現象だといふことも預金者間の不公平感などの問題を惹起するといふものである。殊に、金利自由化が進みますと多くの個人預金者層にとってより身近な現象になり、その関心も高まつてくる。したがつて、従来以上に大きな社会的要請として一層の預金金利自由化を求める声が出てくるということに留意しなければいかぬといふことでございまして。その点は、原則論としてはまことにそのとおりであります。

ただ、それに付随して多少留意すべき事項を申し上げますならば、やはり小口預金者の場合にはしせん手に入れます利息そのものの額は小さいわけでございますので、有利性というよりも、むしろ安全性とか、それから流動性預金になりますといふ要求も出てまいらると思ひますので、一概に金利が高いといふことだけが小口預金者に報いる道ではない、そのほかいろいろな総合して検討すべき観点があるといふようなことにならうかと思ひます。

それから三番目に普通預金でございますが、金融問題研究会は一応小口定期預金の金利の自由化についての報告を完成したわけでございますが、さらに今後、流動性預金、特に普通預金の金利自由化についても、これは前々からの議事の予定でもあります。早急に検討を行うという体制に移るものと私も承知をしております。それで、この普通預金を中心とした流動性預金の金利自由化については、いろいろ定期預金とは違つた新たな問題点を考へていかなければいけないと思ひますので、研究会と並行して私どもも勉強をまいります。

ところで、普通預金はどのくらいあるかといふことでございまして、これは手元でございます平成元年九月末の全国銀行及び信用金庫までを足し

たところの実額で申しますと、六十六兆一千三百四十八億円という数字を所持しております。それから、ちょっとこれはベースが違いますが、大変恐れ入りますが、預金全体の中に占めますところの金額面での構成比を申し上げますと、これは平成二年二月末とか四月末とちょっとその時点はふぞろいでございますのでイメージとして御了解いただきたいと思いますが、都市銀行にあっては二・〇、地方銀行一五・八、第二地方銀行協会は加盟行二・五、信用金庫一三・〇というよう

なあんばいになっております。
○峯山昭範君 今のお答えを聞いておりますと、僕はもっと少ないのかと思っていましたが、案外普通預金というのは多いんですね。その利息は非常に少ない利息、今局長から利息が高いとか低いとかいうよりもサービスの問題だということも話もありましたが、これは確かにサービスもあるかもしれないが、六十六兆という大きな金額が定期性預金とは別にそういうふうな普通預金で低い利息で運用されているということはやはりそれなりに問題がある、公平性の問題からいってもやはりきちっとした方がいいんじゃないかと私は思います。

それから、これは今局長がサービスとおっしゃったから思い出して言うんですが、私、ある人から金融自由化の問題でちょっとサービスのことを聞かれたことがあるんです。要するに、銀行通帳を持って一百万円貯金をした、するとディッシュペーパーを二つくれた、こう言うんです。それで、その人が同じ銀行へ行くと、自動振り込み機というのがありますね、あれで十万円を振り込んだら、貯金した、そうしたら何もくれへんかった、これはどうなっていますね、こう言うんです。直接窓口へ行くと手間かけていろいろしたらディッシュペーパーをちゃんと二個くれたと言うんです。同じ銀行で今度は機械でやったら十倍も貯金しているのに何もくれへんかった、こう言うわけですよ。ある主婦の方が私に、ちょっと自由化の問題で話をしたらそういう話があったわけ

です。
○政府委員(土田正顕君) ちょうど補足をいたしますと、私がサービスという言葉を用いたのは、いわゆる景品という意味ではございませんで、例えば口座振替の取り扱いをするとか、それから定期性預金と組み合わせまして普通預金の残高がある程度多くなると自動的に定期性預金に振りかえるとか、そういうようないわゆる金融サービスのことを主として意図したわけでございます。いわゆる景品類の方は、これは余り役所の方が一々指導している問題ではございません。あれも銀行の団体、全銀協なりなんなりで多少はいわば一種の自主申し合わせのようなことをやっておる可能性はございますが、ちょっとそこ

のことは定かではございません。いわゆる景品のサービスは預金につけるといふことは、例えばアメリカで金利自由化をスタートさせた初期にかなり派手な広告を出したりパンのトースターをつけたとか、何かそういうような預金勧誘活動をやったような例もあると思います。そのような新聞広告を見た覚えがございます。しかしながら、それはやっぱり長続きする方法ではありませんが、今はかなり鎮静化しておるといふように聞いておるわけでございます。

いずれにいたしましても、そういういわゆる景品の意味でのサービスをどうするかというのとは、これは役所が取り合っている指導しているという問題ではないところを御了解いただきたいと思ひます。
○峯山昭範君 そのところは私の取り違えかもし

れませんが、現実にはそういうことがあるわけでございます。したがってサービスという意味は局長のおっしゃる意味だろうと思ひますが、最近はそのうふうな細かいところも随分銀行は一生懸命頑張っているようです。局長、一週行ってみてください。
時間がございせんので、もう一つこの法案に関連をいたしましていわゆる世銀の融資の問題で、大臣、この間から例のインドのナルマダ川流域のダムの問題が委員会等でたびたび取り上げられております。こういうような問題、トータルでは相当な金額になるのにもかかわらず、今回日本は二十八億円融資をしておるわけでありまして、この金額が多いか少ないかは別にいたしまして、トータルでは相当な金額になっているわけ

でございます。こういう問題が起きてみると、ストップしようというふうな動きがすぐ出てくるわけですね。こういうのは問題だからもうちょっとちゃんとせいで、百万人も人がいなくなるダムで沈むんだから動かないといけないんだからそこら辺がちゃんとできないと融資できないよ。それは確かにそのとおりなんですけれども、要するに、日本はそういうような問題にも口を突っ込んで話がどんどんどん進んでおきながら、国会とかこういうところの問題になるとちょっとストップした方がいいんじゃないかと時々変わつちやうわけですね。そこら辺のところは、質問する方も前の人やめると言うて私はやれと、ちょっと何となく矛盾するみたいな感じですけども、僕はやはり日本の将来としてはこういうふうな問題にばかり取り組んでいく必要があると思う。したがって、自信を持って決めたからには多少のことはあってもきちっとやっていくというふうなことがないといけないうし、まずい点はまずい点できちっと直すようにする。

これは新聞報道ですから本当のことは私どもわからませんが、結局、日本は二十八億を融資しながら実際は二百九十億という発電設備やなんやか

をきちんと、日本の商社にはたくさんいね、とにかくね、ちゃんと行って商売やってきておるわけですね。そういう点を見ていると、いろんな面で考えなくちゃならない問題がたくさんある。こういうふうな問題は、やはり日本の姿勢としてODAのあり方並びにこういう世銀やそれぞれの融資のやり方についても基本的な考えなくちゃならない問題があるのではないかと一いつ。

それからもう一つは、今回のG7で、先ほどから大臣もお話しございましたIMFの第九次増資で日本が二位になりますね。これはもう大臣の先ほどの話聞いておりましたのでそのとおりでございます。日本の責任もそれだけに大きくなると私は思います。非常に責任が重くなると同時に、これからのそういうような世銀の融資先あるいは関係機関の融資先についても日本もやっぱり慎重に検討する必要があるであらう、そういうふうに思ひますと同時に、もう一つだけ言いますと人の問題、人の面で日本はもう少し人材を派遣したりあるいは育てたりするような面を考えた方がいいんじゃないのか。言葉がだめだから人数が少ないんだというだけでは済まないのではありません、やはり人を養成する、育成する、そういうようなのを大々的に進める。いつまでもたつても金だけ出して人を出さないというふうな送り込み、それで結局世界に対して日本が非常に実質的に貢献をしているというふうにならないといけないうし、やないかと私は考えておりますが、これらの点を一まとめに大臣のお考えをお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 御指摘の点は私はそれなりに非常にもっともな御指摘だと思ひますし、私も守らなければならぬ、また考えていかなければならないポイントだ、そう思ひます。
ただ、一点つけ加えさせていただきますと、ナルマダ川の問題につきましては、ちょうどアジア開銀の総会でインドに参りましたとき、私も氣に

第五部 大蔵委員会会議録第五号 平成二年六月一日【参議院】

なりましてボンベイで状況を聞いてみました。そうしますと、報道されております以外にも三つの州が関連するわけでありまして、その州同士の間意見の違ひがありまして、人種的な問題が絡んでおりまして、報道されております以上にも非常に複雑な問題点があるようでありまして。先般、基金の方からも調査団を送つたようでありまして、先日予算委員会における報告によりまして、二つの州では立ち入り調査が認められたが、ある州では州当局から立ち入りを拒否されたといったような事態もあつたようでありまして、それにもまたさまざまな原因があつたようでありまして。いずれにいたしましても、世銀とともに今後この対応について慎重を期してまいりたいと思ひますけれども、相手国政府との関係も踏まえながら十分対応してまいりたいと存じます。

また、もう一つの人材の点につきまして、委員が述べられましたような視点からまいりますと私も同感であります。これについては前に外務省あるいは文部省にも依頼したことがありますがけれども、特殊語学を必要とする分野において特に我々としては人材の不足を感じております。それだけに学校教育、殊に専門語学の研修の中において特殊語学における専門家養成というものを教育の段階から考えていかなければならない、そのようなことは頭にあることでありまして、御指摘については我々としても大切に受けとめさせていただきたいと思ひます。

○峯山昭範君 いずれにしましても、これから環境問題につきましても地球規模で大きな会議等でもたびたび取り上げられているような現状でございますし、特に病氣と貧困の排除という問題とか、それから大気汚染の防止あるいは森林資源などの保存というような問題、非常に大事な問題でございますので、そういう問題にも我が国が率先して解決のために頑張つておる、そういうふうになるようにしていただきたいということを要望いたします。私の質問を終わります。

○近藤忠孝君 最初にIDA、IFC増資問題に

ついて質問いたします。

これらがいずれもシェアの面あるいは人事の面でアメリカを先頭にした少数の先進大国に完全にその運営権が握られているという一これ、質問通告しておきましたけれども、時間の関係で省略します。

中身の問題になりますが、アメリカの一九八二年の財務省報告書に第二世銀についてこう書いています。「発足当初からアメリカは国際開発諸機関を、安全保障、経済的利益、人道主義という三つの基本的なアメリカ外交政策を実現していく機関として把握してきた」、その上さらに「国際開発諸機関の国別貸付・融資先がアメリカの外交政策上の優先順位とおおむね合致しているという事実、アメリカと友好関係のある諸国がアメリカの二国間援助だけであれば不可能と思われる開発資金を享受していることを示している」と述べているわけですね。このことはIDAなども同じことで、当時のリーガン財務長官は「IDA融資上位の十カ国のうち七カ国——国名は省略します。「これらの諸国はソ連の拡張政策にさらされている」と議會で証言をしております。要するに、IDAもアメリカの対ソ戦略上重要な途上国に優先的に配分されているということを認めたわけでありまして。この観点は現在もほぼ当てはまるんです。

大蔵省の資料に基づいて私の方でIDAについて融資先上位十二カ国を調べてみました。これだけで融資総額の七割から八割を占めています。が、その融資先は、相互防衛関係を維持している国として当時のリーガン財務長官やマクナマラ副長官が議會証言をして挙げた国、要するに対ソ戦略上重要なインド洋外周諸国として挙げた国、その他アメリカが軍事同盟を結んでいる国、また戦略上の主要国、重要国として挙げている国が大体この上位十二カ国を占めておるわけでありまして。

〔委員長退席、理事梶原清君着席〕

IDAの実態は、最も貧困な開発途上国を対象にするというのでありますけれども、事情は同じこ

とで、一九八一年上位十カ国中六カ国がアメリカの世界戦略上の重要国で融資総額の五七・八％、一九八九年でも上位十二カ国中六カ国、総融資額の三七・五％と四割を占めている。こういう状況を見てみますと、要するにこの中身というのは、端的に申しますと、アメリカを先頭とする先進大国の安全保障、経済的利益に沿つた配分であり運営じゃないかと指摘せざるを得ないんですが、端的にお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(千野忠男君) 世界銀行やIDAの融資というものは、これはすべて理事会で審議をされ、その融資が決定されるわけでございます。その理事会のメンバーは二十二人から成つておるわけでございますが、これは出資の大ききには必ずしもかわらず途上国の代表理事が十二人、そして先進国側は十人という格好になっております。しかも、多数決で議決するというのではなくて各理事の意見を踏まえたコンセンサス方式でやつておる。そしてまた、一般的な発言権ということにつきましても必ずしもIDAの場合は出資額に応じた発言権ということではございませんで、かなり途上国に配慮した発言権の配分になっているわけでございます。

そこで、例えば今委員から御指摘がありましたような地域配分でございますけれども、それは理事会で議論をして決めるわけでございます。アメリカも理事を送つておりますし大株主の一人としていろいろなお考えもありましようが、実際の融資の決定はアメリカの意向で決まるわけではございません。今申し上げましたように、先進国をして開発途上国から成る二十二人の理事会で主としてコンセンサス方式で決まるということでございます。必ずしもアメリカのそういう思惑によつて配分が決まっているとは私どもは思っておりません。

なお、この世銀グループの融資というものは、一般論としまして、融資対象プロジェクトの事情など経済的側面のみを考慮して決定するというところでございまして、政治的な配慮がこれに入ると

いうことはできないということが協定上も明記されておるわけでございます。

○近藤忠孝君 今の答弁にもかかわらず実態の本質は私が指摘したことであるということを申し上げて、次の質問に移ります。

通告しておきながら時間の関係で先ほど落ちてしまつた問題です。

五月二十三日の予算委員会総括のときに、私は新行革審最終答申についてこういう質問をいたしました。国民負担率を五〇％未満にというぐあいになつていくけれども、これは二〇二〇年の国民負担率について五〇％まで容認するという画計であるということ、現在の負担率が四〇・四％、要するに負担率が一〇％上がるということ、それで現在の国民所得が三百二十六兆九千億円でそれから現在の価格で約三十二から三十三兆円の負担増となると質問しました。これに対して橋本大蔵大臣の答弁は「行革審の最終の御意見の中でも目標を示されました中で我々は全力を尽くすつもりであります」と。何に全力を尽くすのか。これが一つです。

そしてこれに金額を当てはめてみますと一世帯年百万円以上の負担になります。これは何によつて捻出するのか。社会保険料の引き上げか税負担なのか、どちらなのか。これについて端的に答えてください。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 端的にと仰せられますけれども、そう端的にばかりはいかないんであります。と申しますのは、委員は今五〇％まで引き上げていいという容認論であるという言われ方をされました。しかし、五〇％以内にとどめるべきである、それを五〇％までいいよと言っているという読み方は私は少しつむじ曲がりの読み方だと思つております。むしろそこまで何とか食いとめろということでありまして、私はどうも委員のお読みになりましたその読み方自身に異論がございまして。

しかし、今委員がお尋ねになりましたような視点からまいりますならば、租税負担と社会保障負

担を合わせました国民負担、その今後のあり方というものは、究極的には国民が必要とする公共支出の水準と表裏をなすものでありますから、受益と負担のバランスを考えながらそのときどきの情勢のもとに国民的な選択が行われるべき事項であるということが申し上げたい第一であります。

同時に、今後高齢化社会の進展に伴って、また国際社会における日本の立場の変化の中で、国民負担率は確かに長期的にはある程度上昇していくことはやむを得ないものと思えますけれども、臨調の答申にいたしましても財政審の報告にいたしましても、その上昇を極力抑制すべく努力することを私どもに対して述べておられるのであります、こゝまではいよいよというようにことをおっしゃっているとは思いません。

しかし、その際、租税負担と社会保障負担のいずれにウェイトを置くべきかということであります。ならば、もう委員がお読みになって御承知のとおり、臨調や行革審の答申では受益と負担の関係がより明確な社会保障負担に重点を置くべきであるという指摘をしておられるわけでありまして、先般の財政審の報告におきましても同様に社会保障負担を重視すべきだということを述べておられます。このことは、給付と負担の適正化、公平化というものを進めていく中において、年金あるいは医療など社会保障給付の財源として今後とも受益と負担の対応関係が明らかな社会保障料というものを基本として考えるべきである。給付と負担の関係が切り離された関係にあります租税ということに多くを求めることは効率化に対するインセンティブが働かない、そうした指摘もなされているところでもあります。私どもはそうした中で努力をしていこうとしているわけでありまして。

○近藤忠孝君 私はずむ曲がりかもしれませんが、五〇％を超えるんじゃないかという心配を逆にしておるんです。

時間の関係で、次に進みましょう。
今のは二〇二〇年でしたけれども、十年後の二〇〇〇年について考えてみますと——細かな計算

は時間の関係で省略しますが、新行革審でも二〇〇〇年初頭に国民負担率は四〇％半ば、四五％、そのときの社会保障負担率は一四から一四・五、これは厚生省、大蔵省が示した資料から明らかです。となりますと、引き算をすると三・一％、これが租税負担率です。現在の租税負担率が二・八・三％なので、国民所得比で二・七％増税するということになります。そうしますと、現在の国民所得掛ける二・七％は八兆八千億円、これは増税です。

〔理事 梶原清君退席、委員長着席〕
となりますと、十年後には消費税の税率を二倍から三倍引き上げなければならぬことになるんじゃないか。要するに、十年後には消費税の税率は一〇％というふうなことになるんじゃないか。いろんな統計が私にこれをはっきり示していると思うわけでありまして、お答えいただきたいと思えます。

○国務大臣（橋本龍太郎君） こは委員が私どもに質問される場所でも私どもが質問してはいけないのかもしれないけれども、委員はその間における経済成長はどの程度に見られるのでありましようか。それによって国民所得の伸びが出てまいり、その中でその数字が適正なものかどうか改めての論議をすべきものではないでしょうか。

○近藤忠孝君 私が申し上げたのは現在価格で申し上げたんです。だから、十年後にはもっと多くなります。もっと額は大きくなる。どうですか、答弁してください。

○国務大臣（橋本龍太郎君） よく私どもがおしかりを受ける言葉をお返しいたしますと、どうも算定の基礎が明らかではないようであります。

しかし、いづれにいたしましても、我々としては二十一世紀初頭において四〇％半ばまで上らないように、これはたしか臨調の非常に早い時期から示された目標であったと記憶をいたしておりますが、そうした方向に向けて努力を怠りません。

○古川太三郎君 先ほどに引き続いて十兆円の貨幣の発行に関する法律案についてお伺いします。

先ほど中途になりましたけれども、大蔵省としては記念金貨を発行するんだと言いつつながら、通貨としてそれを考えていらつしやる。しかしながら、金の時価が非常に大きい場合には問題ないと思えますけれども、時価が少ない場合には偽造の余地が十分にあるということをおし上げておりました。そのために偽造の防止としておっしゃっているのは、先ほどから聞いておりますとブリリアント加工、あるいは機械装置で簡単にその真贋がわかるというふうな形、あるいはバックに入れて通用さす、あるいは通し番号を入れる、また二十グラムから三十グラムに金の量目をふやす、こういったことが通貨の偽造対策になるんだと言われているけれども、日本の鑄造技術は——これは向こう、ヨーロッパの方は何千年もの歴史を持つておりますから、私は日本は確かに技術は上手だとは思いますが、まだまだ簡単に偽造をしようとするような世界がたふさふさあると思うんです。そしてまた金というものはどうしてもこれは形を変えていくものだ、また変えやすいんです、財産として、それを承知で金貨をつくられているわけですね。そういう意味で、偽造がまたもや起きるようなことがあつては、私はこれはもう日本の通貨の信用性という意味からも非常に大きな問題を抱えるんじゃないか、こう思うわけなんです。

金の量目が少ないという場合には、これはどうして日本の円が高くなればなるほどこの金貨の値打ちというものは下がってくるわけですか。せっかく円が高いと喜んでこの金貨の値打ちが下がるようなことがあつては、天皇陛下の即位というような名目をつけられた以上非常に問題が出てくるんじゃないですか。偽造を防止するというのは、国民から愛されるような金貨にする一つの方法かもしれない。一つの条件なんです。もっとも広い意味で金貨が国民に愛蔵されるような方向をつくつてもらいたい。六十年の在位金貨で相当のダメージを受けながら、またもや同じような方法で——変わったといえは二十グラムから三十グラ

ム。しかし今、金貨は非常にまた安くなっているんです。十兆円の値打ちがあると云われても、恐らく今の三十グラムであれば五万から六万ぐらいのものでしかないんです。まだ四万の差があるんです。そういう場合には、その分だけのまだ偽造の余地が出てくる、こういうふうに考えるわけですか。

それで、まあ竹下さんが六十年のときには大蔵大臣をされておりました。そして総理大臣になられた。今もうおやめになったから責任の追及もないかもしれないけれども、橋本大蔵大臣はまだお若い。次の次というふうな声もあり、もしこれで次に偽造が出た場合にはどうされるのか。そんなつまらないことで私は責任とらされるのは非常に格好悪い、そう思う次第でございます。それだけに、金の量目をそういうふうに少なくする、けちるというふうなことはしないで、十兆円ならば五十グラムぐらいの金の量目をつけて、本心に欲しい人に三ヶ月間ぐらいかかって予約を受けて、そして出されてもいいんじゃないか。この法律案には反対ではございませんけれども、金の量目をどうするかというところはこれは政令で決めることですから、まさに大蔵省のこれからの責任は重大じゃないか、こう思うので、大蔵大臣の信念ですかが持ちますか、だけをお聞きしまして、終わりたいと思ひます。

○国務大臣（橋本龍太郎君） これは信念で済む話ではございませんで、問題は一つは、委員は為替レートとの絡みでお話になりましたけれども、それよりもストレートに私は金の地金の相場の変動というものはこれは当然頭に置かなければならぬいだらうと思ひます。

その昭和天皇御即位六十年の金貨をつくりました時点でも、その時点における金の含有量、金額的には六万円ぐらいの価値があつたわけでありまして、それがその後の金相場の変動の中で実質的な価値が下がつてそれが偽造を誘発したとよく言われております。しかしそれは、今度は、今委員が述べられましたような処置を講じました場合

に、実質の金の相場が変動して今度は高目に振れた場合に貨幣としての額面を超える金の地金としての価値を生ずる可能性もあるわけでありまして、それは今度は通貨が鈍つておられるとかそうした問題を誘発するということにもなってくるわけでありまして。その部分は、正直、私もどしどしは金相場というものが変動する限りにおいてある程度考慮には入れつつも、やはり現時点においてはその増量という手法において対応するということがやむを得ないことではなからうかと思っております。

また、その偽造防止対策というものが万全かと言われれば、これは私は、万全であるまいということについて力説をするだけの学識を持ちませんけれども、少なくとも造幣、印刷の専門家を初め省外の専門家の御意見も伺いながら、そして今その公表されております偽造防止策というものがそれですべてなのかどうか私もわからないぐらい事務方の諸君が真剣に検討してくれて結論としてまとめたものでありますので、私もどしどしは二度と再び不幸な事態を起こさないことを本心に願ひながら、そしてそのために捜査の一日も早く完了し偽造事件についての終止符が打てることを願ひながらこの御審議に臨んでおります。率直な私の気持ちを申し上げて、お答えにさせていただきます。

○委員長(藤井孝男君) 以上で両案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより両案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○近衛忠房君 私は、日本共産党を代表して、国際金融公社並びに国際開発協会への加盟に伴う法律の一部改正案及び天皇即位記念十億円貨幣発行に関する法律案に反対の討論を行います。

として機能してきたIMF、世銀体制の一構成部分をなし、発展途上諸国に対する新植民地主義的支配の手段としての役割をその本質とするからであります。最大の出資国で投票権の五分の一前後を占めるアメリカを先頭に、いわゆる先進国サミット参加国だけで半分以上の投票権を独占し、総務会、理事会、総裁など主要人事を握り、事実上の運営権を握っているであります。そして、アメリカの世界支配戦略に沿ってその戦略上の重要国に優先的な資金配分が行われているなど、その運営の実態もアメリカなど資本主義大国の安全保障、経済的利益に合致したものになっているのが実態であります。

第二は、IFCは、発展途上国における金融面の制約によって進展を阻止されている有望な民間開発プロジェクトまたは民間企業を対象に、民間金融機関との協調融資を行う形で、商業的条件による外国資本などの導入を助長することによって、発展途上国への発達した資本主義国の過剰資本の輸出と新植民地主義的進出を助長、促進する役割を果たしているからであります。

第三は、IDA第八次増資以来、本格化したIMFの構造調整ファシリティーと関連させたIDA調整融資が実施されておりますが、その前提条件をなすSAFコンディショナリティー、すなわち政策枠組み書は、IMF、世銀、IDA、さらには二国間援助国まで含めたそれらの共通のコンディショナリティー、共通の低所得発展途上国への経済管理手段として機能するなど、介入、支配の重要な手段となつていからであります。構造調整政策の押しつけ、介入は国際収支、貿易量の規制、為替の切り下げ、金融統制、国民への収奪の強化、労賃の抑制、失業など多分野にわたる発展途上国の経済困難、疲弊の重要な原因となつてきたのであります。弱い立場にある発展途上国でつくっているG24でさえも、IDAコンディショナリティーは厳し過ぎる、最小限のものにすべきだと言ひ、また、借り手の国で構成するUNC TAD事務局の一九八七年の報告書も、公式的に

はIMFと世銀、第二世銀などの両機関の間にはクロスコンディショナリティーはないものとされているが、非公式には実際にはそれがあつて露れているのであります。

こうしたわけで、これまでのアメリカ中心、大國支配の古い国際経済秩序を打ち破らなければならぬ。各国の経済主権を確立し、平等、公平の関係を基礎にした新しい国際経済秩序の確立を目指すことは発展途上国、非同盟諸国の共通の要求であります。まさにその実現のために一層の努力が必要であります。

天皇即位記念十億円貨幣の発行に関する法案は、即位の礼、大嘗祭など憲法で定める象徴として国事行為を行うのに必要不可欠でない儀式に対し八十一億円の巨額の予算を計上していることとあわせ、天皇の即位を利用して行われる天皇美化、神聖化であり、主権在民の基本原則に反し、反対であります。

以上、本二法律案に反対の討論といたします。

○委員長(藤井孝男君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

まず、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

本家に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤井孝男君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

本岡君から発言を求められておりますので、これを許します。本岡君。

○本岡昭次君 私は、ただいま可決されました国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民会議、連合参議院、民社党、スポーツ、国民連合、参院クラブ及び

び税金党平和の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 開発途上国の発展を支援していくため、世界経済における我が国の立場等を考慮しつつ、引き続き、国際機関等に対する資金面、人材面等についての協力を推し進めるとともに、世界経済の持続的な発展と調和ある対外経済関係の形成に努めること。

二 国際機関による融資等に当たっては、開発途上国における国民生活の安定・向上、経済の自立的発展及び世界的な環境保全の確保等が積極的に行われるよう努めること。

以上でございいます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(藤井孝男君) ただいま本岡君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決をいたします。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤井孝男君) 多数と認めます。よって、本岡君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、橋本大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。橋本大蔵大臣。

○橋本大蔵大臣(橋本龍太郎君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(藤井孝男君) 次に、天皇陛下御即位記

念のための十萬円の貨幣の發行に關する法律案に
ついて採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤井孝男君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきも
のと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきまして
は、これを委員長に御一任願いたいと存じます
が、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○委員長(藤井孝男君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十分散会

〔参照〕

平成二年度一般會計歳入予算並びに大蔵省
所管の一般會計歳出予算、各特別會計歳入
歳出予算及び各政府関係機関収入支出予算
に關する説明

平成二年度一般會計歳入予算並びに大蔵省所
管の一般會計歳出予算、各特別會計歳入歳出
予算及び各政府関係機関収入支出予算につ
きまして、御説明申し上げます。

まず、一般會計歳入予算額は、六十六兆二千
三百六十七億九千九百九十九萬圓でありま
して、これを前年度当初予算額に比較いたし
ますと、五兆八千二百二十五億九千七百
九十九萬圓の増加となっております。

以下、歳入予算額のうち主な事項につしま
して、その概要を御説明申し上げます。

第一に、租税及印紙収入は、五十八兆四十
億圓でありまして、これを前年度当初予算
額に比較いたしますと、六兆九千九百四十
億圓の増加となっております。

し引いたものであります。

次に、各税目別に主なものを御説明申し上げ
ます。

まず、所得税につきましては、公的年金等控除
額の引上げ等による減収見込額を差し引いて、二
十一兆三千七百二十億圓を計上いたしました。

法人税につきましては、製品輸入促進税制の創
設及び租税特別措置の整理合理化等による減収見
込額を差し引いて、十九兆七千七百十億圓を計上
いたしました。

また、消費税につきましては、非課税範囲の拡
大、飲食料品の小売段階非課税及び特別低税率の
創設並びに仕入税額控除の制限等による増減収見
込額を調整して、五兆三千二百億圓を計上いた
しました。

以上申し述べました税目のほか、相統税一兆四
百五十億圓、酒税一兆九千四百四十億圓、たばこ税
九千五百七十億圓、揮発油税一兆四千二百三十億
圓、有価証券取引税一兆二千三百四十億圓、関税
八千六百四十億圓、印紙収入一兆九千四百九十億
圓

及びその他の各税目を加え、租税及印紙収入の合
計額は、五十八兆四十億圓となっております。

第二に、雑収入は、二兆四千三百二十二億八
千八百萬圓でありまして、これを前年度当初予算
額に比較いたしますと、三千七百七億五千二百萬圓
の増加となっております。

この収入のうち主なものは、日本銀行納付金三
千二百四十億圓、日本中央競馬会納付金二千六百
七十億八千八百萬圓、特別會計受入金一兆三千四百
三十二億四千七百萬圓、貨幣回収準備資金受入二
千三百四十一億二千三百萬圓等であります。

第三に、公債金は、五兆五千九百三十一億八
千萬圓でありまして、これを前年度当初予算額に比
較いたしますと、一兆五千七百七十八億二千萬圓の
減少となっております。

ます。

最後に、前年度剰余金受入は、八百三億七千八
百萬圓となっております。

次に、当省所管一般會計歳出予算額は、十七兆
百一億一千万圓でありまして、これを前年度当初
予算額に比較いたしますと、二兆六千五百二億六
千八百萬圓の増加となっております。

これは、国債費が二兆六千二百三十七億一千九
百萬圓増加したこと等によるものであります。

以下、歳出予算額のうち主な事項につしまし
て、その概要を御説明申し上げます。

まず、第一に、産業投資特別會計へ繰入につ
きましては、一兆三千億圓を計上いたしております
が、この経費は、無利子貸付けの財源に充てると
する「日本電信電話株式会社株式の売却収入の
活用による社会資本の整備の促進に關する特別措
置法」に基づく産業投資特別會計への繰入れに必
要なものであります。

第二に、国債費につきましては、十四兆二千八
百八十五億八千六百萬圓を計上いたしております
が、この経費は、一般會計の負担に属する国債及
び借入金償還及び利子等の支払並びにこれらの
事務の取扱いに必要な経費の財源を、国債整理基
金特別會計へ繰り入れるためのものであります。

第三に、政府出資につきましては、国民金融公
庫等三機関に対し、一般會計から出資するため必
要な経費として、二千八百億圓を計上いたしてお
りますが、その内訳は、国民金融公庫五十億圓、
中小企業信用保険公庫百九十五億圓、海外経済協
力基金二千五百五十五億圓であります。

第四に、経済協力費につきましては、三百八十
七億三千六百萬圓を計上いたしておりますが、こ
の経費は、国際開発金融機関を通じて供与する発
展途上国に対する経済協力等に必要なものであり
ます。

第五に、国民金融公庫補給金につきましては、
三百五億三百萬圓を計上いたしておりますが、こ
の経費は、国民金融公庫の業務の円滑な運営に資
するために必要なものであります。

最後に、予備費につきましては、予見し難い予
算の不足に充てため、三千五百億圓を計上いた
しております。

次に、当省所管の特別會計のうち主な會計につ
きまして、その歳入歳出予算の概要を御説明申し
上げます。

まず、造幣局特別會計におきましては、歳入、
歳出とも二千七百七十億五千万圓となっております。

次に、印刷局特別會計におきましては、歳入八
百七十七億九千九百萬圓、歳出八百二十億六千万
圓、差引き五十七億三千九百萬圓の歳入超過とな
っております。

以上申し述べました各特別會計のほか、資金運
用部、国債整理基金、外国為替資金、産業投資、
地震再保険及び特定国有財産整備の各特別會計の
歳入歳出予算につきましては、予算書等を御覧い
ただきたいと存じます。

最後に、当省関係の各政府関係機関の収入支出
予算につきましては、その概要を御説明申し上げま
す。

まず、国民金融公庫におきましては、収入四千
七億六千五百萬圓、支出四千三百六億九千三百萬
圓、差引き一億二千九百二十萬圓の支出超過とな
っております。

このほか、日本開発銀行及び日本輸出入銀行の
各政府関係機関の収入支出予算につきましては、
予算書等を御覧いただきたいと存じます。

以上、大蔵省関係の予算につきまして、その概
要を御説明申し上げた次第でございます。
よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

四月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案
件が付託された。

一、証券取引法の一部を改正する法律案
証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律
証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の一 有価証券の公開買付けに関する届出」を「第二章の一 公開買付けに関する届出」を「第二章の二 株券等の大量保有の開示に関する開示」に改める。

第十五条第一項中「第二十三条の八第一項」の下に「第二十七条の二第四項、第二十七条の十二第三項」を加える。

第二十三条の三に次の一項を加える。

発行登録を行った有価証券の発行者である会社は、第五條第三項に規定する要件を満たすため必要があるときは、第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出する義務が消滅した後においても、引き続き同項に規定する有価証券報告書及びその添付書類を提出することができる。

第二十四条第一項第三号中「第四條第一項本文」の下に「又は第二十三条の八第一項本文」を加える。

第二十四条の五第一項中「ならない会社」の下に「(第二十三条の三第四項の規定により有価証券報告書を提出した会社を含む。次項において同じ。)」を加え、同条第三項中「第二十四条の二第一項」の下に「及び前条」を加える。

第二十五条第一項中「掲げる期間を」を「定める期間」に改め、「経過する日」の下に「(当該各号に掲げる訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書にあつては、当該訂正の対象となつた当該各号に掲げる第五條第一項及び第四項の規定による届出書及びその添付書類、同条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書又は臨時報告書に係る当該経過する日)」を加え、同項第一号中「有価証券届出書(第五條第三項)」を「第五條第一項及び第四項の規定による届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正

届出書(同条第三項)に改める。

第二章の二を次のように改める。

第二十七条の二 公開買付けに関する開示

ばならない会社の発行する株券、転換社債券その他の有価証券で政令で定めるもの(以下この章において「株券等」という。)の有価証券市場外における買付け等(株券等の買付けその他の有価証券の譲受けをいい、これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この章において同じ。)、公開買付けによらなければならない。ただし、次に掲げる株券等の買付け等については、この限りでない。

一 有価証券市場における有価証券の売買取引等に準ずるものとして政令で定める取引による株券等の買付け等

二 消却のための株券等の買付け等その他の政令で定める株券等の買付け等

三 当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして政令で定める場合を含む。以下この章において同じ。))に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者(第七項第一号に掲げる者)については、大蔵省令で定める者を除く。次号において同じ。)

の株券等所有割合と合計して百分の五を超えない場合における当該株券等の買付け等

四 著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして政令で定める場合における株券等の買付け等(当該株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が三分の一を超えない場合に限る。)

五 株券等の買付け等を行う者がその者の特別関係者(第七項第一号に掲げる者のうち大蔵省令で定めるものに限る。))から行う株券等の買付け等その他政令で定める株券等の買付け等

公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、買付け等の価格(買付け以外の場合にあっては、買付けの価格に準ずるものとして政令で定めるものとする。以下この章において同じ。))については、政令で定めるところにより、均一の条件によらなければならない。

公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、株券等の保管、買付け等の代金の支払その他の政令で定める事務については、証券会社又は銀行等(銀行、信託会社その他政令で定める金融機関をいう。第二十七条の十二第三項において同じ。))に行わせなければならない。

公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、前三項の規定その他この章に定めるところによるほか、政令で定める条件及び方法によらなければならない。

この条において公開買付けとは、不特定かつ多数の者に対し、公告により株券等の買付け等の申込み又は売付け等(売付けその他の有価証券の譲渡をいう。以下この章において同じ。))の申込みの勧誘を行い、有価証券市場外で株券等の買付け等を行うことをいう。

第一項の特別関係者とは、次に掲げる者をいう。

一 株券等の買付け等を行う者と、株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者

二 株券等の買付け等を行う者との間で、共同して当該株券等の発行者である会社の発行する株券等を取扱し、若しくは譲渡し、若しくは当該会社の株主としての議決権その他の権利を行使すること又は当該会社の発行する株券等の買付け等の後に相互に当該株券等を譲渡し、若しくは譲り受けることを合意している者

第一項の株券等所有割合とは、次に掲げる割合をいう。

一 株券等の買付け等を行う者にあつては、大蔵省令で定めるところにより、当該買付け等

の後におけるその者の所有に係る当該株券等(その所有の態様その他の事情を勘案して大蔵省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。))の数(株券については株式の数を、その他のものについては大蔵省令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この章において同じ。))の合計を、当該会社の発行済株式の総数に当該買付け等の後におけるその者の所有に係る当該株券等(株券を除く。))の数を加算した数で除して得た割合

二 前項の特別関係者(同項第二号に掲げる者)で当該会社の発行する株券等の買付け等を行うものを除く。にあつては、大蔵省令で定めるところにより、その者の所有に係る当該株券等の数の合計を、当該会社の発行済株式の総数にその者の所有に係る当該株券等(株券を除く。))の数を加算した数で除して得た割合

第二十七条の三 前条第一項本文の規定により同項に規定する公開買付け(以下この章において「公開買付け」という。))によつて株券等の買付け等を行わなければならない者は、大蔵省令で定めるところにより、当該公開買付けについて、その目的、買付け等の価格、買付けの株券等の数、買付け等の期間その他の大蔵省令で定める事項を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙(以下この章において「日刊新聞紙」という。))に掲載して公告しなければならない。

前項の規定による公告(以下この章において「公開買付け開始公告」という。))を行つた者(以下この章において「公開買付け者」という。))は、大蔵省令で定めるところにより、当該公開買付け開始公告を行つた日に、次に掲げる事項を記載した書類及び大蔵省令で定める添付書類(以下「公開買付け届出書」という。))を大蔵大臣に提出しなければならない。ただし、当該提出をしなばならない日が日曜日その他大蔵省令で定める日に該当するときは、これらの日の翌日に提出するものとする。

一 買付け等の価格、買付けの株券等の数、

買付け等の期間、買付け等に係る受渡しその他の決済及び公開買付け者が買付け等に付した条件（以下この章において「買付条件等」という。）

二 当該公開買付け開始公告をした日以後において当該公開買付けに係る株券等の買付け等を公開買付けによらないで行う契約がある場合には、当該契約の内容

三 公開買付けの目的、公開買付け者に関する事項その他の大蔵省令で定める事項

公開買付け者、その特別関係者（第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいう。以下この章において同じ。）その他政令で定める関係者（以下この章において「公開買付け者等」という。）は、その公開買付けにつき公開買付け開始公告が行われた日の翌日以後は、当該公開買付け者が公開買付け届出書で大蔵大臣に提出していなければ、売付け等の申込みの勧誘その他の当該公開買付けに係る大蔵省令で定める行為をしてはならない。

公開買付け者は、当該公開買付け届出書を提出した後、直ちに当該公開買付け届出書の写しを、当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社（当該公開買付け届出書を提出した日において、既に当該会社の発行する株券等に係る公開買付け届出書の提出をしている者があつた場合には、当該提出をしている者を含む。）に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が次の各号に掲げる株券等に該当する場合は、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者に送付しなければならない。この場合において、当該写しの送付に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

一 証券取引所に上場されている株券等 当該証券取引所
二 流通状況が前号に掲げる株券等に準ずるものとして政令で定める株券等 政令で定める証券業協会
第二十七条の四 公開買付け者等は、次項に規定す

る場合を除き、その公開買付けにつき有価証券をもつてその買付け等の対価とする場合において、当該有価証券がその募集又は売出しにつき第四条第一項本文の規定の適用を受けるものであるときは、公開買付け届出書又は訂正届出書の提出と同時に当該有価証券の発行者が大蔵大臣に同項の規定による届出を行つていなければ、売付け等の申込みの勧誘その他の当該公開買付けに係る大蔵省令で定める行為をしてはならない。

前項の場合において、同項の有価証券が発行登録をされた有価証券であるときは、公開買付け者等は、当該発行登録が効力を生じており、かつ、公開買付け届出書又は訂正届出書の提出と同時に当該有価証券の発行登録者が発行登録追補書類を大蔵大臣に提出していなければ、売付け等の申込みの勧誘その他の当該公開買付けに係る大蔵省令で定める行為をしてはならない。

有価証券をもつて買付け等の対価とする公開買付けであつて、当該有価証券の募集又は売出しにつき第四条第一項の規定による届出が行われたもの又は発行登録追補書類が提出されたものに係る公開買付け届出書の提出については、前条第二項の規定にかかわらず、公開買付け届出書に記載すべき事項及び添付書類のうち大蔵省令で定めるものの記載及び添付を省略することができる。

第二十七条の五 公開買付け者等は、公開買付け期間（公開買付け開始公告を行つた日から公開買付けによる買付け等の期間の末日までをいい、当該期間を延長した場合には、延長した期間を含む。以下この章において同じ。）中においては、公開買付けによらないで当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該会社の発行する株券等の買付け等を公開買付けによらないで行う旨の契約を公開買付け開始公告を行う前に締結している場合で公

開買付け届出書において当該契約があること及びその内容を明らかにしているとき。

二 第二十七条の二第七項第一号に掲げる者（同項第二号に掲げる者に該当するものを除く。）が、大蔵省令で定めるところにより、同項第二号に掲げる者に該当しない旨の申出を大蔵大臣に行つた場合

三 その他政令で定める場合

第二十七条の六 公開買付け者は、公開買付けに係る買付条件等の変更を行おうとする場合には、公開買付け期間中に、大蔵省令で定めるところにより、買付条件等の変更の内容その他大蔵省令で定める事項を日刊新聞紙に掲載して公告を行わなければならない。

前項の規定による公告を公開買付け期間の末日までに行うことが困難である場合には、公開買付け者は、当該末日までに同項に規定する内容及び事項を大蔵省令で定めるところにより公表し、その後直ちに同項の規定の例により公告を行わなければならない。

買付け等の価格の引下げ、買付予定の株券等の数の減少、買付け等の期間の短縮その他の政令で定める買付条件等の変更は、前二項の規定にかかわらず、行うことができない。

第二十七条の七 公開買付け開始公告（前条第一項又は第二項の規定による公告及び同項の規定による公表を含む。次項において同じ。）を行つた公開買付け者は、その内容に形式上の不備があり、又は記載された内容が事実と相違していると認めるときは、その内容を訂正して、大蔵省令で定めるところにより、公告し、又は公表しなければならない。

大蔵大臣は、公開買付け開始公告の内容について訂正をする必要があると認めるときは、当該公開買付け開始公告を行つた公開買付け者に対し、期限を指定して、大蔵省令で定めるところにより、その訂正の内容を公告し、又は公表することを命ずることができる。

前項の規定による処分は、当該公開買付け期間

（次条第八項の規定により延長しなければならない期間を含む。）の末日後は、することができない。

第二十七条の八 公開買付け届出書（その訂正届出書を含む。以下この条において同じ。）を提出した公開買付け者は、大蔵省令で定めるところにより、当該公開買付け届出書に形式上の不備があり、記載された内容が事実と相違し、又はそれに記載すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が不十分であり、若しくは欠けていると認めるときは、訂正届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。

公開買付け届出書を提出した日以後当該公開買付け期間の末日までの間において、買付条件等の変更その他の公開買付け届出書に記載すべき重要な事項の変更その他当該公開買付け届出書の内容を訂正すべき大蔵省令で定める事情があるときは、当該公開買付け届出書を提出した公開買付け者は、大蔵省令で定めるところにより、直ちに、訂正届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。

大蔵大臣は、次に掲げる事実が明らかであると認めるときは、公開買付け届出書を提出した公開買付け者に対し、期限を指定して訂正届出書の提出を命ずることができる。

一 公開買付け届出書に形式上の不備があること。

二 公開買付け届出書に記載された買付条件等がこの章の規定に従っていないこと。

三 訂正届出書に記載された買付条件等の変更が第二十七条の六第三項の規定に違反していること。

四 公開買付け届出書に記載すべき事項の記載が不十分であること。

大蔵大臣は、前項の規定による場合を除き、次に掲げる事実を発見した場合には、当該公開買付け届出書を提出した公開買付け者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し、期限を指定して訂正届出書の提出を命ずること

ができる。

一 公開買付け届出書に記載された重要な事項について虚偽の記載があること。

二 公開買付け届出書に記載すべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていること。

第三項の規定による処分は、当該公開買付け期間（第八項の規定により延長しなければならない期間を含む。第七項において同じ。）の末日（当該末日後に提出される訂正届出書に係る処分にあつては、当該末日の翌日から起算して五年を経過した日）後は、することができないものとし、前項の規定による処分は、当該末日の翌日から起算して五年を経過した日後は、することができない。

第二十七条の三第四項の規定は、第一項から第四項までの規定により訂正届出書が提出された場合について準用する。

公開買付け者等は、公開買付け期間中に第三項又は第四項の規定による処分があつた場合において、当該処分に係る訂正届出書が提出されるまでの間は、売付け等の申込みの勧誘その他の当該公開買付けに係る大蔵省令で定める行為をしてはならない。

公開買付け者は、公開買付け期間中に、第一項若しくは第二項の規定による訂正届出書を提出する場合又は第三項若しくは第四項の規定による訂正届出書の提出命令があつた場合には、大蔵省令で定める場合を除き、当該公開買付けに係る買付け等の期間を、大蔵省令で定める期間、延長し、大蔵省令で定めるところによりその旨を直ちに公告し、又は公表しなければならない。

前項の規定により公開買付けに係る買付け等の期間を延長しなければならない場合において、当該公開買付け者は、当該延長しなければならない期間の末日までの間は、当該公開買付けに係る株券等の受渡しその他の決済を行つてはならない。

第二十七条の五の規定は、第八項の規定により公開買付けに係る買付け等の期間を延長しなければならない場合における当該延長しなければならない期間の末日までの間について準用する。

公開買付け者は、第一項から第四項までの規定により訂正届出書を提出したときは、直ちに、大蔵省令で定めるところにより当該訂正届出書に記載した内容のうち公開買付け開始公告に記載した内容に係るものを日刊新聞紙に掲載して公告し、又は大蔵省令で定めるところにより公表しなければならない。ただし、既に第二十七条の六第一項の規定による公告若しくは同条第二項の規定による公表及び公告を行つた場合又は第一項の規定による訂正届出書でその内容が軽微なものとして大蔵省令で定めるものを提出した場合、この限りでない。

前条の規定は、第八項及び前項の規定による公告又は公表について準用する。

第二十七条の九 公開買付け者は、公開買付け届出書に記載すべき事項で大蔵省令で定めるもの及び公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定める事項を記載した書類（以下「公開買付け説明書」という。）を、大蔵省令で定めるところにより、作成しなければならない。

公開買付け者は、公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、当該株券等の売付け等を行う者とする者に対し、大蔵省令で定めるところにより、公開買付け説明書を交付しなければならない。

公開買付け者は、前条第一項から第四項までの規定により訂正届出書を提出した場合には、直ちに、大蔵省令で定めるところにより、公開買付け説明書を訂正し、かつ、既に公開買付け説明書を交付している者に対して、訂正した公開買付け説明書を交付しなければならない。

第二十七条の十 公開買付けに係る株券等の発行者である会社又はその役員（以下この章において

「対象会社等」という。）は、大蔵省令で定めるところにより、公開買付け期間中において当該公開買付けに関する意見を公表し、又は当該会社の株主に対し表示した場合に、直ちに、当該意見の内容その他の大蔵省令で定める事項を記載した書類（以下「意見表明報告書」という。）を大蔵大臣に提出しなければならない。

第二十七条の八第一項から第五項までの規定は、意見表明報告書について準用する。この場合において、同条第一項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、「公開買付け者」とあるのは「公開買付け者」とあるのは「第二十七条の十第一項に規定する対象会社等」と、同条第二項中「買付け条件の変更」とあるのは「公開買付けに関する意見の変更」と、「公開買付け者」とあるのは「第二十七条の十第一項に規定する対象会社等」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第三項及び第四項の規定中「公開買付け者」とあるのは「第二十七条の十第一項に規定する対象会社等」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第五項中「第三項の規定による処分」とあるのは「第二十七条の十第二項において準用する第三項の規定による処分」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、「前項の規定による処分」とあるのは「同条第二項において準用する前項の規定による処分」と読み替へるものとする。

公開買付けに係る対象会社等が意見表明報告書を提出したときは、直ちに当該意見表明報告書の写しを、当該公開買付けに係る公開買付け者（当該意見表明報告書を提出した日において、当該公開買付け者以外の者で既に当該会社の発行する株券等に係る公開買付け届出書を提出している者がある場合には、当該提出している者を含む。）に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が第二十七条の三第四項各号に掲げる株券等に該当する場合は、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者に送付しなければならない。

第二十七条の八第一項から第四項までの規定により訂正報告書が提出された場合について準用する。

第二十七条の十一 公開買付け者は、公開買付け開始公告をした後においては、公開買付けに係る申込みの撤回及び契約の解除（以下この章において「公開買付けの撤回等」という。）を行うことができない。ただし、公開買付け者が公開買付け開始公告及び公開買付け届出書において公開買付けに係る株券等の発行者である会社の業務又は財産に関する重要な変更その他の公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情（政令で定めるものに限り。）が生じたときは公開買付けの撤回等を行うことができる旨の条件を付した場合及び公開買付け者に関し破産その他の政令で定める重要な事情の変更が生じた場合には、この限りでない。

前項ただし書の規定による公開買付けの撤回等を行うとする場合には、公開買付け期間の末日までに、大蔵省令で定めるところにより、当該公開買付けの撤回等を行う旨及びその理由その他の大蔵省令で定める事項を、日刊新聞紙に掲載して公告をしなければならない。ただし、公告を当該末日までに行うことが困難である場合には、当該末日までに当該公告に記載すべき内容を、大蔵省令で定めるところにより、公表し、その後直ちに公告を行うものとする。

前項の規定による公告又は公表を行つた者は、大蔵省令で定めるところにより、当該公告又は公表を行つた日に、前項に規定する公告の内容その他の大蔵省令で定める事項を記載した書類（以下「公開買付け撤回届出書」という。）を大蔵大臣に提出しなければならない。

第二十七条の三第四項の規定は、公開買付け撤回届出書について準用する。この場合において、同項中「発行者である会社（当該公開買付け届出書を提出した日において、既に当該会社の発行する株券等に係る公開買付け届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている

者を含む。」とあるのは、「発行者である会社」と読み替えるものとする。

公開買付けの撤回等は、第二項の規定により公告をした場合に限り、その効力を生ずる。この場合において、その効力を生ずる時期は、当該公告を行った時（同項ただし書の規定により公表及び公告を行ったときにあつては、当該公表を行った時）とする。

第二十七条の十二 応募株主（公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売却等）の申込みをした者をいう。以下この章において同じ。）は、公開買付期間（第二十七条の八第八項の規定により延長しなければならぬ期間を含む。次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項及び第二項において同じ。）中においては、いつでも、当該公開買付けに係る契約の解除をすることが出来る。

応募株主は、前項の規定により契約の解除をする場合において、公開買付開始公告及び公開買付届出書において当該公開買付けに係る契約の解除に因し法令で定める方法による旨の条件が付されているときは、当該方法によらなければならない。この場合において、当該契約の解除は、法令で定める時に、その効力を生ずる。

第一項の規定により応募株主による契約の解除があつた場合においては、公開買付者は、当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないものとし、応募株主等（応募株主が公開買付けに応じて売却等をした株券等をいう。以下この章において同じ。）を証券会社又は銀行等に保管させているときは、その返還に要する費用は、公開買付者の負担とする。

第二十七条の十三 公開買付者は、公開買付期間の末日の翌日に、大蔵省令で定めるところにより、当該公開買付けに係る応募株券等の数その他の大蔵省令で定める事項を日刊新聞紙に掲載して公告し、又は公表しなければならない。た

だし、第二十七条の十一第二項の規定により公告した場合は、この限りでない。

前項本文の規定による公告又は公表を行った公開買付者は、大蔵省令で定めるところにより、当該公告又は公表を行った日に、当該公告又は公表の内容その他の大蔵省令で定める事項を記載した書類（以下「公開買付報告書」という。）を大蔵大臣に提出しなければならない。

第二十七条の三第四項並びに第二十七条の八第一項から第六項までの規定は、公開買付報告書について準用する。この場合において、第二十七条の三第四項中「発行者である会社（当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該会社の発行する株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。）」とあるのは「発行者である会社」と、第二十七条の八第一項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第二項中「当該公開買付期間の末日までの間において、買付条件等の変更その他の公開買付届出書に記載すべき重要な事項の変更その他の当該公開買付届出書の内容を訂正すべき大蔵省令で定める事情がある」とあるのは「第二十七条の十三第五項に規定するあん分比例方式により買付け等をする株券等の数が確定した」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第三項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、「買付条件等がこの章の規定」とあるのは「買付け等に係る受渡しその他の決済が第二十七条の十三第四項及び第五項の規定」と、「買付条件等の変更が第二十七条の六第三項の規定」とあるのは「買付け等をする株券等の数の計算の結果が第二十七条の十三第五項に規定する大蔵省令で定めるあん分比例方式」と、同条第四項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第五項中「第三項の規定による処分」とあるのは「第二十七条の十三第三項において準用する第三項及び前項の規定による処分」と、「末日（当該末日後に提出される訂正届

出書に係る処分にあつては、当該末日の翌日から起算して五年を経過した日）後は、することができないものとし、前項の規定による処分は、当該末日」とあるのは「末日」と、同条第六項中「第一項から第四項まで」とあるのは「第二十七条の十三第三項において準用する第一項から第四項まで」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と読み替えるものとする。

公開買付者は、公開買付期間中における応募株券等の全部について第二十七条の十一第一項ただし書の規定により公開買付の撤回等を行う場合並びに公開買付開始公告及び公開買付届出書において次に掲げる条件を付した場合を除き、応募株券等の全部について、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載した買付条件等（第二十七条の六第一項の規定による公告又は同条第二項の規定による公表及び公告により買付条件等を変更したときは、当該変更後の買付条件等）により、買付け等に係る受渡しその他の決済を行わなければならない。

一 応募株券等の総数が買付予定の株券等の数に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行わないこと。

二 応募株券等の総数が買付予定の株券等の数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないこと。

公開買付者は、前項第二号に掲げる条件を付した場合において、応募株券等の総数が買付予定の株券等の数を超えるときは、応募株主から大蔵省令で定めるあん分比例方式（以下この章において「あん分比例方式」という。）により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行わなければならない。

第二十七条の十四 大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、公開買付届出書（その訂正届出書を含む。次条第一項において同じ。）及び公開買付撤回届出書並びに公開買付報告書及び意見表明報告書（これらの訂正報告書を含む。次条第一項において同じ。）を大蔵省に備え置き、

これらの書類を受理した日から当該公開買付けに係る公開買付期間の末日の翌日以後五年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

前項に規定する書類を提出した者は、大蔵大臣が同項の規定によりこれらの書類を公衆の縦覧に供している間は、これらの書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、その者の本店又は主たる事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

証券取引所及び政令で定める証券業協会は、大蔵大臣が第一項の規定により同項の書類を公衆の縦覧に供している間は、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項、第二十七条の十一第四項及び前条第三項において準用する場合を含む。）及び第二十七条の十三第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により送付された書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、その事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

前三項に定めるもののほか、第一項の縦覧に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第二十七条の十五 何人も、公開買付届出書、公開買付撤回届出書、公開買付報告書又は意見表明報告書の受理があつたことをもつて、大蔵大臣が当該受理に係るこれらの書類の記載が真実かつ正確であり、又はこれらの書類のうち重要な事項の記載が欠けていないことを認定したものとみなすことができない。

公開買付者等及び対象会社等は、前項の規定に違反する表示をすることができない。

第二十七条の十六 第十六条の規定は、第二十七条の三第三項若しくは第二十七条の八第七項の規定に違反して大蔵省令で定める行為をした者又は第二十七条の九第二項若しくは第三項の規定に違反して当該株券等の買付け等をした者について準用する。この場合において、第十六条中「これを取得した者」とあるのは、「当該公開買付けに応じて当該株券等の売却等をした

者」と読み替へるものとする。

第二十七條の十七 第二十七條の五(第二十七條の八第十項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に違反して株券等の買付け等をした公開買付者等は、当該公開買付けに応じた株券等の売付け等をした者(第二十七條の五の規定に該当する株券等の売付け等を行った者及び次条第二項第一号に規定する一部の者を除く。)に対し、損害賠償の責めに任ずる。

前項の規定により賠償の責めに任ずべき額は、同項の買付け等を行った際に公開買付者等が支払った価格(これに相当する利益の供与を含み、当該価格が均一でないときは、その最も有利な価格とする。)から公開買付価格(公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載した買付け等の価格をいい、第二十七條の六第一項又は第二項の公告又は公表により買付け等の価格を変更したときは、当該変更後の買付け等の価格をいう。以下この章において同じ。)を控除した金額に前項の規定による請求権者の応募株券等(あん分比例方式により売付け等ができなかったものを除く。次条第二項及び第二十七條の二十第二項において同じ。)の数を乗じた額とする。

第二十七條の十八 第二十七條の十三第四項の規定に違反して公開買付けによる株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行った者(以下この条において「公開買付けをした者」という。)は、当該公開買付けに応じた株券等の売付け等をした者(次項第一号に掲げる場合にあつては公開買付価格より有利な価格(これに相当する利益の供与を含む。以下この条において同じ。)で売付け等をした者を除くものとし、次項第二号に掲げる場合にあつては当該公開買付けをした者が同号の異なる方式で株券等の買付け等をしたことにより株券等の売付け等ができなかつた者を含む。)に対し、損害賠償の責めに任ずる。

前項の規定により賠償の責めに任ずべき額は、次に掲げる場合には、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 当該公開買付けをした者が、当該公開買付けに応じた株券等の売付け等をした者の一部にの者に、公開買付価格より有利な価格で買付け等を行った場合 当該有利な価格(当該有利な価格と均一でないときは、その最も有利な価格とする。)から公開買付価格を控除した金額に前項の規定による請求権者の応募株券等の数を乗じた額

二 当該公開買付けをした者が公開買付届出書に記載されたあん分比例方式と異なる方式で株券等の買付け等をした場合 当該あん分比例方式で計算した場合に前項の規定による請求権者から買付け等がされるべき株券等の数から当該公開買付けをした者が当該請求権者から買付け等をした株券等の数を控除した数(当該請求権者から買付け等をしなかつた場合には、当該あん分比例方式で計算した場合に当該請求権者から買付け等がされるべき株券等の数とする。)に公開買付価格(前条第一項に該当する場合にあつては同条第二項に規定する公開買付者が支払った価格、前号に掲げる場合に該当する場合にあつては同号に定める有利な価格とし、そのいずれにも該当する場合にあつてはそのいずれか有利な価格とする。)から前項の規定による損害賠償を請求する時における当該株券等の市場価格(市場価格がないときはその時における処分推定価格とし、当該請求時前に当該株券等を処分した場合においてはその処分価格とする。)を控除した金額を乗じた額

第二十七條の十九 第十七條の規定は、重要な事項について虚偽の記載があり、又は表示すべき重要な事実若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている公開買付説明書その他の表示を使用して株券等の売付け等をさせた者について準用する。この場合にお

いて、同条中「当該有価証券を取得した者」とあるのは、「当該公開買付けに応じた株券等の売付け等をした者」と読み替へるものとする。

第二十七條の二十 第十八條第一項の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同項中「当該有価証券を当該募集又は売出しに取得した者」とあり、及び「当該有価証券を取得した者」とあるのは、「当該公開買付けに際して当該株券等の売付け等をした者」と、「その取得の申込みの際」とあるのは「その売付け等の際」と読み替へるものとする。

一 重要な事項について虚偽の表示があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている公開買付開始公告又は第二十七條の六第一項若しくは第二項、第二十七條の七第一項若しくは第二項(これらの規定を第二十七條の八第十二項において準用する場合を含む。)若しくは第二十七條の八第八項若しくは第十一項の規定による公告若しくは公表(以下この条及び次条において「公開買付開始公告等」という。)を行った者

二 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている公開買付届出書(その訂正届出書を含む。以下この条及び次条において同じ。)を提出した者

三 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている公開買付説明書(第二十七條の九第三項の規定により訂正された公開買付説明書を含む。以下この条及び次条において同じ。)を作成した者

前項(第一号を除く。)の規定の適用がある場合において、公開買付者が、当該公開買付期間の末日後に当該公開買付けに係る株券等の買付け等を当該公開買付けによらないで行う契約が

あるにもかかわらず、公開買付届出書又は公開買付説明書にその旨の記載をすることなく、当該公開買付期間の末日後に当該契約による買付け等をしたときは、当該公開買付者が当該公開買付けに応じた株券等の売付け等をした者(当該契約により株券等の売付け等をした者、第二十七條の五の規定に該当する株券等の売付け等をした者及び第二十七條の十八第二項第一号に規定する一部の者を除く。)に対し賠償の責めに任ずべき額は、当該公開買付者が当該買付け等をした価格(これに相当する利益の供与を含み、当該価格が均一でない場合には、その最も有利な価格とする。)から公開買付価格を控除した金額に前項において準用する第十八條第一項の規定による請求権者の応募株券等の数を乗じた額とする。

次に掲げる者は、前項の適用がある場合を除き、第一項各号に掲げる者と連帯して同項の規定による賠償の責めに任ずる。ただし、次に掲げる者が、記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、この限りでない。

一 第一項各号に掲げる者の特別関係者(第二十七條の二第七項第二号に掲げる者に限る。)

二 第一項各号に掲げる者が法人その他の団体である場合には、当該法人その他の団体の公開買付開始公告等、公開買付届出書の提出又は公開買付説明書の作成を行った時における取締役、監査役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者

第二十七條の二十一 第二十七條の十七第一項の規定による請求権及び第二十七條の十八第二項の適用がある場合における同条第一項の規定による請求権は、請求権者が当該違反を知つた時又は相当な注意をもつて知ることができるときから一年間、これを行わないときは、時効によつて消滅する。当該公開買付けに係る公開買付期間の末日の翌日から起算して五年間、これを行

わないときも、また、同様とする。

前条第二項の適用がある場合における同条第一項の規定による請求権は、請求権者が公開買付開始公告等、公開買付届出書又は公開買付説明書のうちに重要な事項について虚偽の記載若しくは表示があり、又は記載若しくは表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを知った時又は相当な注意をもつて知ることができるときから一年間、これを行わないときは、時効によつて消滅する。当該公開買付けに係る公開買付期間の末日の翌日から起算して五年間、これを行わないときも、また、同様とする。

第二十七条の二十二 大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、公開買付者又はその特別関係者その他の関係者に対し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、意見表明報告書の提出者又はその関係者に対し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第二章の二の次に次の一章を加える。

第二章の三 株券等の大量保有の状況に関する開示

第二十七条の二十三 株券、転換社債券その他の政令で定める有価証券（以下この項において「有価証券」という。）で証券取引所に上場されているもの（流通状況がこれに準ずるものとして政令で定める有価証券を含む。）の発行者である会社の発行する有価証券（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十二条の規定によりその株式につき株主が議決権を有しないこととされる場合における当該株式に係る株券その他の大蔵省令で定めるものを除く。以下この章において

「株券等」という。）の保有者で当該株券等に係るその株券等保有割合が百分の五を超えるもの（以下この章において「大量保有者」という。）は、大蔵省令で定めるところにより、株券等保有割合に関する事項、取得資金に関する事項、記載した報告書（以下「大量保有報告書」という。）を大量保有者となつた日から五日（日曜日その他政令で定める休日の日数は、算入しない。第二十七条の二十五第一項において同じ。）以内に、大蔵大臣に提出しなければならない。ただし、第三項に規定する保有株券等の総数に増加がない場合その他の大蔵省令で定める場合については、この限りでない。

前項の保有者には、自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて株券等を所有する者（売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する者その他これに準ずる者として政令で定める者を含む。）のほか、次に掲げる者を含むものとする。ただし、第一号に掲げる者については、同号に規定する権限を有することを知つた日において、当該権限を有することを知つた株券に限り、保有者となつたものとみなす。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する者（次号に該当する者を除く。）であつて、当該会社の事業活動を支配する目的を有する者

二 投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資をするのに必要な権限を有する者

第一項の株券等保有割合とは、株券等の保有者（同項に規定する保有者をいう。以下この章において同じ。）の保有（前項各号に規定する権

限を有する場合を含む。以下この章において同じ。）に係る当該株券等（その保有の態様その他の事情を勘案して大蔵省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の数（株券については株式の数を、その他のものについては大蔵省令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この章において同じ。）の合計から当該株券等の発行者である会社の発行する株券等のうち、第四十九条第一項に規定する信用取引その他大蔵省令で定める取引の方法により譲渡したことにより、引渡義務を有するものの数を控除した数（以下この章において「保有株券等の数」という。）に当該会社の発行する株券等に係る共同保有者の保有株券等の数を加算した数（以下この章において「保有株券等の総数」という。）を、当該会社の発行済株式の総数に当該保有者及び共同保有者の保有する当該株券等（株券を除く。）の数を加算した数で除して得た割合をいう。

前項の共同保有者とは、株券等の保有者が、当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の他の保有者と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当該会社の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の保有者をいう。

株券等の保有者とは当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の他の保有者が、株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある場合においては、当該他の保有者を当該保有者とする第三項の共同保有者とみなす。ただし、当該保有者又は他の保有者のいずれか他の保有株券等の数が大蔵省令で定める数以下である場合においては、この限りでない。

第二十七条の二十四 前条第二項第二号に掲げる者は、当該株券の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する顧客に対して、大蔵省令で定めるところにより、毎月一回以上、当該株券の保

有状況について説明した通知書を作成し、交付しなければならない。

第二十七条の二十五 大量保有報告書を提出すべき者は、大量保有者となつた日の後に、株券等保有割合（第二十七条の二十三第三項に規定する株券等保有割合をいう。以下この章において同じ。）が百分の一以上増加し又は減少した場合（保有株券等の総数の増加又は減少を伴わない場合を除く。以下この章において同じ。）その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合は、大蔵省令で定めるところにより、その日から五日以内に、当該変更に係る事項に関する報告書（以下「変更報告書」という。）を大蔵大臣に提出しなければならない。ただし、株券等保有割合が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された株券等保有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合その他の大蔵省令で定める場合については、この限りでない。

株券等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者は、短期間に大量の株券等を譲渡したものととして政令で定める基準に該当する場合においては、大蔵省令で定めるところにより、譲渡の相手方及び対価に関する事項についても当該変更報告書に記載しなければならない。

大量保有報告書又は変更報告書を提出する日の前日までに、新たに変更報告書を提出しなければならない事由が生じた場合には、当該変更報告書は、第一項本文の規定にかかわらず、提出されていないこれらの書類の提出と同時に大蔵大臣に提出しなければならない。

大量保有報告書又は変更報告書を提出した者は、これらの書類に記載された内容が事実と相違し、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が不十分であり、若しくは欠けていると認めるときは、訂正報告書を大蔵大臣に提出しなければならない。

第二十七条の二十六 証券会社、銀行、信託会社その他の大蔵省令で定める者（第三項に規定する基準日を大蔵大臣に届け出た者に限る。）が保有する株券等が当該株券等の発行者である会社の事業活動を支配することを保有の目的としないうもの（株券等保有割合が大蔵省令で定める数を超えた場合及び保有の態様その他の事情を勘案して大蔵省令で定める場合を除く。）又は国、地方公共団体その他の大蔵省令で定める者（第三項に規定する基準日を大蔵大臣に届け出た者に限る。）が保有する株券等（以下この条において「特例対象株券等」という。）に係る大量保有報告書は、第二十七条の二十三第一項本文の規定にかかわらず、株券等保有割合が初めて百分の五を超えることとなつた基準日における当該株券等の保有状況に関する事項で大蔵省令で定めるものを記載したものを、大蔵省令で定めるところにより、当該基準日の属する月の翌月十五日までに、大蔵大臣に提出しなければならない。

特例対象株券等に係る変更報告書（当該株券等が特例対象株券等以外の株券等になる場合の変更に係るものを除く。）は、第二十七条の二十五第一項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣に提出しなければならない。

一 前項の大量保有報告書に係る基準日の後の基準日における株券等保有割合が当該大量保有報告書に記載された株券等保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の当該大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

二 当該大量保有報告書に係る基準日の属する月の後の月の末日において株券等保有割合が大幅に増加し又は減少した場合として大蔵省令で定める基準に該当することとなつた場合 当該末日の属する月の翌月十五日

三 変更報告書に係る基準日の後の基準日における株券等保有割合が当該変更報告書に記載された株券等保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の当該大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

四 前三号に準ずる場合として大蔵省令で定める場合 大蔵省令で定める日

前二項の基準日とは、特例対象株券等の保有者が大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣に届出をした三月ごとの月の末日をいう。

第二十七条の二十七 株券等の保有者は、大量保有報告書若しくは変更報告書又はこれらの訂正報告書を提出したときは、遅滞なく、これらの書類の写しを当該株券等の発行者である会社及び次の各号に掲げる株券等の区分に応じ当該各号に定める者に送付しなければならない。

一 証券取引所に上場されている株券等の発行者である会社の発行する株券等 当該証券取引所

二 流通状況が前号に掲げる株券等に準ずるものとして政令で定める株券等の発行者である会社の発行する株券等 政令で定める証券業協会

第二十七条の二十八 大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、大量保有報告書及び変更報告書並びにこれらの訂正報告書が大蔵省に備え置き、これらの書類を受理した日から五年間、公衆の縦覧に供しなければならない。

証券取引所及び政令で定める証券業協会は、前条の規定により送付された前項に規定する書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの送付を受けた日から五年間、公衆の縦覧に供しなければならない。

大量保有報告書若しくは変更報告書又はこれらの訂正報告書に記載された取得資金に関する事項について、当該資金が銀行、信託会社その

他政令で定める金融機関（以下この項において「銀行等」という。）からの借入れによる場合（大蔵省令で定める場合を除く。）には、大蔵大臣は、第一項の規定にかかわらず、当該銀行等の名称を公衆の縦覧に供しないものとし、これらの書類を提出した者は、当該銀行等の名称を削除してこれらの書類の写しを送付するものとする。

第二十七条の二十九 第九条第一項及び第十条第一項の規定は、大量保有報告書及び変更報告書について準用する。この場合において、同項中「提出を命じ、必要があると認めるときは、第四條第一項の規定による届出の効力の停止」とあるのは、「提出」と読み替へるものとする。

前二条の規定は、前項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定により大量保有報告書又は変更報告書につき訂正報告書が提出された場合について準用する。

第二十七条の三十 大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、大量保有報告書の提出者又は当該提出者の共同保有者その他の関係者に対し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

第百八十四条の次に次の一条を加える。

第百八十四条の二 大蔵大臣は、この法律に相当する外国の法令（以下この条において「外国証券法」という。）を執行する当局（以下この条において「外国証券規制当局」という。）から、その所掌に属する当該外国証券法令を執行するために行政上の調査に關し、協力の要請があつた場合においては、当該要請に應ずることが相当と認めるときは、当該要請に應ずるために必要か

つ適當であると認められる範囲内において、当該外国にある者を相手方として有価証券の売買その他の取引を行う者その他関係人に対して、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

大蔵大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定による処分をすることができない。

一 我が国が行う同種の要請に應ずる旨の当該外国証券規制当局の保証がないとき。

二 当該外国証券規制当局の要請に基づき当該処分をすることが我が国の資本市場に重大な悪影響を及ぼし、その他我が国の利益を害するおそれがあると認められるとき。

第一項の協力の要請が外国証券規制当局による当該外国証券法令に基づく行政処分（当該処分を受ける者の権利を制限し、又はこれに義務を課すものに限る。）を目的とする場合には、当該要請に應ずるに当たつて、大蔵大臣は、外務大臣に協議するものとする。

第一項の規定による処分により提出された報告又は資料については、その内容が外国における刑事事件の捜査に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第百八十五条第一項中「及び第二十七條の八第一項」を削り、「第五十五條」を第二十七條の二十二、第二十七條の三十第一項、第五十五條に改める。

第百九十条の二第五項第四号中「（同項ただし書に規定する政令で定める公開買付けを除く。）」を「（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）」に改める。

第百九十条の三第一項中「（同項ただし書に規定する政令で定める公開買付けを除く。）」を「（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）」に改め、同条第五項中「第二十七條の三第二項の規定により公告」を「第二十七條の三第一項の規定による公

告若しくは第二十七條の十一第二項の規定による公告若しくは公表に、「第二十七條の七第一項に規定する公開買付け届出書が同項の規定により」を「第二十七條の十四第一項の規定により同項の公開買付け届出書若しくは公開買付け撤回届出書が」に改める。

第九十一條の二「又は証券会社」を、「証券会社又は第二十七條の三第三項に規定する公開買付け者等」に、「又は有価証券の発行者」を、「有価証券の発行者又は同条第二項に規定する公開買付け者に、但し」を「ただし」に改める。

第九十一條の四第一項中「売出し」を「売出し」に、「且つ」を「かつ」に、「以て」を「もつて」に、「予め」を「あらかじめ」に、「本条中」を「この条において」に改め、「(明治三十二年法律第四十八号)」を削る。

第九十七條中第一号の四を第一号の六とし、第一号の三を第一号の五とし、同条第一号の二の次に次の二号を加える。

一 第三十七條の三第一項、第二十七條の六第一項若しくは第二項、第二十七條の七第一項若しくは第二項(これらの規定を第二十七條の八第十二項において準用する場合を含む。)、第二十七條の八第八項若しくは第十一項、第二十七條の十一第二項又は第二十七條の十三第一項の規定による公告又は公表に当たり、重要な事項につき虚偽の表示をした者

一 第四十七條の三第二項の規定による公開買付け届出書、第二十七條の八第一項から第四項までの規定による訂正届出書、第二十七條の十一第三項の規定による公開買付け撤回届出書、第二十七條の十三第二項の規定による公開買付け報告書又は同条第三項において準用する第二十七條の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

第九十八條第一号の二「を含む」の下に「又は第二十七條の三第四項(第二十七條の八第六項(第二十七條の十三第三項において準用する第六項(第二十七條の十三第三項において準用する

場合を含む。)、第二十七條の十一第四項及び第二十七條の十三第三項において準用する場合を含む。)」を、「写しの提出」の下に「又は送付」を加え、「提出した者」を「提出し又は送付した者」に改め、同条第二号中「第二十七條の二第一項」を「第二十七條の三第三項、第二十七條の八第七項若しくは第九項」に改める。

第九十八條第二号の次に次の一号を加える。

二 第二十七條の三第一項の規定による公告を行わない者

第九十八條第三号中「又は第二十四條の二第一項」を、「第二十四條の二第一項」に改め、「訂正報告書」の下に、「第二十七條の三第三項の規定による公開買付け届出書、第二十七條の十一第三項の規定による公開買付け撤回届出書、第二十七條の十三第二項の規定による公開買付け報告書、第二十七條の十三第三項の規定による公開買付け報告書、第二十七條の十三第三項の規定による大量保有報告書又は第二十七條の二十五第一項若しくは第二十七條の二十六第二項の規定による変更報告書」を加え、同条第四号中「又は第二十七條の二の規定による公開買付け届出書若しくはその訂正届出書」を、「第二十七條の十第一項の規定による意見表明報告書、同条第二項において準用する第二十七條の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書、第二十七條の二十三第一項若しくは第二十七條の二十六第一項の規定による大量保有報告書、第二十七條の二十五第一項若しくは第二十七條の二十六第二項の規定による変更報告書又は第二十七條の二十五第四項若しくは第二十七條の二十九第一項において準用する第九條第一項若しくは第十條第一項の規定による訂正報告書」に改め、同条に次の二号を加える。

六 第二十七條の九第一項の規定による公開買付け説明書又は同条第三項の規定により訂正した公開買付け説明書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを交付した者

七 第二十七條の十一第一項ただし書の規定に該当しないにもかかわらず、同項本文に規定

する公開買付けの撤回等を行う旨を第二十七條の三第一項に規定する日刊新聞紙に掲載して公告を行つた者

第二百九條第一号中「を含む」の下に「又は第二十七條の三第四項(第二十七條の八第六項(第二十七條の十三第三項において準用する場合を含む。))」を加え、「提出しない者」を「提出し又は送付しない者」に改め、同条第二号の二「又は第二十七條の四」を、「第二十七條の五(第二十七條の八第十項において準用する場合を含む。))又は第二十七條の十三第四項若しくは第五項」に改め、同条第二号の五中「の規定に違反して同項の規定による」を「又は第二十七條の十四第二項の規定に違反して」に改め、同条第二号の六から第二号の九までを次のように改める。

二 第六十七條の七第二項(第二十七條の八第十二項において準用する場合を含む。)、第二十七條の八第八項若しくは第十一項又は第二十七條の十三第一項の規定による公告又は公表を行わない者

二 第七十七條の八第二項から第四項までの規定による訂正届出書又は第二十七條の十三第三項において準用する第二十七條の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

二 第八十七條の九第二項又は第三項の規定に違反して公開買付け説明書又は訂正した公開買付け説明書を交付しなかつた者

二 第九十七條の十第一項の規定による意見表明報告書を提出しない者

第二百九條第二号の次に次の二号を加える。

二 第十十七條の十第三項(同条第四項において準用する場合を含む。))又は第二十七條の二十七(第二十七條の二十九第二項において準用する場合を含む。))の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

二 第十一十七條の二十九第一項において準用する第九條第一項又は第十條第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

第二百九條第二号及び第二号の二を次のように改める。

二 第二十七條の十第二項において準用する第二十七條の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

二 第二十七條の十第三項(同条第四項において準用する場合を含む。))又は第二十七條の二十七(第二十七條の二十九第二項において準用する場合を含む。))の規定による書類の写しを送付しない者

第二百九條第二号の二の次に次の一号を加える。

二 第三十七條の十五第二項の規定に違反した者

第二百九條第三号中「第二十七條及び第二十七條の八第一項において準用する場合を含む。」、第二十七條の八第二項を「(第二十七條において準用する場合を含む。)、第二十七條の二十二、第二十七條の三十」に改め、同条第十五号中「及び第二十七條の八第一項」を削り、「第五十五條」を「第二十七條の二十二、第二十七條の三十第一項、第五十五條」に改める。

第二百九條第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第二十七條の二十四の規定に違反して、通知書を交付せず、又は同条に規定する事項を記載しない通知書若しくは虚偽の記載をした通知書を交付した者

第二百九條に次の一号を加える。

六 第九十八條の二第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十三条の三に一項を加える改正規定、第二十四条第一項第三号の改正規定、第二十四条の五第一項及び第三項の改正規定、第二十五条第一項の改正規定、第百八十四条の次に一条を加える改正規定並びに第二百九条に一号を加える改正規定(同条第六号に係る部分に限る)は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の証券取引法(以下「新法」という)第二十七条の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)以後の株券等の有価証券市場外における買付け等について適用し、施行日前の株券等の有価証券市場外における買付け等については、なお従前の例による。

第三条 施行日前に改正前の証券取引法第二十七条の二第一項の規定による届出をした同項の公開買付けについては、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際現に大量保有者(新法第二十七条の二三第一項に規定する大量保有者をいう。以下この条において同じ)に該当する者については、施行日に大量保有者となつたものとみなして、新法第二十七条の二三から第二十七条の三までの規定(これらの規定に係る罰則を含む)を適用する。ただし、施行日において株券等保有割合(新法第二十七条の二三第三項に規定する株券等保有割合をいう)が百分の五以下となつたときは、この限りでない。

2 前項の場合において、同項の大量保有者が提出すべき新法第二十七条の二三第一項に規定する大量保有報告書の記載内容の特例については、大蔵省令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第五条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に

係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第七条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第八十一号及び第五條第四十七号中「有価証券の公開買付けに関する届出書」を「有価証券の公開買付けに関する届出書等、株券等の大量保有の状況に関する報告書」に改める。

四月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第六一八号)

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第六一九号)

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第六三九号)

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第六四〇号)

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第六八一号)

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第七一四号)

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第七三三号)

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第七三六号)

第六一八号 平成二年四月十三日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願(三通)
請願者 熊本県水俣市長野町一ノ二 植柳

フミ子 外二名
紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六一九号 平成二年四月十三日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願(十通)
請願者 千葉県流山市南流山二ノ一四ノ六

佐藤英緒 外九名
紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第六三九号 平成二年四月十六日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願(三通)
請願者 熊本県水俣市袋八陣原二ノ四 高

倉史朗 外二名
紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六四〇号 平成二年四月十六日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願(十通)
請願者 長野県小県郡東部町田中 小野ひ

さ子 外九名
紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第六八一号 平成二年四月十七日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願(三通)
請願者 熊本県水俣市丸島町一ノ三ノ二

丁礼子 外二名
紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六八二号 平成二年四月十七日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願(十通)
請願者 静岡県焼津市すみれ台二ノ二ノ

一四 宮入つた 外九名
紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第七一四号 平成二年四月十八日受理

消費税法の即時撤廃に関する請願(三通)
請願者 熊本県水俣市長野町一三ノ九 谷

口克彦 外二名
紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七一五号 平成二年四月十八日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願(十通)
請願者 福島県郡山市並木五ノ五ノ五〇

日比野千鶴子 外九名
紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第七三五号 平成二年四月十九日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願(三通)
請願者 熊本県水俣市長野町一ノ二 植柳

菜穂美 外二名
紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七三六号 平成二年四月十九日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願(十通)
請願者 福島県郡山市神明町一三ノ一六

本郷きよえ 外九名
紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

五月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第七六九号)(第七七〇号)

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第七七三三号)

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第七七四号)

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第七八六号)

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第七八七号)

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第七九

(二号)

一、消費税の廃止に関する請願(第七九三号)

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第八〇九号)

一、消費税の廃止に関する請願(第八一〇号)

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第八五八号)

一、消費税の廃止に関する請願(第八五九号)

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第九一二号)

一、消費税の廃止に関する請願(第九一三号)

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第九五九号)

一、消費税の廃止に関する請願(第九六〇号)

第七六九号 平成二年四月二十日受理
消費税の即時撤廃に関する請願

請願者 群馬県吾妻郡吾妻町大字植栗一、三〇〇 樹下仲雄 外三万三千九百四十五名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第七七〇号 平成二年四月二十日受理
消費税の即時撤廃に関する請願

請願者 群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町九八七 上木盛一 外三万三千九百四十六名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第七七三号 平成二年四月二十日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願(三三三)

請願者 熊本県水俣市袋二、七五一ノ二 杉本栄子 外二名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七七四号 平成二年四月二十日受理
消費税の廃止に関する請願(十通)

請願者 福島県郡山市長者二ノ二ノ一〇 滝田兼充 外九名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第七七八号 平成二年四月二十一日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願(三三三)

請願者 熊本県水俣市多々良町四ノ二六 柳田みどり 外二名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七七八号 平成二年四月二十一日受理
消費税の廃止に関する請願(十通)

請願者 名古屋市長区鳴子町一ノ六 大野久美子 外九名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第七九二号 平成二年四月二十三日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願(三三三)

請願者 熊本県清水町五ノ三 土持駿 外二名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七九三号 平成二年四月二十三日受理
消費税の廃止に関する請願(十通)

請願者 福島県郡山市鶴見垣三ノ一九ノ四 佐久間ヨシエ 外九名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第八〇九号 平成二年四月二十四日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願(三三三)

請願者 熊本県水俣市長野町四ノ三 永松恭子 外二名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八一〇号 平成二年四月二十四日受理
消費税の廃止に関する請願(十通)

請願者 名古屋市長区貴船一ノ三三八 恒川サヨ子 外九名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第八五八号 平成二年四月二十五日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願(三三三)

請願者 熊本県水俣市袋一、八一八 元村節子 外二名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八五九号 平成二年四月二十五日受理
消費税の廃止に関する請願(十通)

請願者 名古屋市長区今池二ノ二三ノ一 岡本正子 外九名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第九一二号 平成二年四月二十六日受理
消費税法の即時撤廃に関する請願(三三三)

請願者 熊本県水俣市袋一、九七七 森カヲリ 外二名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九一三号 平成二年四月二十六日受理
消費税の廃止に関する請願(十通)

請願者 名古屋市長区鳴子町五ノ四九 青島宏行 外九名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九六〇号 平成二年四月二十七日受理
消費税の廃止に関する請願(十通)

請願者 東京都中野区南台四ノ三ノ一一 野中セツ子 外九名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

五月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第九七四号)

一、消費税の廃止に関する請願(第九七五号)

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第九八四号)

一、消費税の廃止に関する請願(第九八五号)

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第九八九号)

一、消費税の廃止に関する請願(第九九〇号)

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第一〇〇六号)

一、消費税の廃止に関する請願(第一〇〇七号)

一、消費税法の即時撤廃に関する請願(第一〇一八号)

消費税法の即時撤廃に関する請願(三通)

請願者 熊本県水俣市袋陣原一九ノ一 藤

本寿子 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一二二六号 平成二年五月十七日受理

消費税の廃止に関する請願(二通)

請願者 東京都渋谷区恵比寿南一ノ二五ノ

四ノ三〇一 今井三代子 外一名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二号中正誤

ペジ 段 行 誤

二 四 五 部門

部分 正

三 三 終わり プレンディ

プレイディ

ハ 三 七 なんとという

なんとという

三 二 終わり 再会

再開

第四号中正誤

ペジ 段 行 誤

三 二 終わり いたします

いたします

平成二年六月二十一日印刷

平成二年六月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局